

第 2 次 日 向 市
総 合 計 画
2017-2024

ごあいさつ

Mayor's Greetings



わが国は、世界に類を見ないスピードで少子高齢社会が進展し、本格的な人口減少社会を迎えた中で、人口減少をどう抑制し、地域の活力を失わずに元気で活力ある地域社会をいかにして維持していくかが大きな課題となっています。

本市は、重要港湾「細島港」や神武天皇お舟出の地として知られる「美々津港」など、古くから海上交通の要衝として栄えてきました。また、日向・東臼杵圏域は、全国に誇れる豊かな山林資源を有しており、圏域の玄関口としての役割も果たしています。

こうした特性を生かし、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」を本市の目指す将来像に定め、その実現に向けて市民の皆さんと市が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための「市民共有」の指針として「第２次日向市総合計画」を定めました。

計画では、人口減少が進んでも活力ある地域を維持していくために、「若者」に焦点を当て、「若者に選ばれるまち“日向”の未来づくり」を重点戦略に位置付け、「未来へつなげる人づくり」「活力を生み出すにぎわいづくり」「笑顔で暮らせるまちづくり」に取り組むこととしております。

今後は、市民の皆さんをはじめ、国、県、近隣自治体や関係団体の皆さんと連携を深めながら、計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えますのでご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました市議会や総合計画審議会委員、市民ワークショップにご参加いただいた皆さん、そして、貴重なご意見やご提言をいただきました市民や関係者の皆さんに対し、心より感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月
日向市長 十屋 幸平

日向市民憲章

わたしたちの日向市は、緑と黒潮につつまれ清流と天然の良港にめぐまれた美しいまちです。
わたしたちは、日向市の市民であることに誇りと責任を持ち、未来を拓く活力あふれる明るく豊かなまち
にするため、ここに、この憲章を定めます。

一.郷土を愛し 人にやさしい住みよいまちをつくりましょう

一.自然を愛し きれいなまちをつくりましょう

一.教養を高め 文化のまちをつくりましょう

一.きまりを守り 明るいまちをつくりましょう

一.元気に働き 豊かなまちをつくりましょう

平成 23 年4月 1 日制定

目次Contents

第 1 部 計画の策定にあたって

第 1 章 はじめに	2
1 計画の策定趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の構成と期間	
第 2 章 日向市の概要と特性	4
1 位置と地勢	
2 沿革	
3 日向市の特性	
4 総合計画の推移	
第 3 章 時代の潮流	7
1 少子高齢化・人口減少社会の進展	
2 安全・安心への意識の高まり	
3 地球環境問題の深刻化	
4 高度情報化社会の進展	
5 グローバル化の進展	
6 価値観やライフスタイルの多様化	
7 地方を取り巻く状況の変化	
第 4 章 日向市の現況	10
1 人口	
2 経済状況	
3 財政状況	
第 5 章 市民ニーズの動向	19
1 市民アンケート調査結果	
2 高校生アンケート調査結果	
3 市民からの意見	
第 6 章 まちづくりの重点課題	25
1 市民の命を守るまちづくり	
2 子育て環境や教育環境の充実	
3 若者が魅力を感じる活気あるまちづくり	
4 元気な高齢期を迎える健康長寿のまちづくり	
5 地域資源を生かした産業の活性化	
6 利便性の高い生活拠点と地域公共交通網の形成	
7 地域力の活用と連携強化	

第2部 基本構想

第1章 基本理念と将来像	30
1 まちづくりの基本理念	
2 将来像とキャッチフレーズ	
第2章 まちづくりの基本目標	33
1 まちづくりの基本目標	
2 基本目標別の目指す将来像	
第3章 構想の推進に向けて	36

第3部 基本計画

第1章 施策体系図	38
第2章 重点戦略と重点プロジェクト	39
第3章 基本目標別の施策	44
【基本目標1】教育文化	45
1-1 生きる力を育む教育の推進	46
1-2 魅力ある教育体制や環境の充実	50
1-3 地域が一体となった青少年の育成	53
1-4 社会教育の推進	56
1-5 図書館サービスの充実	59
1-6 地域文化の保存・継承・活用	62
1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり	65
1-8 人権・平和の尊重	68
1-9 男女共同参画社会づくり	71
1-10 国際化への対応と国際交流の推進	74
【基本目標2】健康福祉	77
2-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	78
2-2 健康に暮らせるまちづくり	83
2-3 高齢者の生きがいづくりと支援の充実	86
2-4 障がい福祉の充実	89
2-5 地域福祉の充実と生活支援	92
2-6 社会保障制度の安定運営	95
【基本目標3】産業振興	98
3-1 農業の振興	99
3-2 林業・木材産業の振興	104

3-3 水産業の振興	107
3-4 商工業の振興	110
3-5 雇用の確保と創出	113
3-6 企業誘致と次世代産業の育成	116
3-7 地域を活性化する観光の振興	119
【基本目標4】生活環境	123
4-1 消防体制の充実	124
4-2 防災体制の充実	127
4-3 安全・安心な生活環境の確保	131
4-4 循環型社会の実現	135
4-5 自然環境の保全と活用	138
4-6 安全で安定した水の供給	141
4-7 生活排水の適切な処理	144
4-8 快適な住宅環境の整備	147
【基本目標5】社会基盤	150
5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成	151
5-2 生活の質を高める都市基盤の整備	154
5-3 利便性の高い道路の整備	157
5-4 美しい景観の保全と形成	160
5-5 港湾機能の充実と活用	163
5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進	166
【基本目標6】地域経営	169
6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化	170
6-2 中山間地域の活性化と移住の促進	173
6-3 市民に信頼される行政サービスの提供	176
6-4 効果的・効率的な行政経営の推進	179
6-5 未来につなげる財政運営	183

資料編

日向市総合計画策定条例	188
策定体制	189
策定経過	190
日向市総合計画審議会条例	191
日向市総合計画審議会諮問	192
日向市総合計画審議会答申	193
日向市総合計画審議会委員名簿	194
日向市総合計画策定委員会設置規程	195
日向市総合計画策定委員会名簿	196
日向の未来デザイン絵画コンクール	197

第 1 部
計画の策定に
あたって

Plan Foreword

1 計画の策定趣旨

本市では、平成 19 年 3 月に前総合計画である「新しい日向市総合計画」を策定し、「市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい人とまち」をキャッチフレーズに掲げ、市民との協働によるまちづくりを推進し、市内各地では、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりが行われてきました。

しかしながら、この間にも少子高齢化・人口減少は急速に進行しており、自然災害に対する防災意識の高まりや情報通信技術の急速な進展など、国全体が大きな変革期を迎えています。

こうした時代の変化に対応し、「市民との協働のまちづくり」をより一層強力に推進しながら、人口減少が進んでもまちの活力を失うことなく、元気で魅力あるまちづくりに取り組むための計画として、今後の 8 年間を見据えた「第 2 次日向市総合計画（元気な日向 未来づくりプラン 2017）」を策定します。

2 計画の位置付け

第 2 次日向市総合計画は、日向市総合計画策定条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定するものです。

また、本市が目指す将来像の実現に向け、市民の皆さんと市が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じ、主体的にまちづくりを進めていくための「市民共有」の指針とします。

3 計画の構成と期間

第 2 次日向市総合計画は、日向市総合計画策定条例に基づき、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

（1）基本構想

本市のまちづくりに対する基本理念や目指す将来像を定め、その実現に向けた基本目標を示します。
計画期間は、平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間とします。

（2）基本計画

基本構想に定めた将来像の実現に向け、基本目標ごとに推進する施策を掲げ、目指すべき姿や施策の方向性、主な指標と目標値を示します。計画期間は、前期計画、後期計画それぞれ 4 年間とします。

前期計画期間：平成 29 年度から平成 32 年度まで

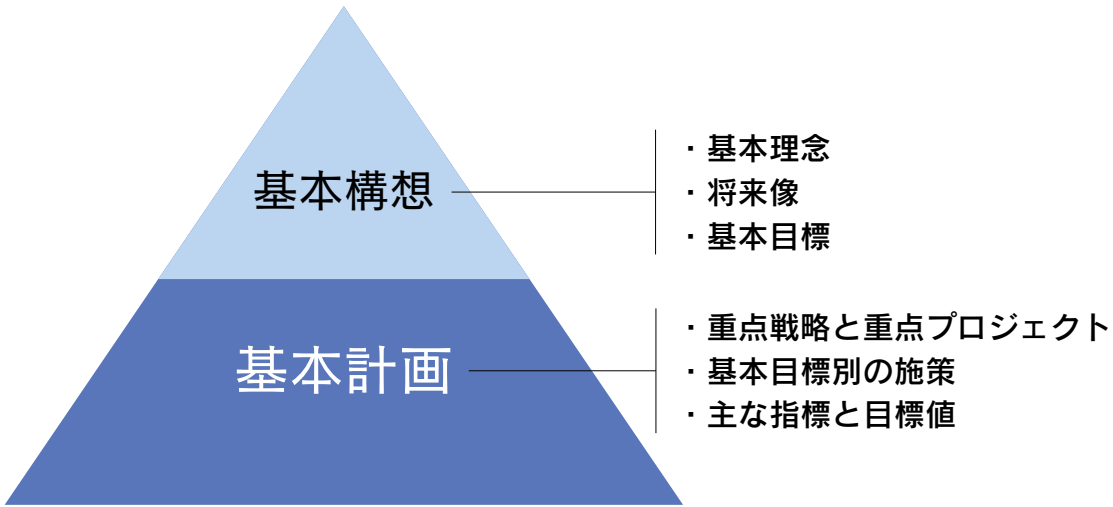
後期計画期間：平成 33 年度から平成 36 年度まで

（3）重点戦略・重点プロジェクトの設定

限られた経営資源（人、もの、金）で、目指す将来像を実現するためには、選択と集中により、戦略的に施策を推進することが求められます。

そのため、総合計画期間内に、分野を横断して取り組む重要施策を「重点戦略」として位置付け、具体的に取り組む「重点プロジェクト」を設定します。

【計画の構成】



【計画の期間】

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
基本構想	基本構想（平成 29 年度～平成 36 年度）							
基本計画	前期基本計画（平成 29 年度～ 32 年度）				後期基本計画（平成 33 年度～ 36 年度）			

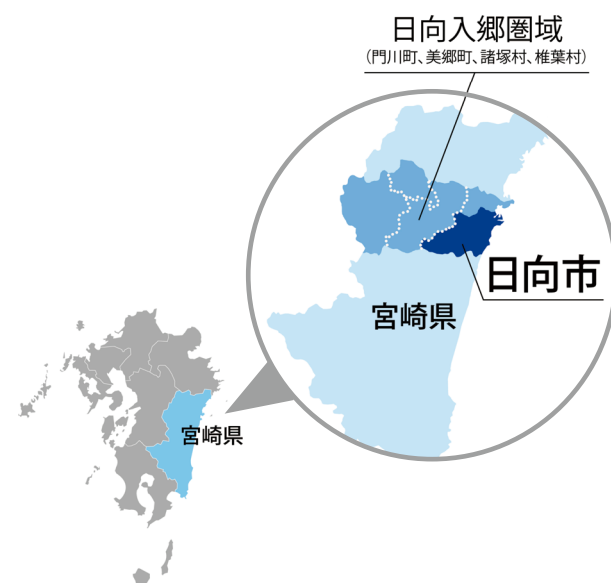
日向市の概要と特性

1 位置と地勢

本市は、宮崎県の北東部に在り、東経 131 度 37 分、北緯 32 度 25 分に位置しています。北は、門川町、西は美郷町、南は都農町および木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が還流しています。

また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道 10 号と国道 327 号との結節点であり、九州山地に連なる入郷地域の山の文化（森林文化）と太平洋の海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。

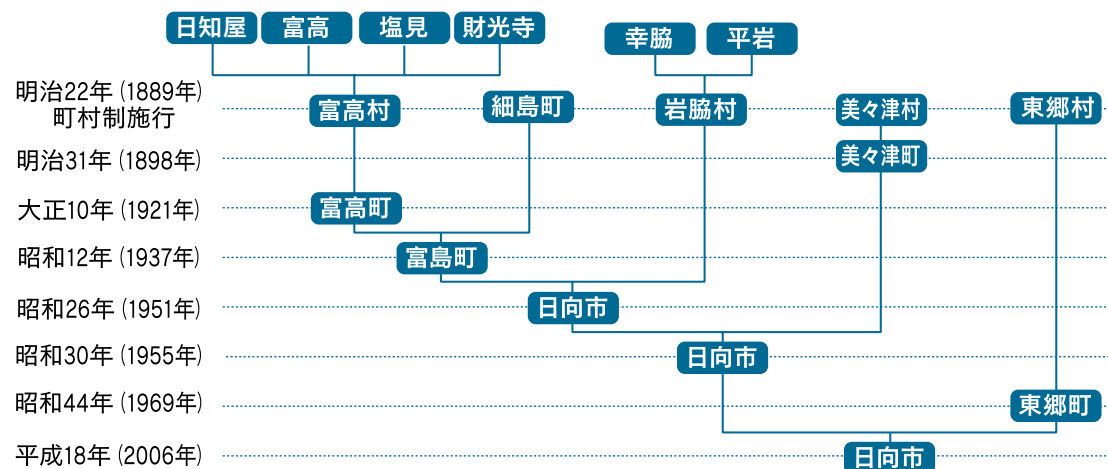
市域面積は、336.93km²、人口は 61,761 人（平成 27 年国勢調査人口）であり、県内では 4 番目の人口規模となっています。



2 沿革

明治 22 年の町村制の施行により、日知屋、富高、塩見、財光寺が合併して富高村となり、細島は単独で細島町に、また、幸脇と平岩が合併して岩脇村となりました。明治 31 年に美々津村が美々津町となり、大正 10 年には、富高村が富高町に、昭和 12 年には富高町と細島町が合併し、富島町となりました。

そして、昭和 26 年 4 月 1 日に富島町と岩脇村が合併し、県内では 6 番目の市として日向市が誕生しました。その後、昭和 30 年 1 月 1 日に美々津町、平成 18 年 2 月 25 日には東郷町と合併し、現在の日向市となっています。



3 日向市の特性

(1) 温暖な気候と豊かな自然

- ・本市は、年間平均気温が約17度と温暖で降雪を見ることはほとんどなく、年間降水量は2,000mmを超えており、年間日照時間も2,000時間を超えるなど、全国でも有数の晴天に恵まれた地域です。
- ・本市は、日豊海岸国定公園の南端に位置しており、「日向岬馬ヶ背」や全国有数のサーフスポットである白砂青松の「お倉ヶ浜」など、海岸線が織りなす景観は自然のつくり出した芸術ともいえます。
- ・本市の山間部には、冠岳から尾鈴山麓に連なる壮大な山々があり、耳川水系、小丸川水系の清らかな河川が流れており、山桜やつつじなど季節ごとに彩りを変え、訪れる人を楽しませてくれます。

(2) 国民的歌人「若山牧水」などの文化・歴史資源

- ・東郷地区は、国民的歌人「若山牧水」生誕の地であり、耳川支流の坪谷川周辺には「若山牧水生家」、「若山牧水記念文学館」「牧水公園交流施設」が整備されています。
- ・美々津地区は、廻船問屋などで栄えた古い歴史を持つ港町であり、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、趣のある個性的な町並みが保存されており、神武天皇のお舟出伝説の地としても知られています。
- ・細島地区は、古くから東九州の海上交通の要衝として栄えた港町であり、国指定文化財「名勝 妙国寺庭園」や大正時代に建築された「旧高鍋屋旅館」（現在は「日向市細島みなと資料館」として活用）があります。
- ・平岩地区は、木喰行道上人が愛宕勝軍地藏坐像と利剣六字名号を残した「平岩地藏尊」があり、毎年2月の大祭ではやぐら餅つき大会などが盛大に行われています。

(3) 豊かな食と暮らしを支える農林水産業

- ・本市は、全国でも有数の林業地帯である耳川流域の玄関口に位置しており、流域の豊富な森林資源や充実した生産基盤を背景に原木市場や製材工場が集積する木材加工流通の拠点となっています。
- ・本市は、耳川流域の豊かな森林資源の恵みを受け、あゆ、うなぎ、岩ガキといった水産資源にも恵まれています。
- ・本市は、県内でも有数のブロイラー飼養地域となっており、宮崎ブランドとして全国でも人気のある「みやざき地鶏頭」も飼養されています。
- ・本市は、日向ブランドである「へべす」や「日向完熟マンゴー」の生産拡大や普及に取り組んでおり、近年は需要が増加しています。

(4) 重要港湾「細島港」を擁する港湾工業都市

- ・本市は、重要港湾「細島港」を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担っています。
- ・近年は、沖防波堤や国際物流ターミナルなどのインフラ整備が進み、東九州自動車道「北九州～宮崎間」が全線開通するなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、「九州の扇の要」としてますます期待されています。

(5) 日向市駅を中心とした機能的でコンパクトな中心市街地

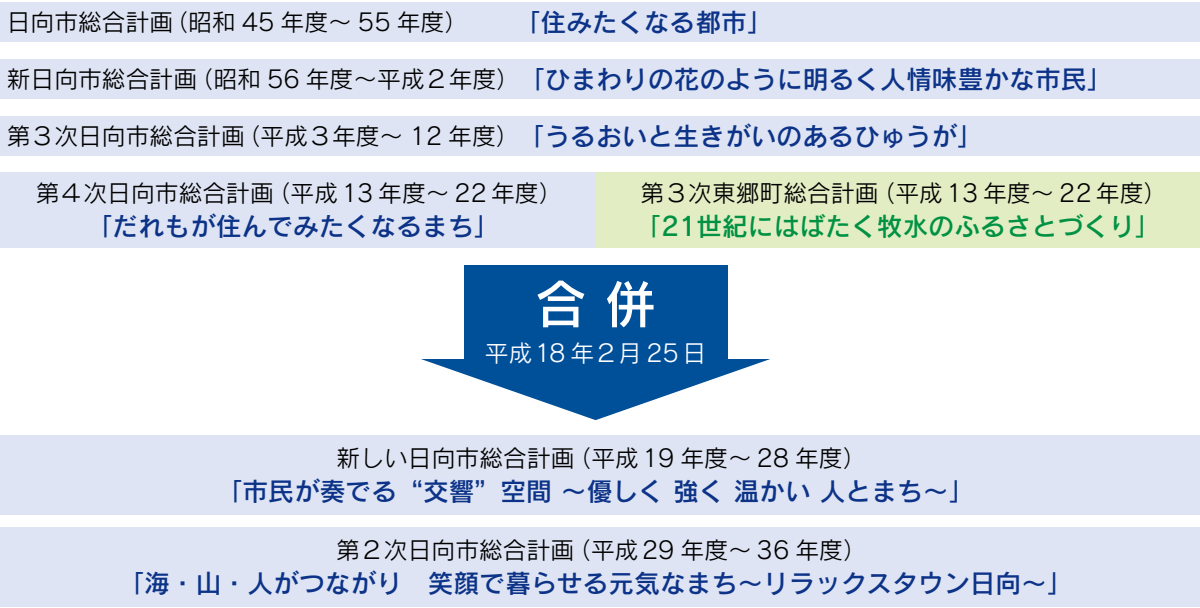
- ・日向市駅を核とする中心市街地は、日向入郷圏域の玄関口として古くから生活文化の交流拠点としての役割を果たしてきました。
- ・本市は、日向市駅を中心とする半径3kmの範囲に市街化区域のほとんどが含まれる機能的でコンパクトな町並みが形成されており、駅前交流広場を活用した催しなどにぎわいが創出されています。
- ・日向市駅は、耳川流域の杉材をふんだんに使った独特の建築様式が世界で高い評価を受け、鉄道に関する国際的なデザインコンテストであるブルネル賞の最優秀賞を平成20年に受賞しています。

4 総合計画の推移

本市では、昭和45年の「日向市総合計画」から平成13年の「第4次日向市総合計画」に至るまで、それぞれの時代の社会経済情勢を踏まえた総合計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

平成18年2月25日には、東郷町との合併により新しい「日向市」が誕生し、合併前両市町の「第4次日向市総合計画」と「第3次東郷町総合長期計画」を踏まえ、新市建設計画「日向・東郷まちづくり計画」を策定しました。

その後、急激に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、地方分権改革の進展などの社会情勢の変化や合併による市勢の変化に対応するために、平成19年3月に「新しい日向市総合計画」を策定しました。



第3章
第1部

計画の策定にあたって
時代の潮流

1 少子高齢化・人口減少社会の進展

我が国の総人口は、平成 16 年の約 1 億 3 千万人をピークに減少に転じ、平成 27 年の国勢調査では 1 億 2,709 万 5 千人（平成 27 年 10 月 1 日現在）となっています。

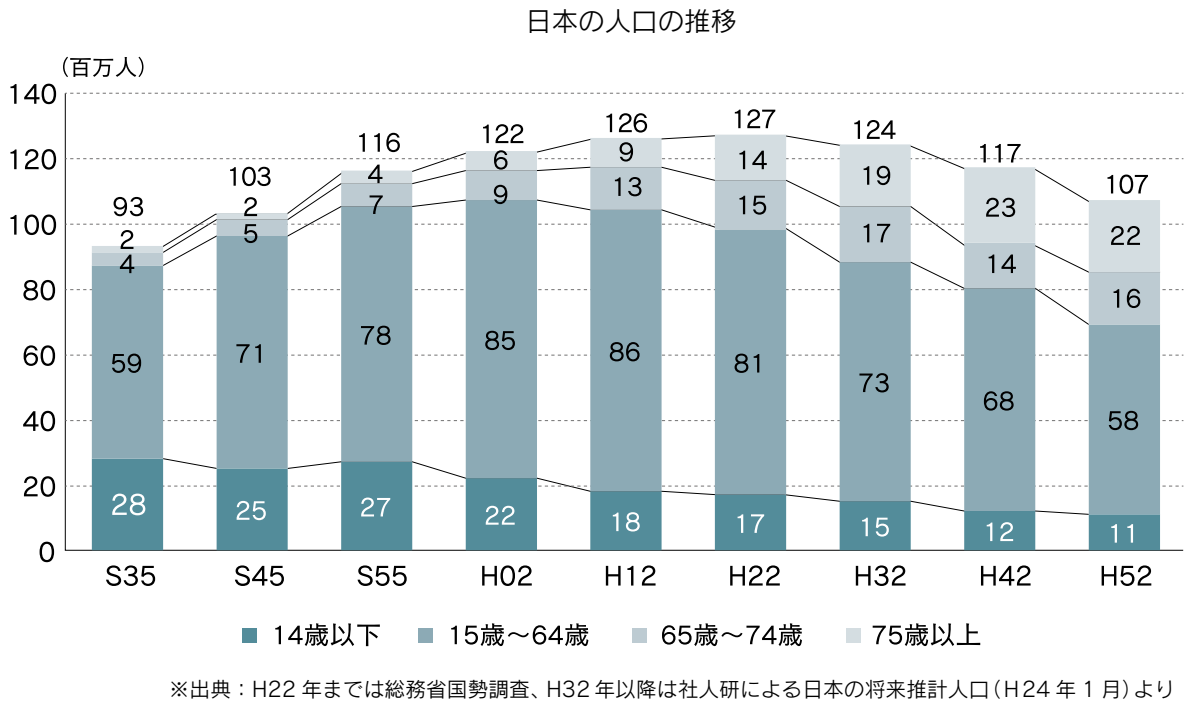
合計特殊出生率は、晩婚化・未婚化により人口を維持していくために必要な 2.07 に対して 1.46（平成 27 年）と大きく下回っており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計によると、平成 42 年には 1 億 1,662 万人、平成 72 年には 8,674 万人にまで人口が減少すると予測されています。

また、年少人口（0 歳～ 14 歳）が減少する一方で高齢者人口（65 歳以上）は増加し、平成 37 年には団塊の世代が 75 歳以上を迎えることから、高齢者人口が 3,657 万人に達し、約 3 人に 1 人が高齢者という状況が見込まれています。

また、高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合は、平成 37 年に男性が 14.6%、女性が 22.6% と見込まれ、認知症高齢者数も、高齢者人口の 20.6% に達するなど、この 10 年間にさまざまな面において大きく変化することが予想されます。

こうしたことから、少子高齢化・人口減少社会では、医療や介護に係る社会保障費の増大を始めとし、子育てや介護に対する市民ニーズの増大、地域活力の低下などさまざまな課題への対応が求められます。

将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためにも、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持って暮らせる支え合いの社会の実現や子育て世代が安心して子どもを産み育てられる生活環境の充実など、国と地方自治体が一体となって地方創生の取組を進めていく必要があります。



2 安全・安心への意識の高まり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、被災地だけでなく我が国全体に甚大な被害をもたらし、国民の意識やライフスタイルを変えるほどの大きな衝撃を与えました。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、震度 7 の地震が連続して発生するなど、これまでの防災対策、被災者支援対策を改めて見直す必要が生じています。

また、子どもや高齢者が被害者となる凶悪事件や詐欺事件、インターネット犯罪や麻薬などの危険薬物による事件が増えるなど身近な地域社会での犯罪に対する不安も増大しています。

こうしたさまざまな危機に対応するために、行政だけでなく地域社会が連携し、安全で安心なまちづくりに取り組む必要があります。

3 地球環境問題の深刻化

地球温暖化や大気汚染、生態系の変化など地球規模で環境問題が深刻化する中で、資源の再利用を推進し、人と自然が共生できる自然共生社会、低炭素社会※、循環型社会※の構築への意識や関心が高まっています。

また、東日本大震災を契機に、環境に対する国民の意識は大きく変化し、大量の資源やエネルギーを消費する社会の在り方や自然との関わり方について見直しが求められています。

そのため、自然環境の保全やごみの減量化・資源化などにより環境への負荷軽減を図り、環境に優しい低炭素社会、循環型社会を形成し、人と自然が共生できる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

4 高度情報化社会の進展

インターネットを始めとする情報通信技術の飛躍的な発展は、企業の経済活動から国民のライフスタイルに至るまで大きな変化をもたらし、防災や防犯、医療、福祉、産業、教育などさまざまな分野で活用されるなど、その果たす役割は大きくなっています。

しかしながら、サイバー攻撃※による個人情報への漏えいやインターネット依存、インターネット上での誹謗中傷や人権侵害など、新たな課題も増加しており、情報セキュリティの確保や個人情報の保護に対する国民の関心も高まっているため、安心して利用できる情報ネットワーク環境の実現に向けた取組を進める必要があります。

用語解説

※低炭素社会：炭素（二酸化炭素）の排出量が低く抑えられている社会。
※循環型社会：大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
※サイバー攻撃：主にインターネットを利用して、無差別または標的のコンピュータやネットワークに不正アクセスすることにより侵入し、個人情報などをはじめとしたデータの不正取得や改ざん・破壊を行なうなどの行為のこと。

5 グローバル化※の進展

情報通信技術や交通・輸送手段の発展などにより、国境を越えた人の交流やモノ、金、情報の移動が活発化し、経済活動は飛躍的に進展しています。

こうした中、東アジア地域を始めとする経済連携など貿易の自由化も進んでおり、第一次産業への影響や国際競争による地域経済の弱体化などへの対応が求められています。一方で、アメリカでは、環太平洋経済連携協定（TPP）からの離脱を表明しているトランプ大統領が就任し、イギリスでは、国民投票により欧州連合（EU）からの脱退が支持されるなど、世界経済も大きな変革期を向かえております。

また、海外貿易の活発化や外国人観光客の増加などにより、地域社会における外国人との交流の機会も増加しており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に一層加速することが予想されますので、国際競争力を持った産業の育成や国際感覚を持った豊かな人材の育成、異なる文化を尊重する教育の推進などに取り組む必要があります。

6 価値観やライフスタイルの多様化

東日本大震災の発生、情報通信技術の発展、国際化の進展などに伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化しています。

個人の価値観においては、物の豊かさより心の豊かさを重視する人々が増えてきていますが、心の豊かさの基準は、人によって違うため、一人ひとりの価値観に応じた働き方や暮らし方などについて、多様な選択ができる環境づくりが求められています。

このため、世代や性別に関わらず、市民一人ひとりの個性を尊重し、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現に向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の推進や豊かな人間性を育む教育を推進していく必要があります。

7 地方を取り巻く状況の変化

わが国の経済状況は、国の経済対策などにより大都市圏を中心に回復の兆しを見せていますが、中国や新興国の景気減速など世界経済は不安定な状況が続いており、こうした影響が、日本の景気回復を阻害し、地方経済に波及することが懸念されています。

こうした中、地方自治体の財政運営は、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、歳入が減少する反面、社会保障費や公共施設などの維持補修費の増大により歳出が増加すること予測されていますので、限られた財源を有効に活用し、選択と集中による効果的な施策の推進や事務の効率化・簡素化など、持続可能な行財政経営に努める必要があります。

用語解説

※グローバル化：政治経済、文化など、さまざまな側面において、従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
※ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

日向市の現況

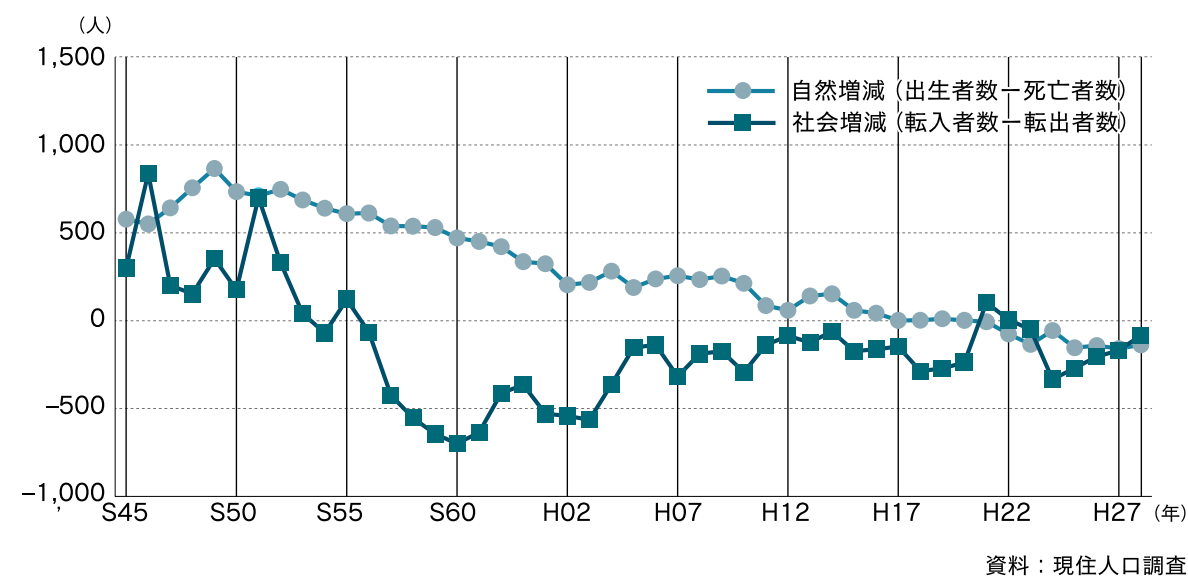
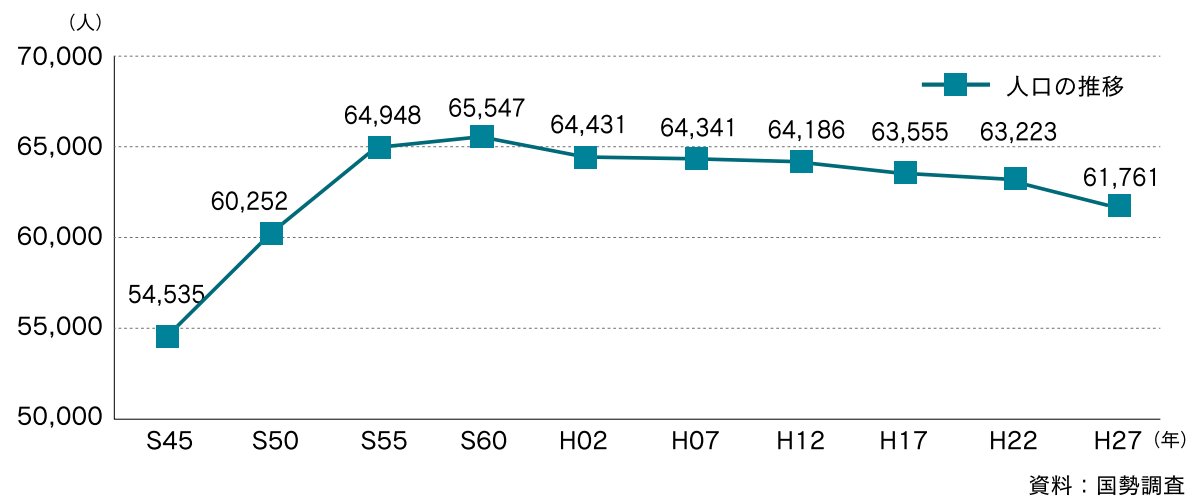
1 人口

図表1-1は、本市の総人口と自然動態人口（出生者数、死亡者数）および社会動態人口（転入者数、転出者数）の推移を表したものです。

昭和50年代半ばまでは、転入者数が転出者数を上回る社会増加と出生者数が死亡者数を上回る自然増加により人口は急激に増加していますが、その後は、転出者数が転入者数を上回る社会減少に転じ、それを自然増加が補う形で緩やかな減少傾向が続いてきました。

平成17年以降は、出生者数と死亡者数がほぼ同数となり、平成22年からは死亡者数が出生者数を上回る自然減少に転じており、平成27年の国勢調査では61,761人と平成22年に比べると1,462人（約2.3%）も減少しています。

図表1-1 日向市の総人口の推移

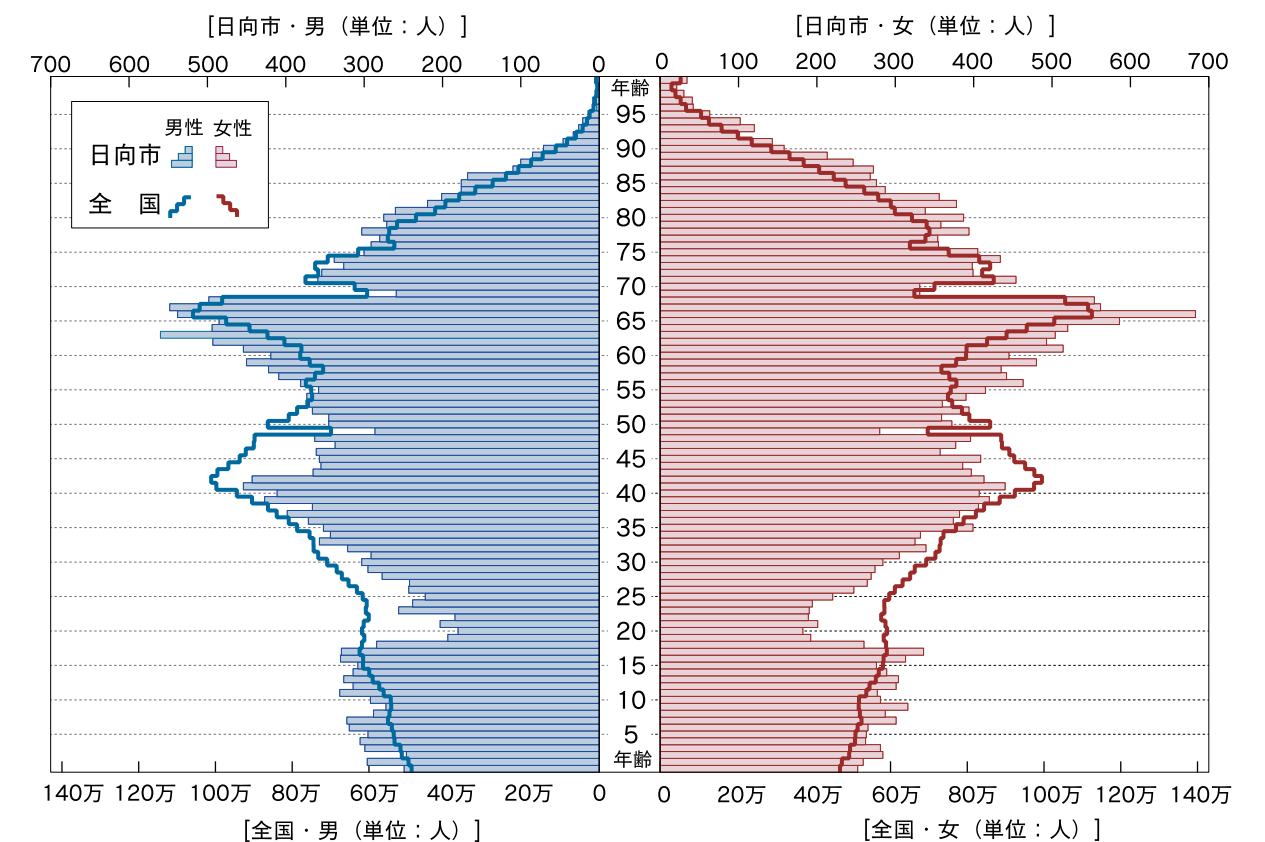


図表1-2は、性別、年齢ごとの人口構成を検証するために、本市と全国の人口ピラミッドの形を比較したものです。

17歳以下の世代については、男女とも全国を上回っており、65歳以上の世代は、女性が全国を上回っているものの大きな違いはありません。

18歳から40歳代半ばまでの世代については、全国に比較して著しく少ない状況となっています。本市には、大学などの高等教育機関がなく、希望する就職先が少ないため、高校卒業後、進学や就職により市外に転出し、そのまま居住する傾向が高いと推察されます。

図表1-2 人口ピラミッド



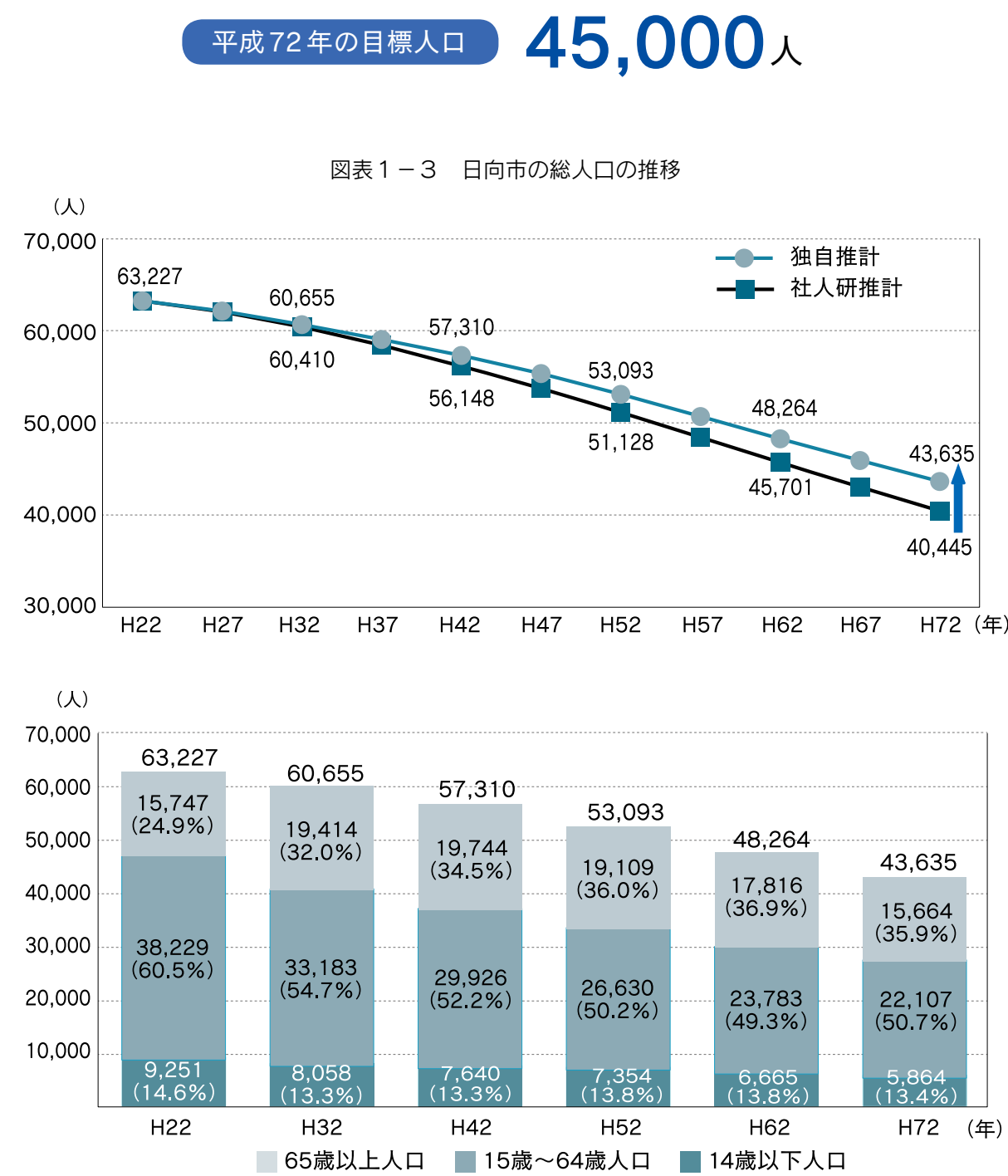
資料：国勢調査（平成27年）

図表1-3は、本市の将来人口推計を表したものです。

社人研の推計では、本市の平成72年の人口は、40,445人に減少すると予測されています。

平成27年10月に策定した「日向市人口ビジョン」では、合計特殊出生率が2030年までに2.07まで上昇し、29歳以下の若年世代の人口流出超過が30%抑制された場合に、平成72年の本市の人口は43,635になると予測しています。

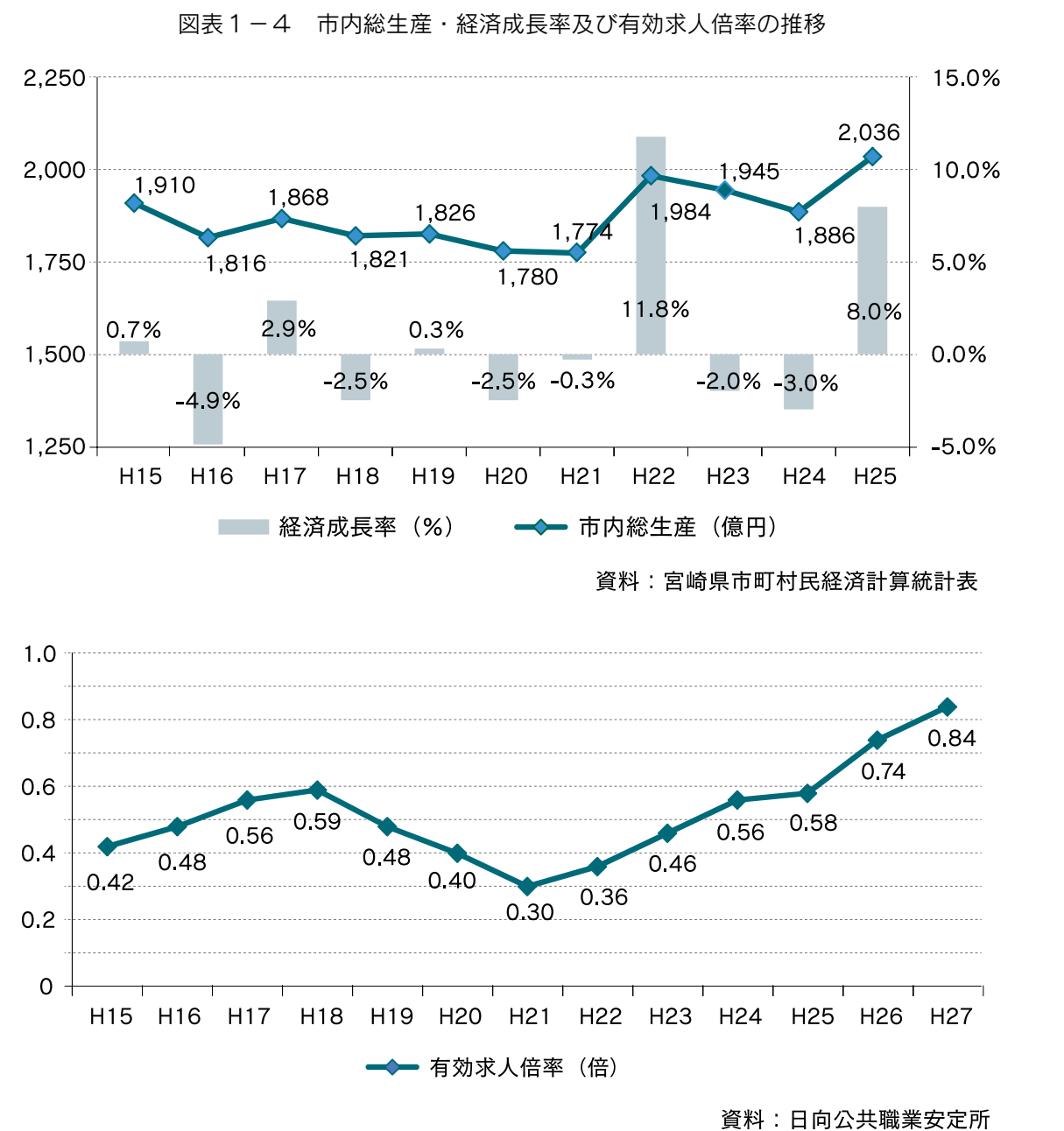
そのため、本市では、雇用創出や子育て支援など人口減少抑制に向けた施策を推進することにより、平成72年に人口45,000人以上を維持することを目標に掲げています。



2 経済状況

図表1-4は、本市の市内総生産※・経済成長率および日向地区の有効求人倍率の推移を表したものです。

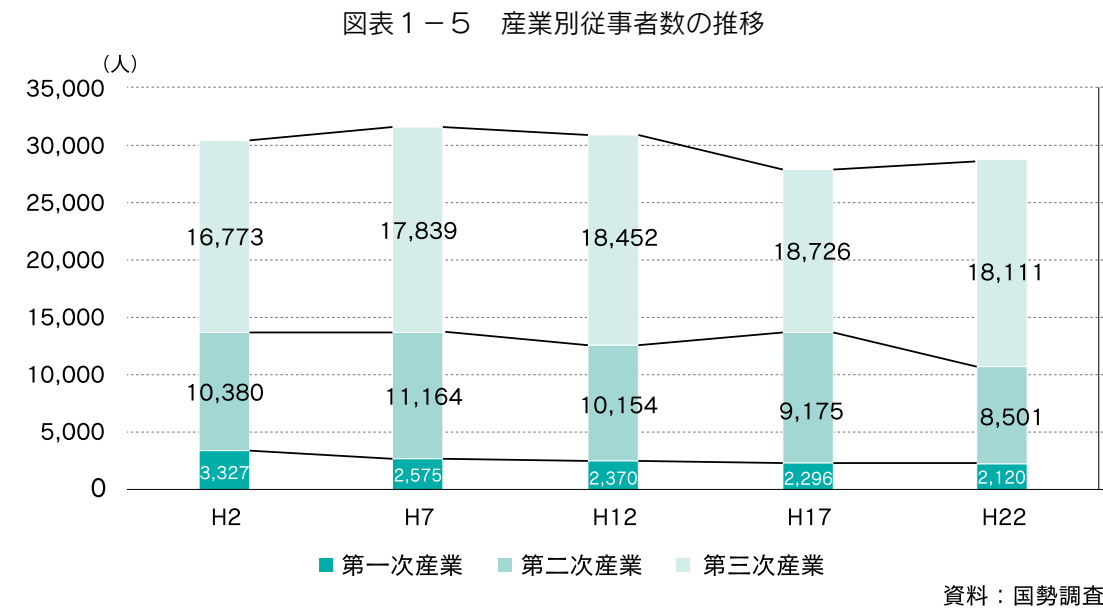
市内総生産は、年度間の増減はあるものの平成22年度以降は増加傾向にあります。それに伴い有効求人倍率も上昇し、平成27年は0.84倍と求職者の雇用環境が改善している反面、企業に必要な人材の育成や技術者の確保に向けた取組も必要となります。



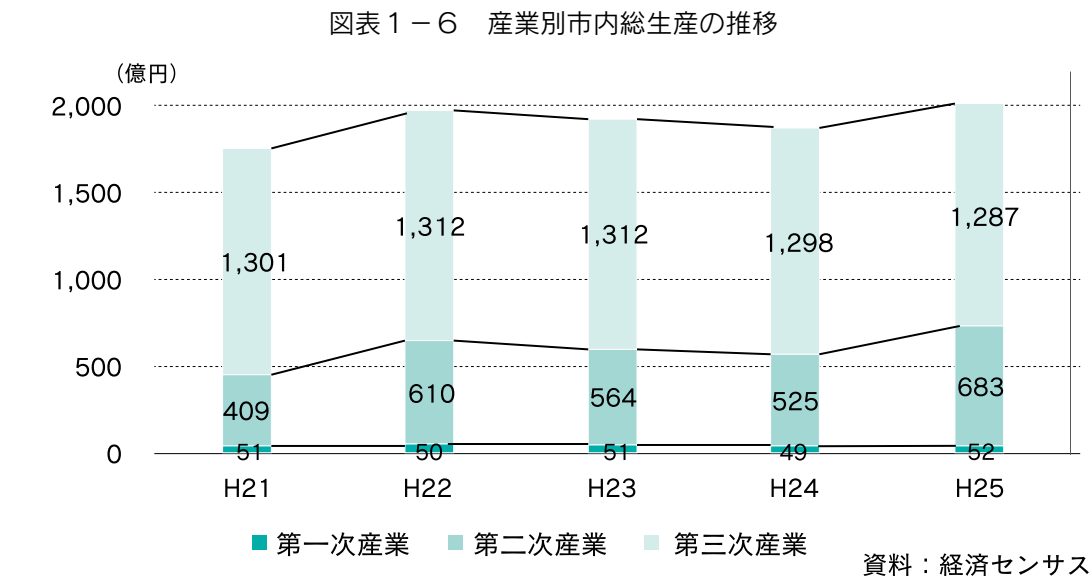
用語解説

※市内総生産：1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額。市内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表わし、産出額から中間投入（原材料、光熱費等の経費）を控除したもの。

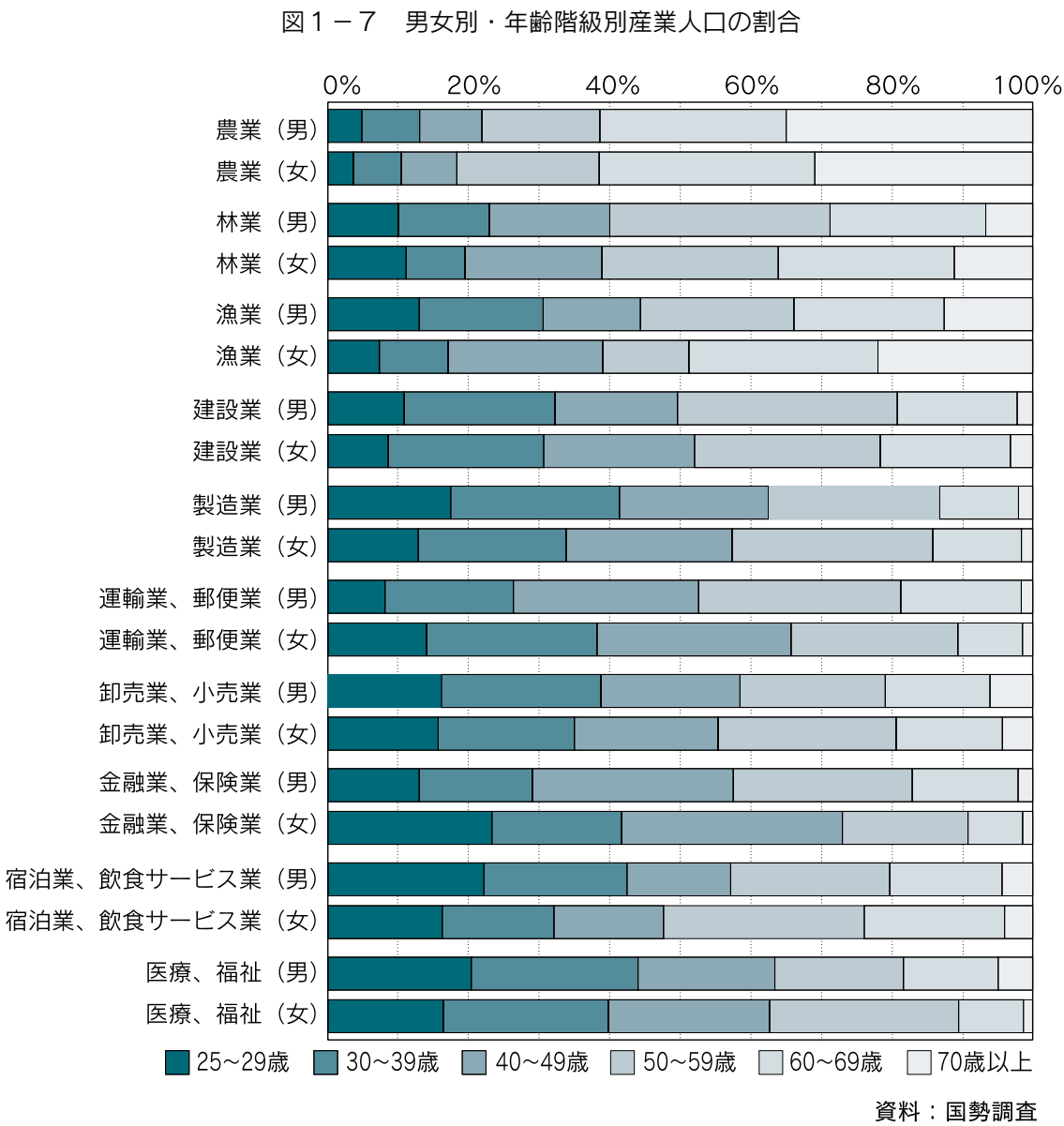
図表 1 - 5 は、産業別従事者数の推移を表したものです。
産業別従事者数は、第一次産業および第二次産業が減少し、第三次産業が増加する傾向を示しています。



図表 1 - 6 は、産業別市内総生産の推移を表したものです。
市内総生産は、平成 22 年度以降、第三次産業の割合が減少し、第二次産業の割合が増加しています。

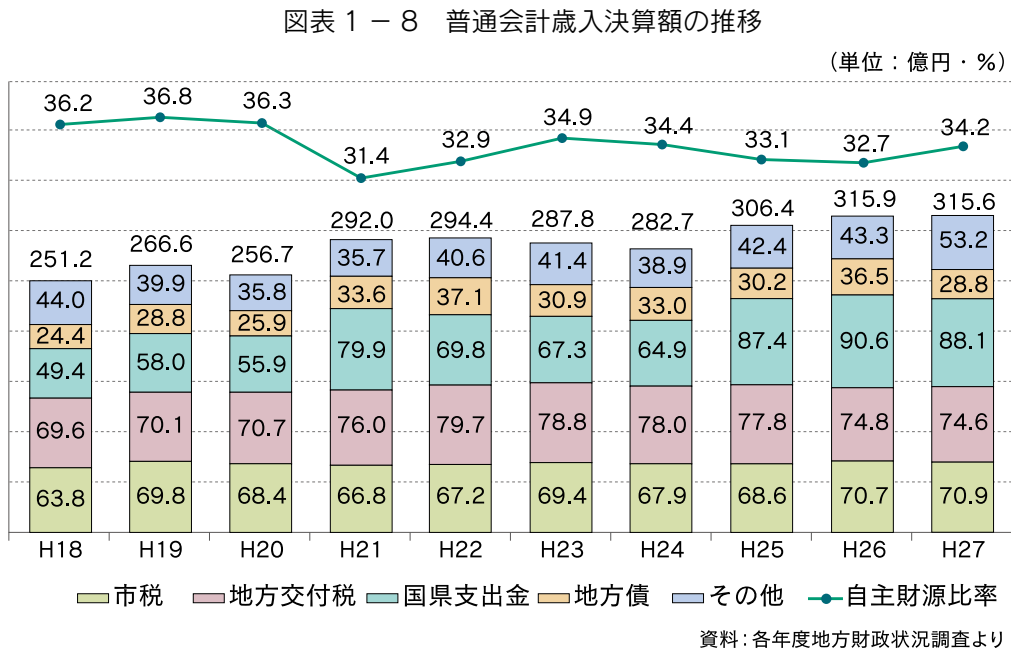


図表 1 - 7 は、平成 22 年の男女別、年齢階級別の産業人口の割合を表したものです。
「農業」「林業」「漁業」など第一次産業分野において、従事者の高齢化が顕著に見られ、特に農業においては、男女ともに従事者の 80% 近くが 50 歳以上という状況になっています。
さらに、「建設業」「運輸業・郵便業」「宿泊業・飲食サービス業」の高齢化も進んでおり、こうした高齢化率の高い産業については、高齢化の進行により、急速に就業者数が減少することも懸念されるため、新規就業者の掘り起しや後継者の育成など、早急な対応が求められます。

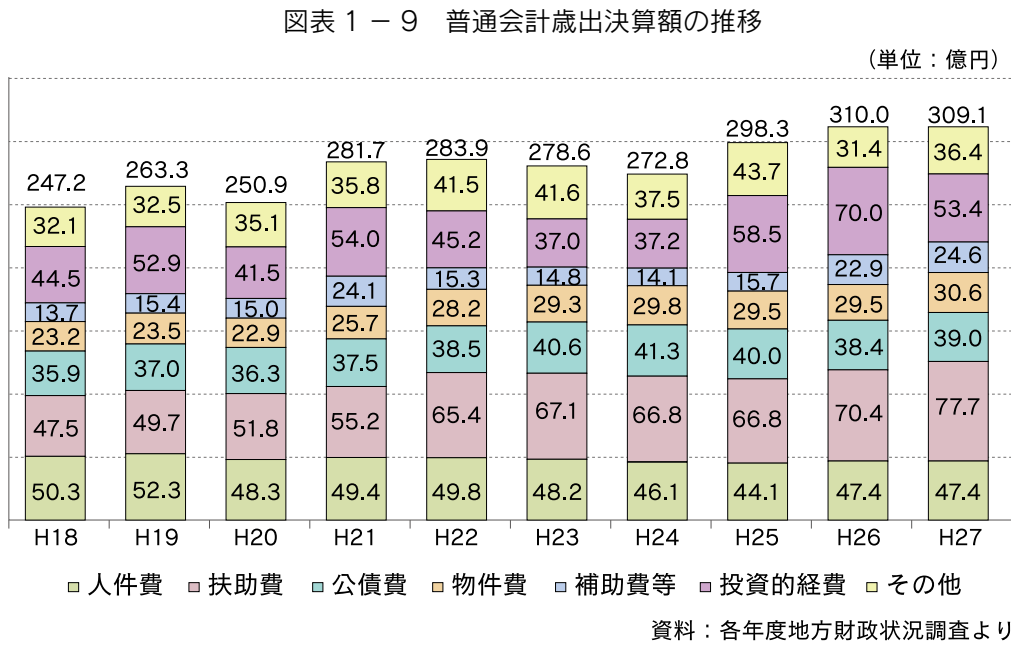


3 財政状況

図表 1 - 8 は、普通会計歳入決算額の推移を表したものです。歳入は、国の経済対策による国庫補助金の交付によって増加していますが、市税などが占める自主財源※の割合は減少傾向となっています。



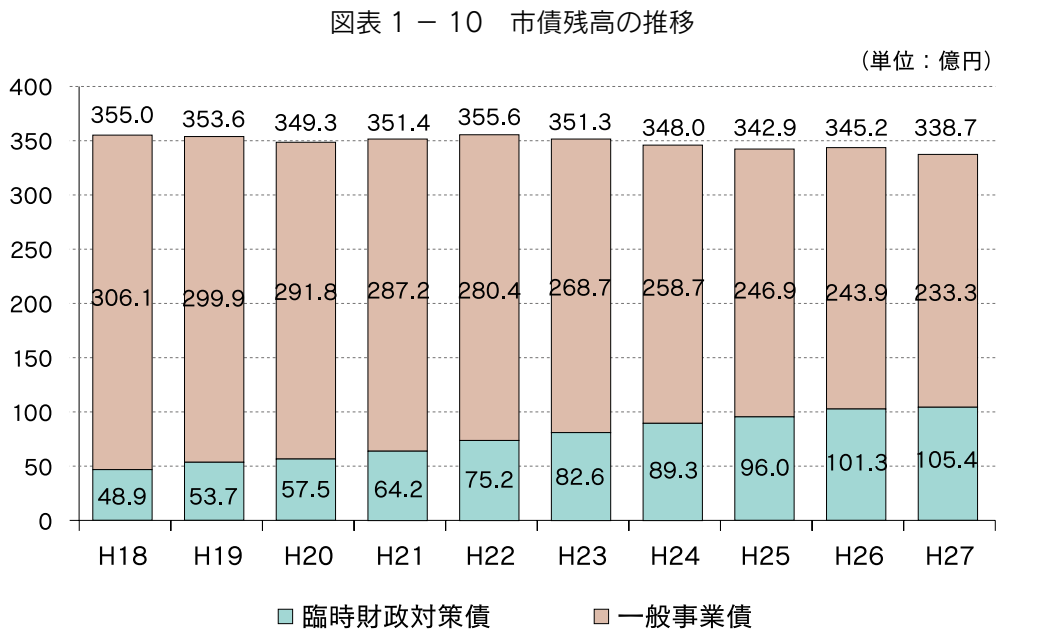
図表 1 - 9 は、普通会計歳出決算額の推移を表したものです。人件費は減少していますが、扶助費は高齢化の進展により年々増加しています。また、投資的経費については、国の経済対策などにより平成 25 年度から平成 27 年度まで増加しています。



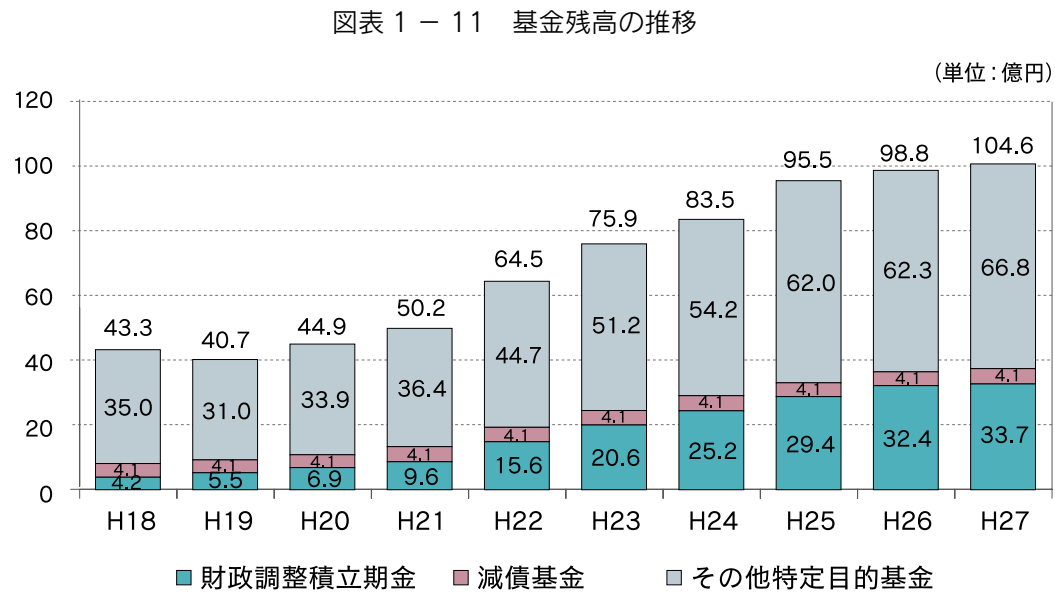
用語解説

※ 自主財源：市税や使用料のように自主的に受け入れることができる財源。一方、地方交付税や国庫支出金などは依存財源という。

図表 1 - 10 は、市債残高の推移を表したものです。財政改革プランに基づく普通建設事業の抑制により、一般事業債は年々減少していますが、地方交付税の財源不足を補うために発行される臨時財政対策債※は増加傾向となっているため、市債残高全体では微減の傾向となっています。



図表 1 - 11 は、基金残高の推移を表したものです。過去の大型投資事業の影響により、平成 19 年度までは低調に推移していましたが、財政改革プランに基づく建設事業費の抑制やコスト削減に努めた結果、近年は、基金取り崩しの抑制が図られ、積み増しができています。

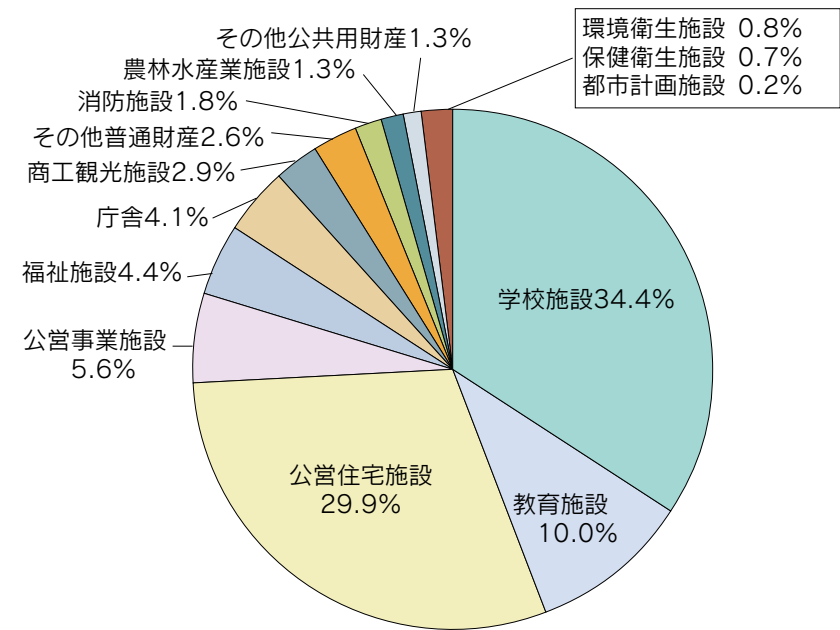


用語解説

※ 臨時財政対策債：国の地方交付税の財源不足により、地方交付税として交付すべき財源が不足した際に、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋めとして該当する地方公共団体に地方債を発行させる制度。償還に要する費用は後年度の地方交付税で国から措置される。

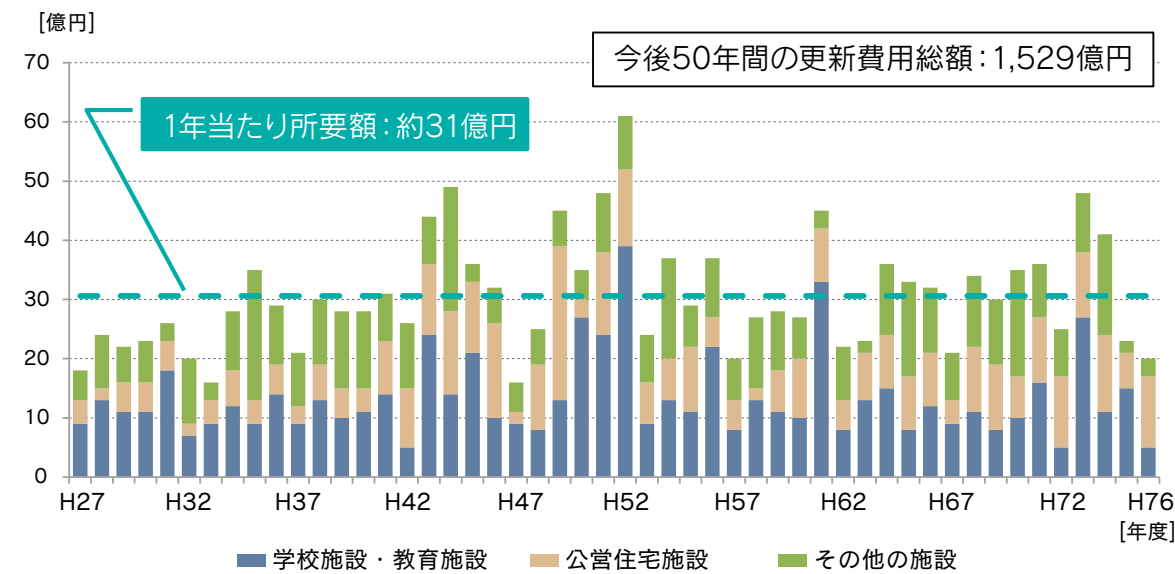
図表 1-12 は公共施設の用途別の保有状況を表したものです。本市が保有している公共施設（建物系施設）は 352 施設あり、総延床面積は約 30 万㎡です。延床面積の割合で見ると、小学校・中学校などの学校施設や公民館などの教育施設、公営住宅が全体の約 75% を占めています。

図表 1-12 公共施設の用途別の保有状況



図表 1-13 は、公共施設（建物系施設）の更新費用の推計を表したものです。本市が保有している公共施設（建物系施設）の全てを現在の規模で将来にわたって維持することを前提として、今後 50 年間の改修・更新費用を推計すると 1,529 億円が必要になると予測されています。1 年あたりに換算すると約 31 億円となり、インフラ施設の改修・更新費用を加えると、1 年当たり約 45 億円に達する見込みです。

図表 1-13 公共施設（建物系施設）の更新費用の推計



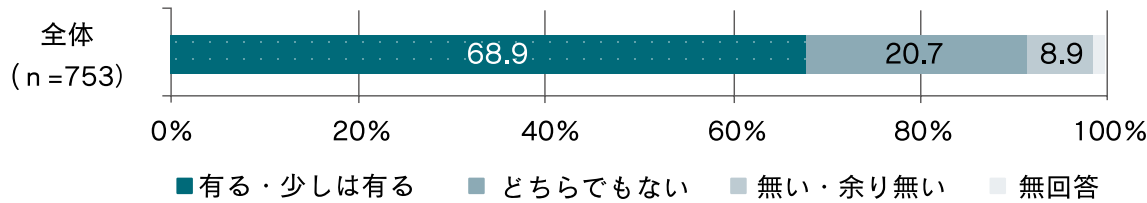
市民ニーズの動向

1 市民アンケート調査結果

本市では、市民の意向を計画に反映させるため、平成 27 年 6 月に市内在住の 18 歳以上の男女 2,000 人を対象に市民アンケート調査を実施しました。
市民アンケート調査の回収率は 37.7% であり、調査の結果は次のとおりとなりました。

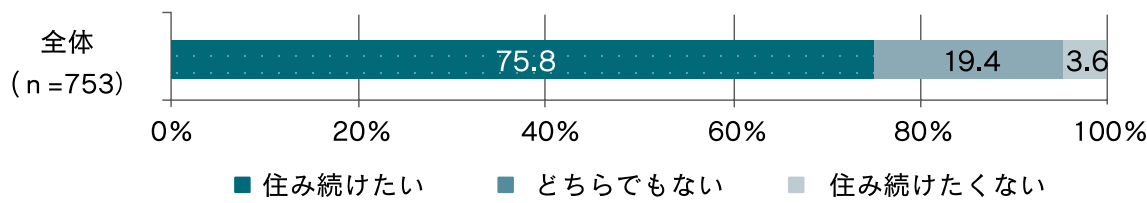
(1) 愛着と誇り

本市への愛着と誇りについては、「有る・少しは有る」が 68.9% となっています。



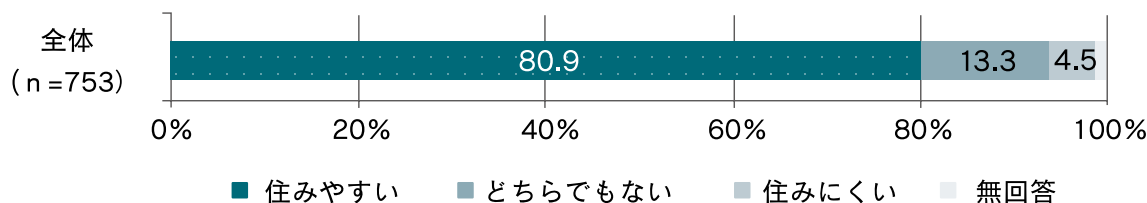
(2) 定住意向

本市への定住意向については、「住み続けたい」が 75.8%、「住み続けたくない」が 3.6% となっています。



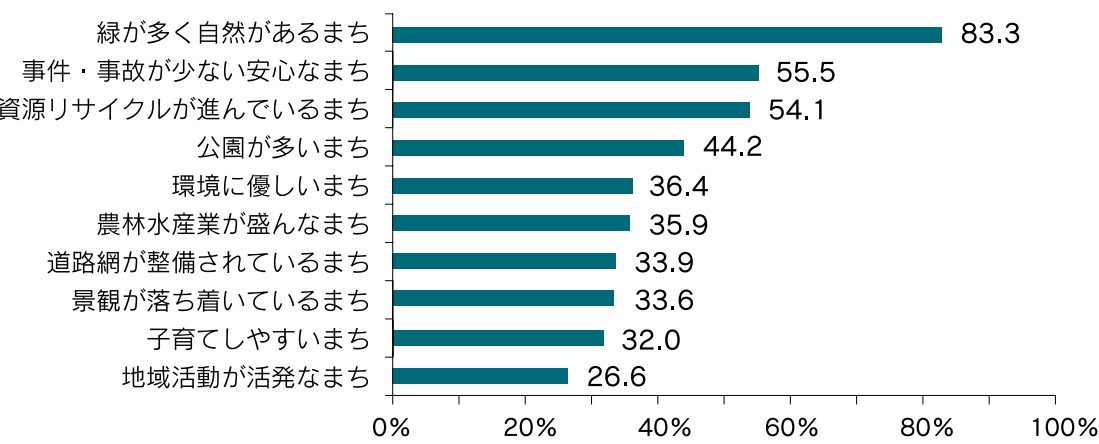
(3) 住みよさ

本市の住みよさについては、「住みやすい」が 80.9%、「住みにくい」が 4.5% となっています。



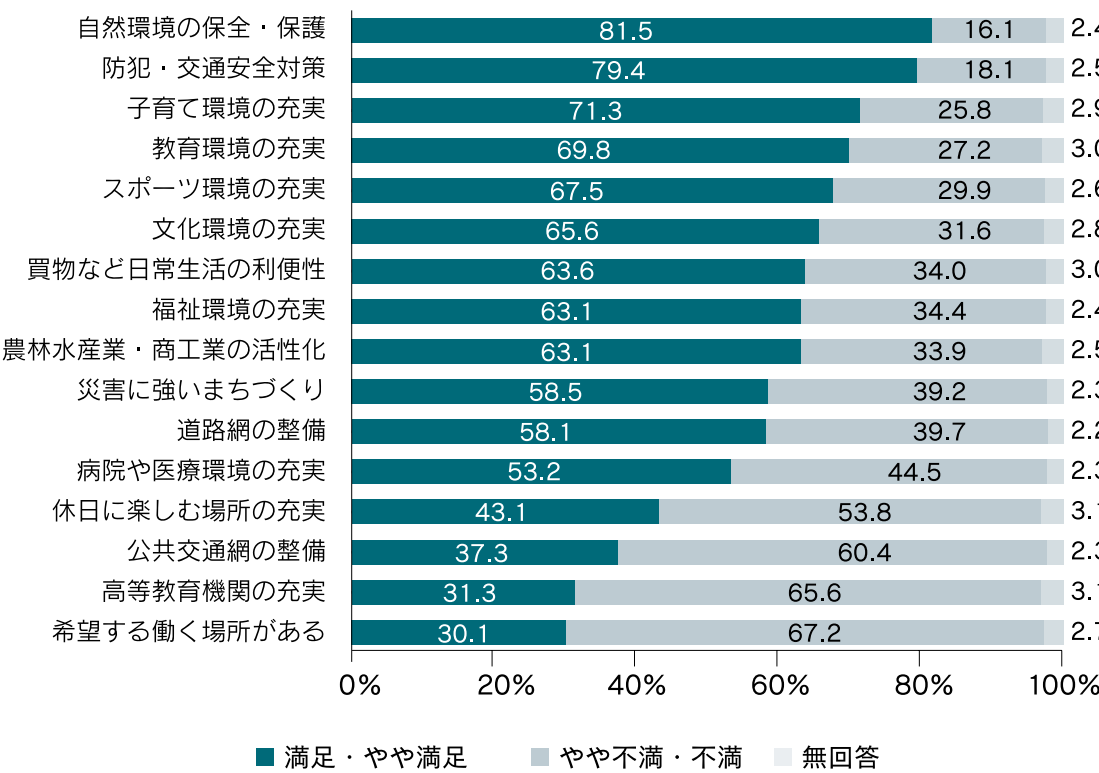
(4) 日向市の印象

本市の印象については、「緑が多く自然環境が残っている」が83.3%、「事件や事故が少なく安心して暮らせる」が55.5%、「資源リサイクルが進んでいる」が54.1%となっています。



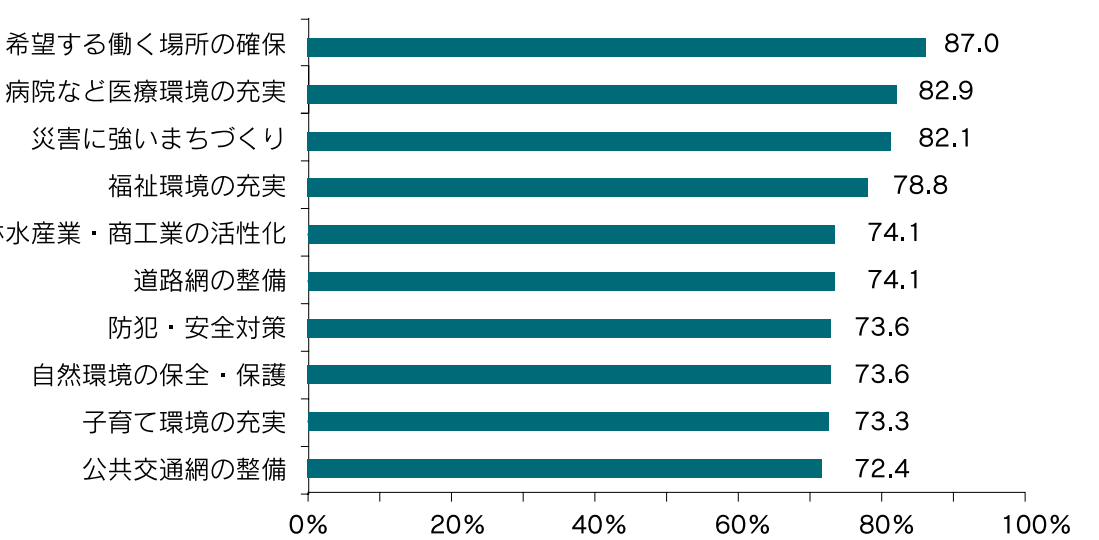
(5) 施策への満足度

本市の施策への満足度については、満足度が高い順に「自然環境の保全・保護」が81.5%、「防犯・交通安全対策」が79.4%、「子育て環境の充実」が71.3%となっています。満足度が低い順では、「希望する働く場がある」が30.1%、「高等教育機関の充実」が31.3%、「公共交通網の整備」が37.3%となっています。



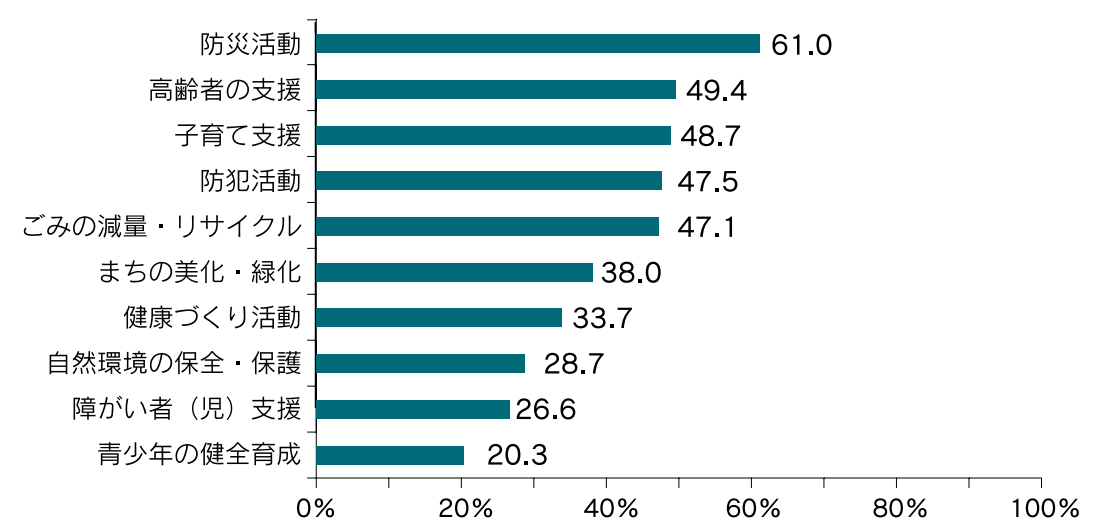
(6) 施策の必要性

本市の施策の必要性については、「希望する働く場所の確保」が87.0%、「病院など医療環境の充実」が82.9%、「災害に強いまちづくり」が82.1%となっています。



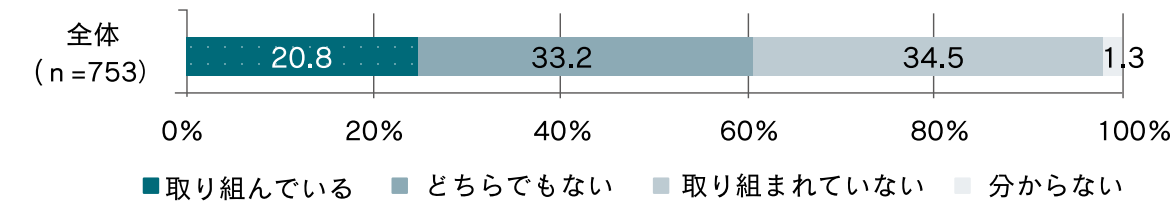
(7) 地域づくりにおける市民の役割

本市の地域づくりにおける市民の役割については、「防災活動」が61.0%、「高齢者の支援」が49.4%、「子育て支援」が48.7%となっています。



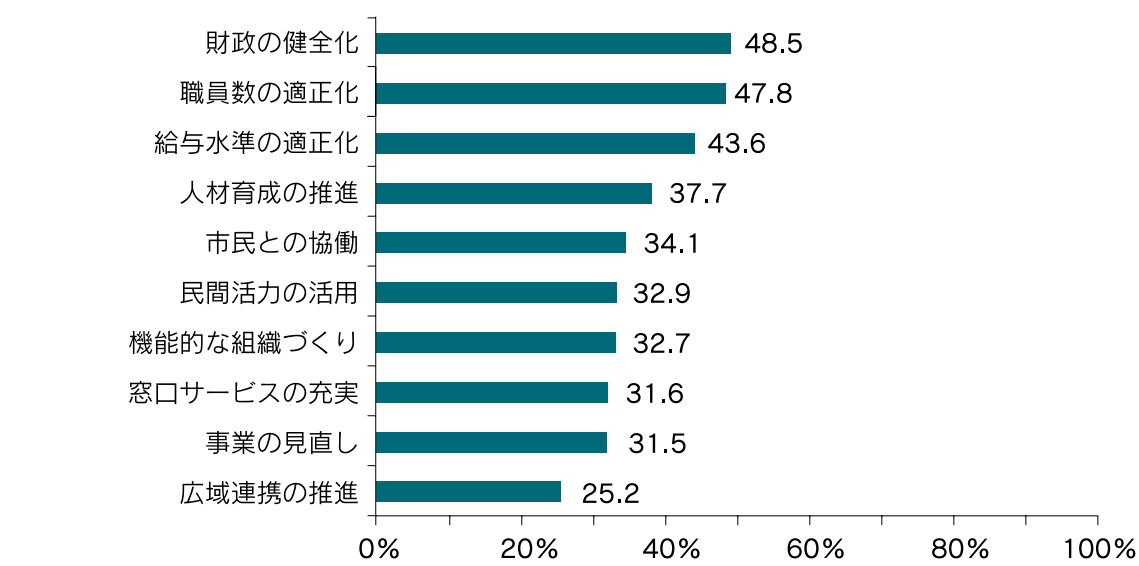
(8) 市民と行政による協働のまちづくり

本市の市民と行政による協働のまちづくりについては、「取り組んでいる」が20.6%、「どちらでもない」は33.2%、「取り組まれていない」は34.5%となっています。



(9) 行財政改革の在り方

本市の行財政改革の在り方については、「財政の健全化」が48.5%、「職員数の適正化」が47.8%、「給与水準の適正化」が43.6%となっています。

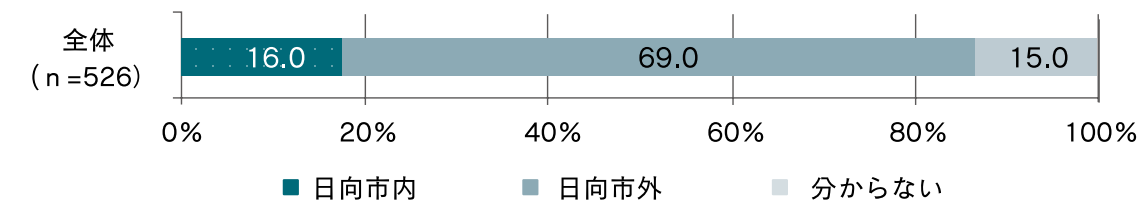


2 高校生アンケート調査結果

本市では、次世代を担う若者の意向を計画に反映させるために、平成 27 年 6 月に日向高校、富島高校、日向工業高校の 3 年生を対象に高校生アンケート調査を実施しました。高校生アンケート調査の回収率は 100% であり、調査結果は次のとおりとなりました。

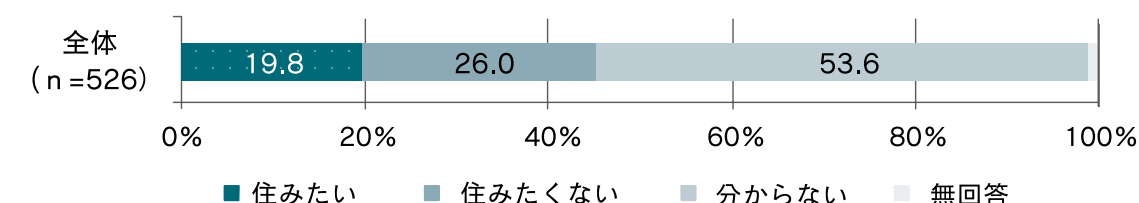
(1) 高校卒業後の進学・就職先

高校卒業後の進学・就職先については、「市内」が16.0%、「市外」が69.0%となっています。



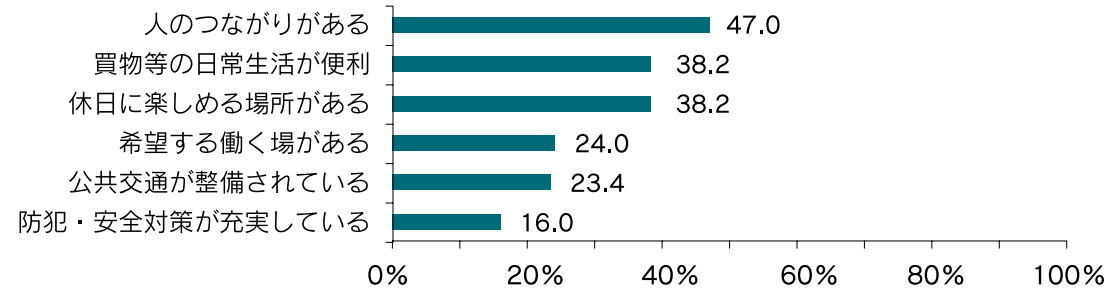
(2) 将来日向市に住みたいか

将来本市に住みたいかについては、「住みたい」が19.8%、「住みたくない」が26.0%となっています。



(3) 将来どのようなまちに住みたいか

将来どのようなまちに住みたいかについては、「人のつながりがある」が47.0%、「買物などの日常生活が便利」が38.2%、「休日に楽しめる場所がある」が38.2%となっています。



3 市民からの意見

日向の未来づくり市民ワークショップ、日向の若者未来デザイン会議、日向の未来づくり座談会などを通して、市民の皆さんから頂いた主な意見は、次のとおりです。

- 1

教育文化

 - ・ 幼児教育の充実、地元を愛する子どもの育成、県立高校への支援
 - ・ 人口減少に対応した通学区域の見直し、学校環境の充実
 - ・ 廃校校舎の利活用、美々津重要伝統的建造物群保存地区の保存と活用
 - ・ スポーツ施設の充実や老朽化施設の改修整備
- 2

健康福祉

 - ・ 二次救急体制・医療人材の維持確保、救急搬送の地域格差是正
 - ・ 健康体操の普及など健康づくりの推進
 - ・ ひとり親家庭、貧困家庭に対する支援の充実、子育て支援体制の充実
 - ・ 地域社会で障がいのある人が働ける、生活できる環境の整備
 - ・ 「自助※・共助※・公助※」に基づく地域福祉体制の強化
- 3

産業振興

 - ・ 第一次産業の担い手支援、日向ブランドの全国発信、六次産業化※の促進
 - ・ 雇用の確保と労働賃金環境の向上、働く女性への理解と支援
 - ・ サーフィンを生かした移住の促進、移住者への支援
 - ・ 「稼げる」観光の推進、道の駅などの機能強化、外国人観光客の受入体制の強化
 - ・ 細島港を生かした産業の振興
- 4

生活環境

 - ・ 防災施設の早期整備、情報伝達手段の確立、地域防災体制や防災教育の充実
 - ・ 自然環境の保全と美しい景観を生かしたまちづくり
 - ・ ごみの分別に対する市民のマナーや意識の向上
 - ・ 市民が憩える公園づくり、若者や子どもたちが屋外で遊べる場所づくり
- 5

社会基盤

 - ・ 生活道路・防災道路の整備と適切な維持管理
 - ・ 風水害による浸水地区への対応
 - ・ 高齢者や障がいのある人が利用しやすい公共交通網の整備
 - ・ 市街化区域や調整区域の見直し
- 6

地域経営

 - ・ 子どもと元気な高齢者が交流し、学び助け合う地域社会づくり
 - ・ 広域行政の推進、東臼杵地域との連携強化
 - ・ 施策の成果検証と見直し、市職員の人材育成

用語解説

※ 自助：自分の責任でそれぞれが行うこと。
※ 共助：自分だけで解決・実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。
※ 公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。
※ 六次産業化：農林漁業者が自らの付加価値を高めるため、その生産（一次）および加工（二次）または販売（三次）を一体的に行う活動のこと。

第 6 章

第 1 部

計画の策定にあたって

まちづくりの重点課題

本市を取り巻く社会経済状況や市民アンケート調査、市民ワークショップなどの結果を踏まえた本市のまちづくりの重点課題は次のとおりです。

1. 市民の命を守るまちづくり

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、親戚や友人などが被災した市民も多く、物流や観光など経済活動にも大きな影響を受けました。こうした自然災害から市民の命を守るために、防災基盤の強化はもとより、「自助・共助・公助」の視点に立ち、市民や行政、地域社会、民間企業が一体となって地域防災や防災教育に取り組むことが必要です。

また、子どもを安心して産み育てるための産科・小児科や、高齢者に寄り添う地域医療の充実、地域格差のない救急体制の確保など市民の命を守り、安心して暮らせるまちづくりに取り組むことも求められています。

2. 子育て環境や教育環境の充実

核家族化や地域コミュニティ※の希薄化により、子育てに対するさまざまな課題が増加しており、人格形成に最も重要な幼児期から家庭や地域社会が子どもを見守り育む体制づくりが必要です。

また、共働きの家庭やひとり親家庭の増加などに伴い、子育てに対する支援体制の充実や子どもの貧困や教育格差の問題への対応も求められています

さらに、近年では、市外へ進学する児童生徒が増加しており、教育力の向上とともに、本市ならではの特色のある教育環境の整備も重要な課題となっています。

特に、定員割れが続いている地元の県立高校に対する市民の皆さんの関心は高く、「日向市子どもたちは、日向市で育てる」という理念の下に高校の魅力向上の取組や学力向上に向けた支援対策も必要です。

ふるさとを愛し、人に優しく地域社会に貢献できる人材を育てるためにも、こうしたさまざまな課題に対応し、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むことが求められています。

用語解説

※ 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

3 若者が魅力を感じる活気あるまちづくり

本市の人口減少の大きな要因は、高校卒業後に市外へ進学・就職し、戻ってこないことにあります。

高校生アンケート調査では、日向市に「住みたくない」が、「住みたい」を上回る結果となり、高校生から30歳代の若者を対象に開催した「若者未来デザイン会議」では、「希望する仕事がない」「まちに魅力を感じない」「遊ぶ場所がない」といった意見が多く出されました。

国は、地方創生の一環として都市部から若者を地方に移住させる施策を積極的に推進しています。その受皿となり、若者が「ここに住みたい」と感じ、選んでもらえるまちになるためには、まずは「働く場所」の確保や「雇用環境の向上」に取り組むことが求められています。

また、若者が魅力を感じるまちとなるためには、まちのにぎわい創出や若者が集える場所づくり、公共交通機関の充実や交通網の整備も重要な課題となっています。

4 元気な高齢期を迎える健康長寿のまちづくり

平成37年に団塊の世代が75歳以上を迎えるいわゆる「2025年問題」を見据え、全ての高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、安全で安心して生活できる社会づくりや介護を必要とせず自立して健康な生活を送ることができる健康長寿社会の実現が急務となっています。

そのため、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

また、「働く世代」が減少する中で、元気な高齢者が地域社会や経済活動を支える担い手として活躍する機会は、より一層大きくなると考えられます。

元気な高齢期を迎えるためにも、子どもの頃から健康的な食生活や適度な運動を習慣付け、生活習慣病を予防し、市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らせる健康長寿のまちづくりに取り組むことが必要です。

5 地域資源を生かした産業の活性化

本市は、「へべす」「日向ひよっとこ踊り」「日向岬馬ヶ背」「お倉ヶ浜」「美々津重要伝統的建造物群保存地区」など全国に誇れる地域資源を有していますが、情報発信力を強化し、もっと生かすべきではとの意見が寄せられています。

そのため、本市にある地域資源を絞り込み、磨き上げ、発信し、地域経済の活性化を図ること、また、将来にわたって地域資源を活用できるように後継者の育成や資源の循環利用を図ることが必要です。

特に、国が積極的に推進している観光産業分野では、予想を上回るスピードで外国人観光客が増加しており、それに伴い広域観光ルートの開発や滞在型観光商品の開発も求められています。

観光産業は、総合産業として他の産業分野にも大きな波及効果が期待できますので、国内はもとより、東南アジア諸国への情報発信・PRや観光資源の磨き上げ、市民のおもてなしの心の醸成に取り組む必要があります。

また、人口減少社会では、産業を支える担い手の高齢化や後継者不足、人材不足の問題も深刻な課題ですので、元気で活力のある産業を維持していくために担い手である後継者の育成や人材の確保、地場産業の強化に取り組むことが求められています。

6 利便性の高い生活拠点と地域公共交通網の形成

本市は、日向市駅を中心に半径3km圏内にほとんどの市街化区域が含まれ、人口の8割に当たる約5万人が生活する機能的なコンパクトシティ※が形成されています。

しかしながら、市街化区域外の周辺地域、特に中山間地域では高齢化率が60%を超えるなど高齢化の影響が深刻化しています。

人口減少社会においても、それぞれが希望する場所で住み続けられる環境を維持するために、商店や学校、病院など周辺地域の核となる生活拠点を形成し、利便性の高い生活道路や公共交通網などによって市街化区域と結ばれる地域公共交通網の形成や情報ネットワーク環境の地域格差の縮小が求められています。

7 地域力の活用と連携強化

少子高齢化、人口減少社会では、地域社会の担い手が不足することにより伝統行事や地域活動の維持も難しくなることが予測されます。

また、住民同士のつながりが希薄になる中で、防災や教育、福祉などさまざまな地域課題が発生しており、今後より一層深刻化していくことも懸念されます。

そのため、「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という理念の下、市民一人ひとりが主体となって地域活動に参加するとともに、地域社会を担う人材の育成や自治公民館や消防団など地域社会で活動する団体が連携した地域コミュニティ組織の支援に取り組むことが求められています。

※コンパクトシティ：人口減少、高齢化社会に対応したまちづくりとして、都市の中心部に商業施設、文化施設、福祉・医療施設などを集約することにより市街地をコンパクトに保ち、歩いていける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や市街地の活性化を図ろうとする考え方。

第 2 部 基本構想

Basic Concept

基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

少子高齢化や人口減少社会など、本市を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、地方創生などこれまで以上に「地方分権」「地方主権」の取組が求められています。

さらに、多様化、複雑化、高度化する市民ニーズや地域課題の解決のためには、行政だけではなく、地域社会が主体となり、「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という理念の下に自立したまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりの価値観や個性を認め、互いに尊重し合う社会の実現が必要であり、地域社会を構成する市民や企業、行政などが協働関係を構築し、それぞれの役割に応じて連携しながら主体的にまちづくりを進めることが必要となります。

こうしたことから、前総合計画である「新しい日向市総合計画」の基本理念を継承し、本市のまちづくりを進める上で、全ての分野で尊重される基本理念を次のとおり定めます。

全ての人の人権が尊重されるまちづくり

人権尊重

全ての市民の人権が尊重され、互いに認め合い、それぞれの個性を生かしたまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

市民との協働による市民が主役のまちづくり

市民協働

本市の目指す将来像の実現に向け、行政だけではなく、市民や企業、NPO ※など地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの特性や役割を理解し、尊重した上で、互いに知恵や力を出し合い、責任を共有しながら協力し合う市民との協働によるまちづくりを目指します。

地域の活用による自立したまちづくり

地域力活用

「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という理念の下に、防犯や防災、教育など地域社会が抱えるさまざまな課題に対し、市民が自ら関心を持ち、地域活動に参加し、解決を図っていく自立した地域社会の実現を目指します。

用語解説

※ NPO : Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳される。NPO の概念としてどのような団体を含むかについては、さまざまな考えがあるが、本計画では、法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTA など対象範囲とする。

2 将来像とキャッチフレーズ

(1) 将来像

将来像は、総合計画に基づいたまちづくりを進める上で市民の皆さんと共に目指すまちの姿を表すものです。本市は、重要港湾「細島港」や神武天皇お舟出の地として知られる「美々津港」など、古くから海上交通の拠点として栄えてきました。

また、日向入郷圏域は、全国に誇れる豊かな山林資源を有しており、山林資源が集まる圏域の玄関口、交流拠点としての役割も担っています。

こうした地理的特性や豊かな自然環境を生かしながら、本市を訪れる人や新たに住む人が増え、活力に満ちたにぎわいのある元気なまちの中で、市民がそれぞれに支え合いながら、笑顔があふれ元気に暮らしているまちの姿を本市の目指す将来像として、次のとおり定めます。

海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち

(2) キャッチフレーズ

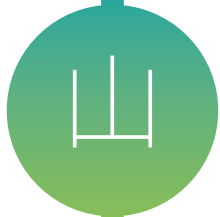
本市の温暖な気候や恵まれた自然環境、ゆったりとした人間味あふれる空間の中で、市民の皆さんや本市を訪れる人が笑顔で穏やかに過ごしているまちのイメージを伝えるために、「リラックスタウン日向」をキャッチフレーズに定め、心豊かな幸せな暮らしの実現に向け、市民との協働によるまちづくりを進めて行きます。



海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち



- ・重要港湾「細島港」
- ・日向岬「馬ヶ背」
- ・神武天皇お舟出の地「美々津」
- ・日豊海岸国定公園
- ・豊かな水産資源
- ・サーフスポット「お倉ヶ浜」「金ヶ浜」



- ・耳川流域の豊かな森林資源
- ・奥日向の町や村
- ・牧水が愛した尾鈴の山並み
- ・清涼で豊富な水資源



- ・日向市民
- ・日向市内で働く人
- ・日向市出身の人
- ・日向市を応援してくれる人
- ・日向市を訪れる人
- ・日向市に新たに移り住む人



- ・地域資源が循環し、地域がつながる
- ・細島港を核に国内外の物流がつながる
- ・スポーツや文化など日向の魅力を生かし、訪れる人とつながる
- ・子どもから高齢者まで、地域課題の解決に向け、地域住民がつながる
- ・さまざまな分野で、日向東臼杵圏域自治体とつながる



- ・住む人や訪れた人が互いに笑顔であいさつができるまち
- ・日向を訪れた人が自然に笑顔になれるまち
- ・笑顔あふれる子どもが育つまち
- ・住み慣れた地域で、共に助け合いながら笑顔で暮らせるまち



- ・人やものの活発な交流が生まれ産業が活性化している元気なまち
- ・教育・医療など子育て環境が整い、元気な子どもが育つまち
- ・若者が戻り、移り住み、地域が活発に活動している元気なまち
- ・住み慣れた場所で自立した生活を送る元気な高齢者が暮らすまち

第2章 第2部

基本構想

まちづくりの基本目標

1 まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けて、各分野で取り組む基本的な方向性を示すため、以下の6つの基本目標を設定します。

日向市の将来像

海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち

将来像を実現するための基本目標

- 目標1 教育文化
ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち
- 目標2 健康福祉
市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち
- 目標3 産業振興
新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち
- 目標4 生活環境
自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち
- 目標5 社会基盤
快適で魅力ある機能的な住みやすいまち
- 目標6 地域経営
市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち

2 基本目標別の目指す将来像

(1) ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち

- ・全ての子どもが、快適な環境の中で互いに学び合い、それぞれの個性を伸ばし、自分で考えて行動できる「生きる力」を身に付けた子どもが育っています。
- ・家庭や学校、地域社会が一体となって子どもを守り育むことで、郷土の文化や資源に誇りを感じ、ふるさとを愛する人材が育ち地域社会に貢献しています。
- ・全ての市民の人権が尊重され、互いに認め合い、それぞれの個性を生かしながら幸せに暮らしています。

(2) 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち

- ・市民一人ひとりが健康づくりに努め、保健、医療サービスが充実し、健康寿命が延伸され、元気で明るく笑顔にあふれた健康的な生活を送っています。
- ・子育て環境や福祉サービスが充実し、市民が地域社会の中で支え合い、住み慣れた場所で安心して暮らしています。

(3) 新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち

- ・六次産業化や資源の循環利用などによって収益性が高く持続性のある農林水産業が実現し、多様な担い手が育っています。
- ・地場産業の振興や新たな企業の立地などにより働く場所が確保され、雇用環境が向上し、市民が生き生きと働いています。
- ・おもてなしの心の醸成や観光資源を磨き上げ、多様な情報発信を通じて、国内外からの交流人口が増加し、まちににぎわいが生まれています。

(4) 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち

- ・防災基盤が整備され、市民の防災意識が向上し、自然災害に対する万全な備えが整っています。
- ・市民一人ひとりがごみの分別や資源の再利用などに取り組み、環境負荷が軽減され市民との協働による循環型社会システムの構築が進んでいます。
- ・市民や地域社会、行政が一体となって美しい自然環境や景観の保全に取り組み、花と緑があふれる綺麗な町並みの中で心豊かな生活を送っています。

(5) 快適で魅力ある機能的な住みやすいまち

- ・情報通信環境や利便性の高い市街地が形成され、都市部からの移住者が増加し、多世代が楽しく暮らせるまちづくりが進んでいます。
- ・買物や医療など日常生活サービス機能が集約された生活拠点が形成され、市街地と生活拠点を結ぶ公共交通網が充実し、それぞれの地域で生活し続けられる環境が整っています。

(6) 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち

- ・地域社会に暮らすあらゆる世代の市民の間に「絆」が生まれ、市民一人ひとりが地域社会の担い手となり地域社会が活性化しています。
- ・多くの元気な高齢者が、子どもや一人暮らし高齢者の見守りなど地域社会の担い手の中心として活躍しています。

構想の推進に向けて

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を示します。

1. 市民と共に考え行動する地域経営

前総合計画の基本理念を引き継ぎ、これまで地域経営の役割を担ってきた行政が、市民と共に考え共に行動すべきことを再認識し、市民と行政の信頼関係を強化し、市民が参加しやすい、分かりやすい地域経営を目指します。

2. 次世代につなぐ健全な行財政経営

財政運営が厳しさを増す中で、行政や市民一人ひとりがコスト意識を持って限られた財源を有効に活用し、無駄のない健全な行財政経営を目指します。

また、縦割り組織の弊害を解消し、権限委譲を進めるなど効率よく機能する組織づくりを目指します。

3. PDCA サイクルに基づく進捗管理と評価

総合計画の進捗状況について、市民の皆さんに分かりやすく伝えるため、主な指標と目標値を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のサイクルによる進捗管理を行います。

また、施策の成果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行いながら総合計画の着実な推進と事務の効率化、適正化に努めます。

4. 地方創生に基づく総合戦略の着実な推進

平成 27 年 10 月に策定した「元気な“日向市” 未来創造戦略」（平成 27 年度～平成 31 年度）に掲げる基本目標を達成するために、施策の成果と検証を行いながら、国や県、近隣自治体と連携し、地方創生の着実な推進を図ります。

5. 広域連携の推進

日向圏域定住自立圏※の中心市として、また、延岡市を中心とする宮崎県北定住自立圏の構成市として「定住自立圏共生ビジョン」の推進に取り組むとともに、医療、福祉、消防などさまざまな分野において近隣自治体と連携を深め、事業の効率化、高度化を目指します。

用語解説

※日向圏域定住自立圏：定住自立圏は、地方圏において三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域。日向圏域定住自立圏は、日向市が中心市となり門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村で構成している。

第 3 部 基本計画

Basic Plan

施策体系図

日向市の将来像

海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち

<重点戦略>若者に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略

基本目標1

【教育文化】

ふるさとを愛し
心豊かな人が育つ、
個性が尊重されるまち

施策

- 1-1 生きる力を育む教育の推進
- 1-2 魅力ある教育体制や環境の充実
- 1-3 地域が一体となった青少年の育成
- 1-4 社会教育の推進
- 1-5 図書館サービスの充実
- 1-6 地域文化の保存・継承・活用
- 1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり
- 1-8 人権・平和の尊重
- 1-9 男女共同参画社会づくり
- 1-10 国際化への対応と国際交流の推進

基本目標2

【健康福祉】

市民が共に支え合い、
自立した生活を送る
健康長寿のまち

施策

- 2-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 2-2 健康に暮らせるまちづくり
- 2-3 高齢者の生きがいづくりと支援の充実
- 2-4 障がい福祉の充実
- 2-5 地域福祉の充実と生活支援
- 2-6 社会保証制度の安定運営

基本目標3

【産業振興】

新たな挑戦で活力ある
産業が育ち、元気な
人が集うまち

施策

- 3-1 農業の振興
- 3-2 林業・木材産業の振興
- 3-3 水産業の振興
- 3-4 商工業の振興
- 3-5 雇用の確保と創出
- 3-6 企業誘致と次世代産業の育成
- 3-7 地域を活性化する観光の振興

基本目標4

【生活環境】

自然を守り、安全で安心な
環境で心豊かに暮らせるまち

施策

- 4-1 消防体制の充実
- 4-2 防災体制の充実
- 4-3 安全・安心な生活環境の確保
- 4-4 循環型社会の実現
- 4-5 自然環境の保全と活用
- 4-6 安全で安定した水の供給
- 4-7 生活排水の適切な処理
- 4-8 快適な住宅環境の整備

基本目標5

【社会基盤】

快適で魅力ある機能的な
住みやすいまち

施策

- 5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成
- 5-2 生活の質を高める都市基盤の整備
- 5-3 利便性の高い道路の整備
- 5-4 美しい景観の安全と形成
- 5-5 港湾機能の充実と活用
- 5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進

基本目標6

【地域経営】

市民一人ひとりが
地域とつながる
市民協働のまち

施策

- 6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化
- 6-2 中山間地域の活性化と移住の促進
- 6-3 市民に信頼される行政サービスの提供
- 6-4 効果的・効率的な行政経営の推進
- 6-5 未来につなげる財政経営

重点戦略と重点プロジェクト

1 目的

基本構想の将来像である「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち～リラックスタウン日向～」を実現するためには、まちづくりの基本目標に向かって取り組む基本計画の施策を着実に推進していくことが必要です。

また、社会状況の変化や財政状況を踏まえ、本市の重要課題を効果的、効率的に解決していくためには、限られた経営資源（人、もの、金）を有効に活用し、「選択と集中」による施策の推進が求められています。そのため、本計画期間内に優先的かつ重点的に取り組む施策を重点戦略に位置付け、それぞれに重点プロジェクトを設定し、重要課題の解決に向けた取組を積極的に推進していきます。

2 テーマと構成

人口減少・高齢化が加速化する中、活力ある地域を維持していくために、将来のまちづくりの原動力となる「若者」に焦点を当て、本市で育った若者や都市部に住む若者が本市で暮らし、地域の担い手として活躍してもらえるようになることを目標に若者に選ばれるまち“日向”の未来づくりを重点戦略に位置付けます。

重点戦略は、3本の戦略と9本の重点プロジェクトで構成し、基本計画の諸施策から、関連する事業について複合的に相互に関連性を持たせることで、施策の効果を向上させます。

なお、重点プロジェクトについては、社会経済情勢の変化により、新たに重点的・集中的に取り組む必要がある課題が発生した場合は、見直すこととします。

若者に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略

戦略1

未来へつなげる人づくり戦略

郷土愛を持ち、社会に貢献する元気な若者を育てます

戦略2

活力を生み出すにぎわいづくり戦略

若者が魅力を感じる活力に満ちたまちをつくります

戦略3

笑顔で暮らせるまちづくり戦略

若者も安心して住み続けられるまちをつくります

【将来像とキャッチフレーズ】

海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち
～リラックスタウン 日向～

重点戦略・重点プロジェクト体系図

若者に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略

【重点戦略】

未来へつなげる
人づくり戦略

【重点プロジェクト】

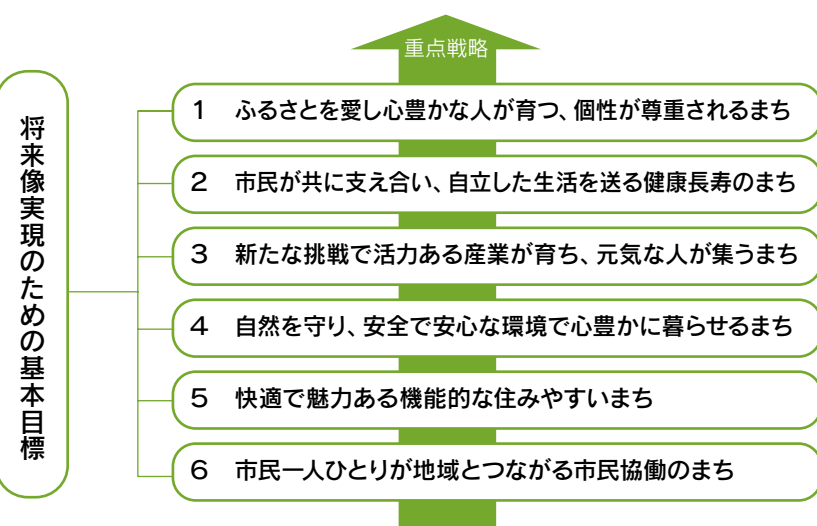
- 1-1 未来を支える“ひゅうがっ子”プロジェクト
- 1-2 元気な若者（ワケモン）“未来”づくりプロジェクト
- 1-3 ふるさと“発見”プロジェクト

活力を生み出す
にぎわいづくり戦略

- 2-1 魅力を感じる“場所”づくりプロジェクト
- 2-2 元気と活力を生み出す“しごと”づくりプロジェクト
- 2-3 新たな人が集まる“交流”促進プロジェクト

笑顔で暮らせる
まちづくり戦略

- 3-1 住み良さ100%“快適なまち”づくりプロジェクト
- 3-2 笑顔で暮らせる“健康長寿・スポーツ推進”プロジェクト
- 3-3 安心して生み育てる“みんなで子育て”プロジェクト



【選定の視点】

- ・まちづくりの重要課題の解決に向け、緊急的かつ優先的な取組が必要なもの。
- ・市民の関心が高く、強く求められているもの。
- ・総合戦略「元気な“日向市”未来創造戦略」のうち、優先的に取り組む必要があるもの。
- ・事業規模が大きく、長期的な取組が必要なもの。

3 重点戦略と重点プロジェクト

戦略

1

未来へつなげる人づくり戦略

郷土愛を持ち、社会に貢献する元気な若者を育てます。

本市の未来づくりに最も必要となるのは、故郷を愛し、地域や産業を担いまちの活力を生み出す原動力となる「人」です。そのため、総合計画の重点戦略では、「未来へつなげる人づくり」を最優先課題として取り組み、たくましく生きる力を備え、一人ひとりが自立し、地域の担い手となり、力を発揮することができる「人づくり」に取り組みます。

1-1 未来を支える“ひゅうがっ子”プロジェクト

- ・“ひゅうがっ子”の学力向上に取り組み、学ぶ環境を整えます。
- ・自ら学び、夢に向かって挑戦する“ひゅうがっ子”を応援します。
- ・たくましく生きる力を備えた“ひゅうがっ子”を地域で守り育みます。

主な事業

学力向上の推進、学校ICTの推進、県立高校への支援
通学区域の見直し、学校施設の耐震化、子どもの夢支援、読書活動の推進、
キャリア教育の拡充、小中学校トイレ洋式化、英語教育の充実、アスリートの育成

1-2 元気な若者（ワケモン）“未来”づくりプロジェクト

- ・地域や産業を支える人材を育成するために、若者が自ら学び成長する場所を作ります。
- ・若者の自由な発想をまちづくりや地域活動に生かします。

主な事業

地域リーダーの育成、若者のチャレンジ支援、
大学との連携強化、放送大学の利用促進

1-3 ふるさと“発見”プロジェクト

- ・地域資源や伝統文化を「知る」、「見る」、「感じる」ことで、ふるさとに対する誇りや愛情を育みます。

主な事業

ふるさと教育の推進、地産地消・食育の推進、牧水顕彰事業の推進
碁石文化の伝承、美々津重要伝統的建造物群の保存と活用

活力を生み出すにぎわいづくり戦略

若者が魅力を感じる活力に満ちたまちをつくります。

「若者に選ばれるまち」の実現には、若者が魅力を感じ、人が集まる活力に満ちたまちをつくることが重要です。

若者が働ける場所を確保し、世代を超えた人が集まり交流できる魅力的な場所をつくり、若者が持つエネルギーを活用して活気に満ちたまちのにぎわいづくりに取り組みます。

2-1 魅力を感じる“場所”づくりプロジェクト

- ・「リラックス・サーフタウン日向」を全国に発信し、若者を呼び込みます。
- ・若者が中心に、世代を超えて人が集まる魅力ある交流拠点をつくります。

流の促進化

主な事業

「サーフタウン日向」の推進、廃校校舎の活用、港を生かしたにぎわいづくり
観光4駅（道の駅2か所、海の駅、まちの駅）の連携強化

2-2 元気と活力を生み出す“しごと”づくりプロジェクト

- ・地元企業の新たな挑戦ややる気のある若者、女性の起業を支援します。
- ・地域資源を生かした地域ブランドの開発や販売促進に取り組みます。
- ・ヘルスケア産業などの次世代産業の企業誘致を推進し、働く場所を確保します。

主な事業

ひむかーBiz事業の推進、細島港の物流促進、地域ブランドの開発・普及
内陸型工業団地の検討、異業種間交流の促進
資源循環型林業システムの構築、薬草の里づくりの推進

2-3 新たな人が集まる“交流”促進プロジェクト

- ・魅力ある観光拠点をづくり、滞在型観光客の増加を目指します。
- ・都市部の若者をターゲットにUターンを促進します。
- ・スポーツや教育・文化など多分野における人やモノの交流を促進します。

主な事業

日豊海岸国定公園を生かした観光拠点づくり
新たな食づくりの推進、移住定住の促進
東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ誘致・交流の推進

笑顔で暮らせるまちづくり戦略

若者も安心して住み続けられるまちをつくります。

若者に選ばれ、将来にわたって住み続けてもらうためには、安全で安心に暮らせるまちの環境を整える必要があります。

防災、交通、情報など社会基盤を整備するとともに、地域が活力を失うことなく、助け合いながら、子どもから高齢者まで健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

3-1 住みやすさ100%“快適なまち”づくりプロジェクト

- ・若者も安心して暮らせる環境を整えるために、防災基盤を整備するとともに、「自助・共助・公助」による安全で安心なまちをつくります。
- ・市民が住み慣れた場所で暮らし続けられる利便性の高い生活拠点を形成します。

主な事業

防災基盤・地域防災力の強化、公共交通網の見直し
情報通信基盤格差の縮小、地域社会コミュニティ組織の支援

3-2 笑顔で暮らせる“健康長寿・スポーツ推進”プロジェクト

- ・子どもから高齢者まで元気に自立した暮らしを続けられる健康長寿のまちをつくります。
- ・市民がスポーツに親しみ心豊かに健康的な生活を送れる環境をつくります。

主な事業

産科・小児科医の確保、健康づくり活動の推進
生涯スポーツの推進、体育館の整備推進、地域包括ケアシステムの構築

3-3 安心して産み育てる“みんなで子育て”プロジェクト

- ・子育て環境を充実し、地域で若者の子育てを支援します。
- ・関係機関が連携し、妊婦期から子どもの健やかな成長を見守る体制を整えます。

主な事業

病児・病後児保育の推進、子どもの貧困対策
地域子育て拠点の拡充、ヘルシー・スタート事業の推進
放課後児童クラブの拡充、子育て支援を担う人材の確保

基本目標別の施策

基本目標の目指す将来像の実現に向けて、前期 4 年間で取り組む施策について、現状と課題を整理し、目指す姿、施策の方向性、主な指標と目標値、市民の役割、主な事業などを定めたものです。

【現状と課題】

施策に係る社会的潮流やまちづくりの動向、市の現状や問題点について記載しています。

【目指す姿】

施策の目指す目標について記載しています。

【施策の方向性】【施策の体系】

「現状と課題」で示した課題に対し、施策としての取り組み方や課題解決に向けた市の姿勢、方針を示しています。

【主な指標と目標値】

施策の取り組みを実施したことによる成果向上を把握するための指標を設定し、その基準値、目標値について記載しています。

【市民の役割】

施策の「目指す姿」を実現していくために、「施策の方向性」で示したそれぞれの取り組みの展開にあたって、市民の皆さんが担うべき役割、関わり方を記載しています。

【主な事業】

施策を推進するために、取り組む主な事業について記載しています。

【関連する計画】

施策を推進するために策定された個別の計画や関連する計画を記載しています。

基本目標 1 教育文化

ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち

【施策】	【具体的な施策】
1-1 生きる力を育む教育の推進	①幼児教育の充実 ②小学校・中学校教育の充実 ③特別支援教育の充実 ④高校や大学等との連携強化
1-2 魅力ある教育体制や環境の充実	①児童生徒の相談支援体制の充実 ②児童生徒の健康づくりの推進 ③学校給食の充実 ④安全で安心な教育環境の充実
1-3 地域が一体となった青少年の育成	①青少年教育の充実 ②青少年の健全育成
1-4 社会教育の推進	①生涯学習環境の充実 ②公民館活動の充実 ③自主学級活動の充実 ④社会教育団体の育成
1-5 図書館サービスの充実	①図書館機能の充実 ②読書活動の推進
1-6 地域文化の保存・継承・活用	①芸術文化活動の推進 ②文化財等の保存・継承・活用 ③地域の先人の顕彰と活用
1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり	①スポーツ指導者・団体等の支援 ②生涯スポーツの推進 ③競技スポーツの推進 ④体育施設の整備と活用
1-8 人権・平和の尊重	①人権・同和教育の推進 ②人権・同和行政の推進 ③平和教育・啓発活動の推進
1-9 男女共同参画社会づくり	①男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備 ②あらゆる分野における女性の活躍 ③安全・安心な暮らしの実現
1-10 国際化への対応と国際交流の推進	①国際感覚豊かな人材の育成 ②国際交流の推進 ③外国人が安心して暮らせる環境の整備

生きる力を育む教育の推進

【現状と課題】

少子化による人口減少が進む中、グローバル化や情報化社会の進展、家庭、地域の変容など激しい社会情勢の変化に対応するため、子どもの「社会を生き抜く力」を育むことが求められています。

本市では、子どもに確かな学力と豊かな心を身に付けさせることを目指し、小中一貫教育の推進や英会話科の創設など、特色のある教育を推進してきました。

また、子どもが自立した社会人、職業人として社会で生き抜く力を育むために、キャリア教育支援センターを設置し、「日向の大人はみな子供たちの先生」をキャッチフレーズに学校と地域が連携したキャリア教育を推進しています。

社会の変化に柔軟に対応できる力を子どもに身に付けさせるためには、学力向上はもとより、家庭や学校、地域が連携し、それぞれの役割に応じて幼児期から青年期まで子どもを守り育てる体制づくりが求められています。

①幼児教育の充実

・核家族化や少子化の進行、共働き家庭の増加、子育てに関する意識の多様化など幼児を取り巻く環境は大きく変化しています。幼児期は、心身の発達形成される最も重要な時期ですが、家庭や地域における教育力の低下は、子どもの健全な育育に大きな影響を与えるため、家庭や幼稚園、小学校、地域など関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた教育を提供できるよう、幼児期から小学校まで一貫して子どもを守り育てる体制づくりが求められています。

②小学校・中学校教育の充実

- ・本市は、平成18年度に全国に先駆けて平岩小中一貫校を設立し、市内の全ての中学校区において施設一体型や連携型での小中一貫教育を推進しています。児童生徒や教職員の相互交流などを通して児童生徒の個性や能力の伸長を図るとともに、中1ギャップ※の解消などに努めており、これまでの成果を検証し、今後の小中一貫教育の在り方について見直す必要があります。
- ・全ての小学校、中学校に本市独自の英会話教育を導入し、外国語指導助手（ALT）を活用したコミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。国の英語教育改革に合わせて、英会話教育の在り方について検討し、本市ならではの英会話教育を推進していくことが必要です。
- ・少子化や新たな市街地の形成などにより学校間の児童生徒数に変化が生じているため、将来人口推計を参考に、通学区域の見直しや学校施設の在り方について検討する必要があります。
- ・読書は、子どもの表現力や創造力を伸ばし、学力の向上や豊かな心の醸成を促す重要な役割を果たしています。家庭や学校での読書活動を促進し、学校図書館など子どもの読書環境の充実に取り組む必要があります。
- ・情報化社会が進む中、子どもの主体的な学びを促進し、学力を向上させるため、小学校・中学校におけるICT※環境の整備が急がれています。

用語解説

※中1ギャップ：中学校入学時に、新しい環境での学習や生活にうまく対応できないこと。

- ・本市では、自立した社会人、職業人としてたくましく生きる力を備えた子どもを育てるため、キャリア教育支援センターを設置し、キャリア教育を推進しています。キャリア教育を通して、自分の住んでいるまちや仕事を知るきっかけとなり、郷土愛の醸成にもつながるため、家庭、学校、地域、企業との連携を深め、キャリア教育の充実を図る必要があります。

③特別支援教育の充実

- ・学習障がい（LD）※や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）※を抱える児童生徒については、それぞれの個性や障がい特性を十分に理解した上で、個人の状況に応じた教育が必要です。そのため、幼児期から子どもの状態を的確に把握し、保護者へ十分な情報を提供しながら就学相談を行う必要があります。
- ・近年、特別支援学級や通級指導教室は、増加傾向にあります。専門的な知識を有する指導者が十分に確保できていない状況があります。そのため、指導内容の充実や支援体制を強化し、子どもの特性に応じた教育環境の充実を図る必要があります。

④高校や大学等との連携強化

- ・少子化が進む中、市外の高校に進学する生徒が増加し、市内の高校では定員割れの状況が続いています。「日向市の子どもは、日向市で育てる」という理念の下に、地域や関係機関が連携し、市内の高校を支援することが求められています。
- ・就学支援の一環として日向市育英奨学金貸付基金を活用し、高校生や大学生に無利子で貸付けを行っていますが、滞納などの問題があるため、適切な基金の運用に努める必要があります。
- ・放送大学宮崎学習センターは、「いつでもどこでも誰でも学べる正規の通信制大学」として、県内で唯一、本市に設置されています。今後、より一層生涯学習の場として多くの市民に利用してもらえるように啓発活動を推進し、公開講座など高度な生涯学習の場として活用する必要があります。
- ・地域で活躍できる人材の育成や地域課題の解決を図るため、大学と連携し、大学が持つ知的・人的財産を活用する取組を進める必要があります。また、介護や保育など不足している人材を地元で育成するために、専門学校などの高等教育機関の誘致が求められています。

【目指す姿】

確かな学力と豊かな人間性を身に付け、ふるさとを愛し、たくましく未来を切り拓く「生きる力」を備えた子どもが育っています。

用語解説

※ICT：Information and Communication Tecnology の略。情報通信に関する技術の総称。
 ※学習障がい（LD）：学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、さまざまな困難に直面している状態のこと。
 ※注意欠陥・多動性障がい（ADHD）：おおそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力にさまざまな問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、さまざまな困難に直面している状態のこと。

生きる力を育む教育の推進

【施策の体系】

1－1 生きる力を育む教育の推進

- ① 幼児教育の充実
- ② 小学校・中学校教育の充実
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 高校や大学等との連携強化

【施策の方向性】

①幼児教育の充実

- ・市内の保育所や幼稚園との連携強化を図り、就学前教育の充実に努めます。
- ・公立幼稚園については、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

②小学校・中学校教育の充実

- ・子どもの学ぶ意欲を向上させ、確かな学力の定着を図ります。
- ・小中一貫教育の成果を検証し、カリキュラムの開発や9年間の系統的な学習活動の充実に努めます。
- ・英会話教育を見直し、グローバル化に対応した英語教育を推進します。
- ・子どもの読書活動を促進し、学校図書館の機能を充実させ、読書の楽しさを伝える環境づくりに取り組みます。
- ・将来人口予測を参考に、通学区域の見直しや学校施設の在り方について検討し、適正な教育環境の充実に努めます。
- ・学校ICT環境を充実し、ICTを活用した教職員の学習指導力の向上や学校事務の効率化を図ります。
- ・キャリア教育支援センターを中心に、学校、地域、企業、行政が一体となったキャリア教育を推進し、子どもの職業観や郷土愛の醸成に努めます。

③特別支援教育の充実

- ・専門知識をもつ教職員を確保し、障がいのある児童生徒の個性や特性に応じた学習支援体制を構築します。
- ・軽度の発達障がいのある児童生徒に対し、それぞれの個性や障がいの特性に応じた指導を行います。
- ・関係機関と連携し、幼児期から支援が必要な子どもや保護者へ支援するなど、就学相談体制の充実に努めます。

④高校や大学等との連携強化

- ・地域や関係機関と連携し、高校の魅力向上や学力向上に向けた取り組みを支援します。
- ・奨学金制度および修学資金貸付制度の適切な運用に努めます。
- ・放送大学と連携し、市民への啓発活動や利用の促進に取り組みます。
- ・大学と連携し、人材育成や地域課題の解決に向けた共同研究に取り組みます。
- ・大学の研究室や出先機関、福祉人材などを育成する専門学校などの誘致活動を推進します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)
授業の内容がよく分かると答えた児童生徒の割合	74.2%	80.0%
中学校 2 年生の生徒のうち、「将来日向市で働きたい」と答えた生徒の割合	38.5%	50.0%
小学生、中学生が 1 ヶ月間に読む読書冊数 (平均)	小学生 12.2 冊 中学生 3.6 冊	小学生 15.0 冊 中学生 4.0 冊
放送大学宮崎学習センターの学生数	1,488 人	1,550 人

【市民の役割】

- ・学習習慣や基本的な生活習慣など家庭での教育力を高めましょう。
- ・学校教育への理解を深め、教育活動を支援し、地域で子どもを見守りましょう。
- ・生涯学習の場として放送大学を積極的に活用しましょう。
- ・企業は、キャリア教育への理解を含め、キャリア教育の推進に協力しましょう。

【主な事業】

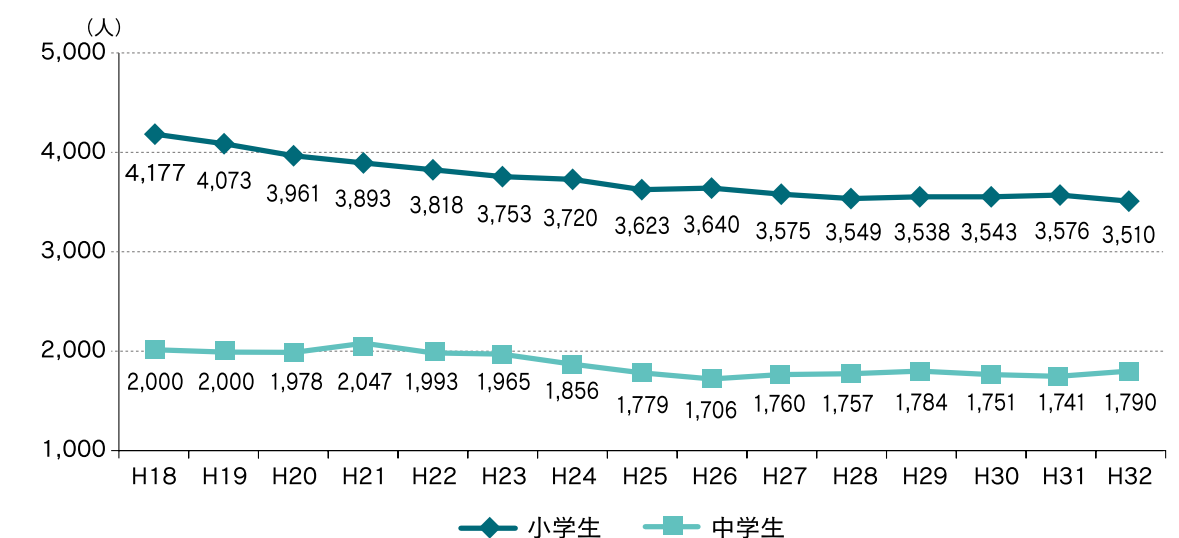
幼児教育の充実に要する経費、キャリア教育推進事業、放送大学支援事業
障がいのある児童生徒の教育の充実に要する経費

【関連する計画】

日向市学校教育情報化推進計画（平成28年度～平成32年度）

【参考資料】

日向市内の児童生徒数の推移（※H29年度以降はH29年1月10日現在の推計値）



魅力ある教育体制や環境の充実

【現状と課題】

高度情報化の進展や価値観の多様化、安全への意識の高まりなど社会環境は急激に変化しており、こうした変化が、子どもの心身の健康に大きな影響を与え、生活習慣の乱れ、いじめ、不登校などの心の健康問題が顕在化しています。

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう児童生徒一人ひとりの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、「生きる力」を身に付けさせる必要があります。

そのため、家庭、学校、地域が連携し、児童生徒に寄り添う支援体制の充実や食育・学校給食を通じた健康の保持増進、安全で安心な教育環境の充実を図る必要があります。

①児童生徒の相談支援体制の充実

・地域のつながりが希薄になる中、子育ての不安を相談できる相手がいない保護者が孤立し、児童虐待や育児放棄、家庭内での暴力を引き起こすなど大きな社会問題となっています。こうした家庭内の悩みや問題を抱える児童生徒への支援体制の充実が求められています。

②児童生徒の健康づくりの推進

・児童生徒の生活習慣の変化とともに、健康問題も多様化、深刻化しています。学校での健康診断や保健指導を通して健康の保持増進に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携し、健康づくりの基本である生活習慣の確立に取り組むことが必要です。

・食物アレルギーを有する児童生徒の増加に伴い、学校における対応が重要となっています。そのため、保護者や病院、関係機関と連携し、個々の児童生徒の健康状態について情報共有を図り、子どもが安全・安心に学校生活が送れるよう支援が必要です。

③学校給食の充実

・学校給食センターでは、児童生徒の健康な身体を育むために栄養バランスの取れた安全で安心な学校給食を提供しています。食物アレルギーのある児童生徒が増えているため、それぞれの児童生徒の状態に応じた学校給食の提供に努める必要があります。

・学校給食センターの設置管理者として「学校給食衛生管理基準」などに基づいた適切な施設の運営に努めるとともに、施設管理経費の削減に取り組む必要があります。

④安全で安心な教育環境の充実

・児童生徒の安全で安心な学習環境を確保するために、災害や不審者侵入などに対応できる安全対策の推進が求められています。

・小学校15校（うち分校2校）と中学校8校（うち分校1校）の適切な維持管理や計画的な整備を行い、学校施設の長寿命化を図る必要があります。

・少子化により児童生徒が減少することが予想されるため、通学区域の見直しや複合化も視野に入れた学校施設の整備について検討する必要があります。

・耐震基準を満たしていない学校施設について早急に耐震化を図る必要があります。また、学校施設は、防災拠点施設としての役割も期待されているため、関係機関と連携し、防災機能の強化に取り組むことが必要です。

【目指す姿】

安全で安心な教育環境の中で、健康でたくましく「生きる力」を身に付けた子どもが育っています。

【施策の体系】

- 1－2 魅力ある教育体制や環境の充実
 - ① 児童生徒の相談支援体制の充実
 - ② 児童生徒の健康づくりの推進
 - ③ 学校給食の充実
 - ④ 安全で安心な教育環境の充実

【施策の方向性】

①児童生徒の相談支援体制の充実

・いじめ問題など児童生徒が抱える問題の早期発見と早期解消に努めます。

・不登校児童生徒の学校復帰を目指し、適応指導教室（ひまわりラウンジ）の充実に努めます。

・スクールカウンセラー※、スクールアシスタント※と連携し、児童生徒の状況に応じたきめ細かな教育相談や児童生徒が相談しやすい相談体制の充実に努めます。

②児童生徒の健康づくりの推進

・学校での健康診断を充実し、疾病の早期発見、適正な管理・指導の充実に努めます。

・子どもの健康を維持し、自己管理能力を高めるために、食についての正しい理解や正しい食習慣を身に付けさせる食育を推進します。

③学校給食の充実

・国の法令や衛生基準に基づき、適切な施設管理に努め、安全で安心な学校給食を提供します。

・食物アレルギーがある児童生徒について学校と情報共有を図り、それぞれの状態に応じた安全で安心な学校給食の提供に努めます。

・学校と連携し、食育や生産者と連携した地産地消を推進します。

・学校給食センターの施設管理費の削減や平準化に努めます

④安全で安心な教育環境の充実

・学校施設の耐震化を図り、防災機能を強化した学校施設の計画的な整備に努めます。

・学校施設の長寿命化計画を策定し、今後の施設の整備の在り方について検討します。

・学校内での災害や不審者侵入に対応するために、避難訓練の実施や地域と連携した防犯対策を推進します。

用語解説

※スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者をいう。
 ※スクールアシスタント：多動性障がい(ADHD)などの障がいのある児童生徒に対し、担当教諭とともに教科指導にあたる特別支援教員をいう。

魅力ある教育体制や環境の充実

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
不登校児童生徒が学校に復帰した割合	38.4%	40.0%
小児生活習慣病予防検診で要管理・要観察・要指導と判定された児童生徒の割合	14.8%	14.5%
学校給食食材に占める地産地消率の割合	64.7%	70.0%
学校施設の耐震化率	95.6%	100.0%

【市民の役割】

- ・安全で安心して通学できるよう地域で子どもを見守りましょう。
- ・家庭、学校、地域が連携し、子どもに正しい生活習慣を身に付けさせましょう。
- ・子どもに食べ物の大切さを教え、正しい食習慣を身に付けさせましょう。
- ・学校の美化や緑化に協力し、学校施設を大切に利用しましょう。

【主な事業】

スクールサポート事業、保健体育の充実に要する経費、給食調理に要する経費、小中学校整備事業

【参考資料】

年 度	健診者数	要医学的管理者数	要経過観察者数	要指導者数
平成 23 年度	1,060 人	12 人	59 人	76 人
平成 24 年度	1,025 人	15 人	47 人	83 人
平成 25 年度	1,000 人	6 人	65 人	76 人
平成 26 年度	945 人	18 人	46 人	65 人
平成 27 年度	990 人	9 人	57 人	81 人

地域が一体となった青少年の育成

【現状と課題】

少子化や核家族化、情報化社会の進展など社会環境の急激な変化に伴い、家庭での教育力の低下が指摘されており、本来、家庭が担う基本的な生活習慣の指導についても、学校側に求められる傾向が強まるなど、学校だけでは対応できない状況も生じています。

こうした社会環境の変化と共に、地域とのつながりが希薄化し、地域における教育力も低下しています。変化の激しい社会の中で、自立した生活を送り地域社会に貢献できる子どもを育成するためには、地域においてさまざまな人と触れ合い、多様な経験を積むことが重要になるため、家庭、学校、地域が連携し、次世代を担う子どもの育成に社会全体で取り組むことが求められます。

①青少年教育の充実

- ・核家族化やライフスタイルの多様化などを背景に、子どもや保護者が地域活動に参加する機会が減少しています。また、地域とのつながりの希薄化により、地域における教育力の低下も懸念されています。
- ・基本的な生活習慣の指導など学校だけでは対応できない問題に対し、家庭、学校、地域が連携して取り組み、地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成を図ることが必要です。
- ・放課後子ども教室は、地域の協力により市内7カ所で開設されており、地域住民と子どもの交流の場としても機能しています。しかしながら、放課後子ども教室の教育活動サポーターが高齢化しているため、新たな担い手を確保し、運営体制の強化を図る必要があります。

②青少年の健全育成

- ・青少年の非行防止および健全育成を図ることを目的に、関係機関で組織する青少年育成センター運営協議会を設置し、刑法犯少年※の状況や青少年への指導状況などについて情報の共有化を図り、非行につながる問題行動の抑止に努めています。
- ・青少年指導員は、児童生徒の登下校時の見守りや街頭指導、巡回指導などを行い、青少年の非行や事故の防止に取り組んでいます。近年は、インターネットを悪用した犯罪も増加しているため、インターネットやサイバー犯罪などへの指導員の理解を深める必要があります。

地域が一体となった青少年の育成

【目指す姿】

家庭、学校、地域が連携し、青少年を守り育てることにより、青少年が生き生きと成長しています。

【施策の体系】

1-3 地域が一体となった青少年の育成

- ① 青少年教育の充実
- ② 青少年の健全育成

【施策の方向性】

①青少年教育の充実

- ・家庭、学校、地域の連携を強化し、情報共有を図ります。
- ・子どもの学びや育ちを促す地域活動を支援し、地域における教育力向上を図ります。
- ・自然体験活動や地域活動、ボランティア活動などへの青少年の参加を促し、青少年の多様な社会参加活動を促進します。
- ・学校でのさまざまな課題を解決するため、学校運営に地域住民や保護者などが参画できる体制の整備に努めます。
- ・学校を地域の大人と子どもが交流できる多世代交流拠点として活用します。
- ・放課後子ども教室の教育活動サポーターを確保し、運営体制の強化や活動内容の充実を促進します。

②青少年の健全育成

- ・家庭、学校、地域が連携し、青少年が安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- ・日向市青少年相談室を通して、青少年が相談しやすい環境の充実を図ります。
- ・青少年育成センターを拠点に、青少年指導員と関係機関が連携し、青少年の健全な育成や非行の防止に取り組めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
青少年指導員による指導件数	39 件	30 件
放課後子ども教室の登録児童数	144 人	180 人

【市民の役割】

- ・「地域の子どもは地域で育てる」という意識を高め、青少年の健全育成に協力しましょう。
- ・地域ボランティア活動に協力し、子どもを見守る体制の充実に努めましょう。

【主な事業】

地域教育力活性化推進事業、放課後子ども教室推進事業、青少年育成センター事業

【参考資料】

地域教育力活性化推進事業の実施団体数と新規団体数（団体）

年 度	実施団体数	新規団体数
平成 23 年度	18	4
平成 24 年度	18	4
平成 25 年度	15	2
平成 26 年度	16	2
平成 27 年度	18	2



地域教育力活性化事業（農業体験を通した世代間交流の様子）

社会教育の推進

【現状と課題】

市民が生きがいを持って心豊かに暮らしていくためには、市民が生涯にわたって、主体的に学習することができ、その成果を地域で発揮することができる社会の実現が求められています。

また、新しい情報が絶えず発信されている社会環境の中で、市民の学習ニーズも多様化しています。こうした市民ニーズに対応し、さまざまな年代が学べるよう学習機会の充実を図り、社会教育活動の拠点となる地区公民館※やコミュニティセンターを誰もが利用しやすい施設とするための環境整備に取り組む必要があります。

①生涯学習環境の充実

- ・家庭教育学級、高齢者学級、女性学級では、学習活動を通して知識の習得や仲間づくりに取り組んでいます。
- ・個人の持つ経験や知識を市民の学習活動などに生かすため「生涯学習人材バンク」を設置していますが、利用者が減少しているため、市民への利用を促進し、人材の活用を図る必要があります。
- ・市政出前講座については、利用者が減少しているため、市民が関心を持てる講座の充実や利用しやすい環境づくりに努め、利用の促進を図る必要があります。

②公民館活動の充実

- ・地区公民館では、楽しく学びながら文化に触れ、暮らしに役立つ事柄を学ぶさまざまな講座を開催しています。また、講座を通して地域の人々と交流を深め、仲間づくりの場としても利用されています。多くの市民に利用してもらえるように、今後も講座内容の充実に努め、講座で得た学習の成果を地域活動などに生かしていく取り組みが必要です。
- ・老朽化している地区公民館については、計画的に施設の整備を行い、誰もが利用しやすい環境の整備に努める必要があります。
- ・自治公民館※は、地域住民の生涯学習の場として活用されています。高齢化が進む中、地域の人々が集い学べる場としての役割が期待されますので、自治公民館活動の充実を図るための支援が必要です。

③自主学級活動の充実

- ・家庭での教育の在り方が、子どもの健全な発育に大きな影響を与えるため、家庭教育学級の活動を積極的に支援し、保護者と学校、あるいは保護者同士が相談できる体制づくりに取り組む必要があります。
- ・地域社会と疎遠になりがちな一人暮らしの高齢者が増加しているため、地域全体で高齢者を見守り、高齢者学級や地域の生涯学習活動への参加を促すなど、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努める必要があります。

④社会教育団体の育成

- ・社会教育団体※は、それぞれの活動を通して地域リーダーの育成や地域の活性化に貢献していますが、会員数の減少により組織が弱体化しているため、新たな会員の確保や組織体制の強化などの支援を行う必要があります。

用語解説

※地区公民館：本計画でいう「地区公民館」とは、中央公民館、日知屋公民館などの市が管理する公民館。

※自治公民館：自治会（区）が管理する公民館。

※社会教育団体：社会教育法第 10 条に定められている、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。

【目指す姿】

市民がそれぞれの経験や知識を生かし、生きがいや充実感を感じながら社会教育活動に参加しています。

【施策の体系】

- 1－4 社会教育の推進
 - ① 生涯学習環境の充実
 - ② 公民館活動の充実
 - ③ 自主学級活動の充実
 - ④ 社会教育団体の育成

【施策の方向性】

①生涯学習環境の充実

- ・自主学級や地域での生涯学習活動を支援し、生涯学習の推進を図ります。
- ・市政出前講座や生涯学習人材バンクなどを積極的に情報提供し、活用を図ります。
- ・生涯学習の成果を地域で活用できるよう支援します。
- ・「日向きらめき人」など生涯学習を推進する人材を発掘し、活用を図ります。

②公民館活動の充実

- ・市民ニーズに対応した主催講座を開催し、幅広い世代が参加できるよう生涯学習の充実に努めます。
- ・地区公民館や自治公民館での地域づくり活動を支援し、地域力の向上に努めます。
- ・老朽化している地区公民館を計画的に整備し、適切な維持管理に努めます。
- ・自治公民館の整備に対する支援を行います。

③自主学級活動の充実

- ・高齢者学級・女性学級を支援し、仲間づくりや生きがいづくりに取り組みます。
- ・家庭教育学級を支援し、家庭における教育力の向上に努めます。
- ・自主学級活動を支援し、活動を通して培った経験や知識を地域活動に生かします。
- ・毎月第 3 日曜日の「家庭の日」の普及啓発に取り組みます。

④社会教育団体の育成

- ・社会教育団体の組織の弱体化を防ぐため、会員を増やす取組を支援します。
- ・社会教育団体を支援し、社会教育団体との連携を強化します。

社会教育の推進

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
生涯学習人材バンクの利用回数	37 回	45 回
地区公民館の利用者数	122,059 人	130,000 人
自主学級グループの学級数	59 学級	63 学級
社会教育団体の登録者数	7,405 人	7,500 人

【市民の役割】

- ・生涯学習の場として地区公民館や自治公民館を活用しましょう。
- ・地域活動やまちづくりに参加して、学習の成果を積極的に生かしましょう。
- ・地区公民館や社会教育団体が開催する催しに参加しましょう。
- ・社会教育団体は、会員の拡充や活動内容の充実に努めましょう。

【主な事業】

社会教育指導員事業、公民館主催講座事業、自治公民館の整備助成、自主学級事業、社会教育団体育成事業

【参考資料】

地区公民館の主催講座の状況

年度	実施講座	延べ受講者数
平成 24 年度	47 回	4,272 人
平成 25 年度	41 回	3,937 人
平成 26 年度	42 回	4,176 人
平成 27 年度	46 回	4,458 人



着付け教室の様子

図書館サービスの充実

【現状と課題】

市立図書館は、平成 28 年 3 月末現在、189,340 冊の蔵書を有しており、市民一人当たりの蔵書数は、県内でも平均的な水準となっています。

また、年間貸出冊数は、262,611 冊で市民一人当たりの貸出数は 3.67 冊であり、県内の平均を上回っています。

図書館の利用目的は、読書活動、学習活動など多様化していますので、利用者のニーズを把握し、それぞれの目的に応じて図書館が活用できるようにきめ細かな対応が必要です。

現在の図書館は、昭和 40 年に建設された旧日向保健所を平成 9 年に改修したもので、老朽化が進んでおり、施設も手狭なため十分な蔵書スペースや閲覧スペースが確保できない状況です。そのため、利用しやすい図書館の在り方や施設の整備について検討する必要があります。

①図書館機能の充実

- ・図書館は、図書資料や視聴覚資料、郷土史料などを収集・整理・保存し、閲覧の場所を提供するとともに、市民のさまざまな学習活動を支援する役割を担っています。本市では、市民の利用促進を図るため、司書資格を持つ職員の配置やインターネットを通じた図書館サービスの整備を進めるなど、図書館機能の充実に努めてきました。今後も多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民が利用しやすい図書館を目指していく必要があります。

②読書活動の推進

- ・図書館では、親子が本を通して心触れ合う時間が持てるよう、ブックスタート運動※やおはなし会など、乳幼児期から本に親しむ機会を提供しています。また、保育所、幼稚園、学校などへの団体貸し出しや専用車両による巡回貸出しを行っています。今後も、幼児期から読書習慣を身に付け読書意欲を高めることができるように、関係機関や図書館ボランティアと連携して本に親しむ機会の提供に努める必要があります。
- ・市内の小学校では、朝の読書の時間を設け、子どもの読書活動に積極的に取り組んでいます。今後も学校や地区公民館図書室と連携し、子どもが本を好きになる、本を読みたくなる環境づくりに努める必要があります。

用語解説

※ブックスタート運動：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを作るために、0 歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。

図書館サービスの充実

【目指す姿】

市民が生涯学習の場として図書館を積極的に利用し、豊かな心が育まれています。

【施策の体系】

1-5 図書館サービスの充実

- ① 図書館機能の充実
- ② 読書活動の推進

【施策の方向性】

①図書館機能の充実

- ・多様化する市民ニーズに答えるために、的確に資料を収集・整理・保存し、市民のリクエストや国内外の情勢にも対応した図書の選書に努めます。
- ・市民の自主的な学習活動を支援するために、インターネット閲覧用パソコンの設置や利用者の調査・相談に図書資料を使って援助するレファレンスサービスを充実します。
- ・市民の利便性の向上を図るために、インターネットによる図書の予約・リクエストなど図書館サービスを充実します。
- ・図書館が歴史教育や文化教育の拠点となるために、郷土史や歌人若山牧水に関する蔵書充実や企画展示を行います。

②読書活動の推進

- ・幼児期から親子で本に触れ合うように、ブックスタート運動やおはなし会を充実します。
- ・学校や地区公民館図書室と連携し、子どもの読書活動を支援します。
- ・図書館を活用した市民による読書会、朗読会の開催を支援します。
- ・図書館ボランティアを育成し、市民との協働による図書館づくりを推進します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
入館者数	162,981 人	182,000 人
蔵書数	189,340 冊	205,340 冊
貸出冊数	262,611 冊	292,000 冊

【市民の役割】

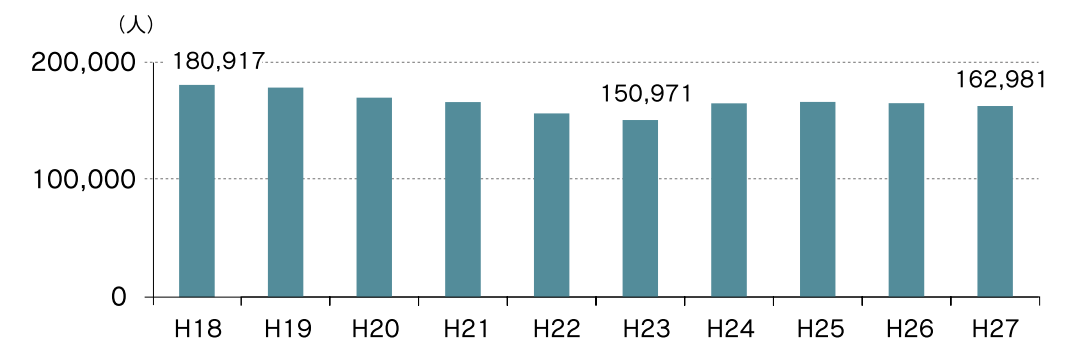
- ・図書館を生涯学習の場として積極的に利用しましょう。
- ・図書館の催しに参加し、図書館ボランティアに協力しましょう。
- ・家庭、学校、地域は、子どもの読書活動を支援しましょう。

【主な事業】

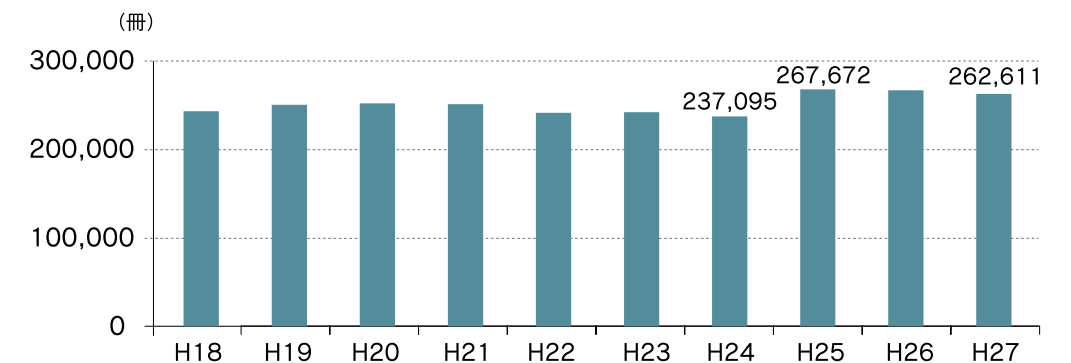
図書館サービス・資料の充実に要する経費、児童サービスに要する経費
生涯学習ボランティア（図書館）の育成事業

【参考資料】

入館者数の推移



貸出冊数の推移



地域文化の保存・継承・活用

【現状と課題】

これまでの継続的な文化財保存活動や先人顕彰活動により、地域の伝統文化や文化財の重要性、先人の功績などについて市民の理解が深まりつつありますが、次世代へ継承していくためには、後継者の育成や市民の協力が必要です。より一層の広報活動に努めながら、文化財の適切な保護や活用を図り、伝統文化の継承と活用を支援します。

また、文化活動の拠点となる文化施設の老朽化対策を進め、適切な管理運営に努めます。

①芸術文化活動の推進

- ・総合文化祭や美術展覧会には多くの市民が参加し、文化団体の活動も活発ですが、集客力不足などの課題があるため、積極的な広報活動が必要です。
- ・日向市文化賞は、文化の振興に寄与した市民を顕彰するもので、市民の活動意欲や文化意識の向上に寄与しています。
- ・日向市文化交流センターは、文化活動の拠点施設として多くの市民に親しまれています。今後も市民への利用を促進し、利用しやすい施設運営に努める必要があります。また、開館から25年が経過しているため施設の長寿命化を図り、適切な維持管理に努める必要があります。
- ・東郷地区文化センターは、東郷地域の文化活動の拠点施設であり、歴史資料室を有する生涯学習の拠点としての役割を果たしていますが、利用者数が減少しているため、市民に広く利用してもらうために施設の在り方について検討する必要があります。

②文化財等の保存・継承・活用

- ・指定文化財については、国指定2件、国選定1件、国登録1件、県指定14件、市指定67件があり、先人から受け継いだ文化財を後世に伝えるための保存に努めています。未指定文化財についても調査を進め、その価値を確認する必要があります。
- ・美々津の重要伝統的建造物群保存地区は、市民との協働事業の先駆けとして全国的にも評価されていますので、今後も建物の適切な保全に努め、地域と行政が連携し、地域活性化に取り組むことが求められています。
- ・坪谷神楽や塩見臼太鼓踊りなどの伝統芸能を日向市無形民俗文化財に指定し、地域に根差した伝統芸能の保存を図っています。各地域で伝承活動が行われていますが、後継者の育成が課題であり、保存団体と連携し、情報交換を行うなどの支援が必要です。
- ・発掘調査によって得られた成果を市民に広く周知し、埋蔵文化財の研究に生かすことが求められています。

③地域の先人の顕彰と活用

- ・国民的歌人若山牧水は、全国に根強い愛好者を持ち、各地で顕彰活動が行われています。東郷地区の坪谷は、牧水の生誕地として知られていることから、牧水生家の適切な保存や牧水関連資料の収集・保管など顕彰に努めるとともに、若山牧水記念文学館での企画展示や牧水祭での講演などで牧水の功績や魅力を伝え、更に愛好者を増やす取り組みが必要です。
- ・詩人高森文夫を始め新たな先人の掘り起しと顕彰に努める必要があります。

【目指す姿】

芸術文化に親しみ、地域の歴史や文化、先人に誇りを持って地域伝統文化を次世代へ継承しています。

【施策の体系】

- 1－6 地域文化の保存・継承・活用
 - ① 芸術文化活動の推進
 - ② 文化財等の保存・継承・活用
 - ③ 地域の先人の顕彰と活用

【施策の方向性】

①芸術文化活動の推進

- ・学校教育や社会教育と連携し、芸術文化への市民の意識向上を図ります。
- ・市民の芸術文化活動を支援し、情報発信に努めます。
- ・総合文化祭を開催し、文化団体の育成に努めます。
- ・文化施設については、学校や文化団体、生涯学習グループと連携し、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・文化施設の長寿命化を図るため、適切な文化施設の維持補修を行います。

②文化財等の保存・継承・活用

- ・市指定文化財の調査研究や保存と活用を図り、情報発信に努めます。
- ・市指定文化財の文化財的価値や重要性を判断し、国や県の指定化を図ります。
- ・未指定の文化財を調査研究し、市の指定文化財として登録します。
- ・美々津重要伝統的建造物群の適切な保全に努め、地域資源として活用します。
- ・伝統文化の保存と活用を促進し、活動内容について情報発信に努めます。
- ・伝統芸能団体の連携を強化し、伝統芸能の後継者育成を促進します。
- ・文化財施設の保存と修理に努め、古墳や山城については、史跡として活用します。
- ・埋蔵文化財の適正な調査を実施し、記録の保存に努めます。

③地域の先人の顕彰と活用

- ・先人顕彰団体と連携し、幅広い年代が参加できるよう、活動内容の充実にも努めます。
- ・若山牧水記念文学館の展示や企画展を充実させ、若山牧水の功績や魅力を広めます。
- ・若山牧水に関する情報発信を充実し、愛好者の増加を目指します。
- ・若山牧水関連施設の適切な管理運営に努めます。

地域文化の保存・継承・活用

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
文化施設の利用者数	94,111 人	94,200 人
文化財施設の利用者数	19,744 人	19,800 人
若山牧水関連事業の参加者数	4,677 人	4,700 人

【市民の役割】

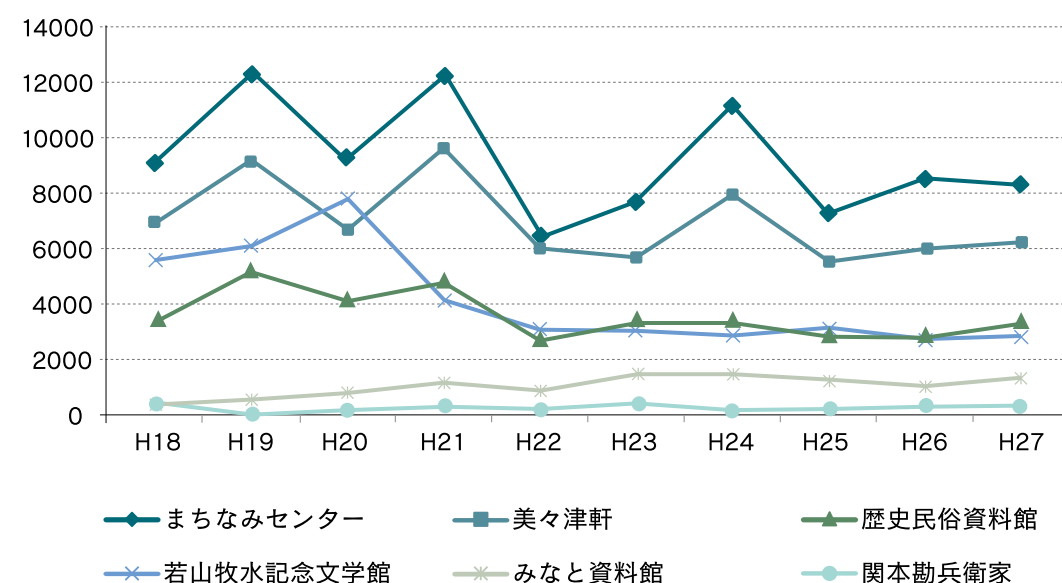
- ・芸術文化活動に参加し、芸術文化に関する意識を高めましょう。
- ・地域の伝統文化の伝承に努めましょう。
- ・文化財に関する情報を提供し、文化財の保存に協力しましょう。
- ・地域の歴史、文化、先人への理解を深め、情報発信に協力しましょう。
- ・芸術文化団体は、芸術文化の担い手として活動の充実や会員の拡充に努めましょう。

【主な事業】

芸術文化事業、重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業、牧水顕彰事業

【参考資料】

文化施設の入館者数の推移（人）



スポーツ活動の推進と環境づくり

【現状と課題】

高齢化が加速する中、健康志向の高まりなどに伴い、市民の健康や生きがいにつながる生涯スポーツの推進が求められています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や宮崎国民体育大会を見据え、スポーツへの関心を高めるとともに、競技力の向上を図ることも必要です。

そのために、スポーツ活動の拠点となる体育施設の充実を図り、老朽化している体育施設の計画的な整備を進める必要があります。

①スポーツ指導者・団体等の支援

- ・スポーツ推進委員は、スポーツ活動の推進のためにスポーツ教室を行うなど生涯スポーツの普及促進に重要な役割を担っているため、幅広い年代の人材を確保する必要があります。
- ・優秀なアスリートの育成のため、小学校から高校までの指導者間のネットワークを構築し、指導者として資質の向上を図る必要があります。
- ・学校や地域との連携強化および生涯スポーツの推進を図るために、スポーツに関する指導や助言を行うスポーツアドバイザーを配置しています。

②生涯スポーツの推進

- ・高齢者や障がいのある人など、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりが必要です。
- ・日向ひよっとこマラソンは、市民のマラソン大会として定着しており、参加者は徐々に増加しています。多くの市民に参加してもらえるよう開催内容の充実を図るとともに広報活動を強化し、参加者や大会協力者の増加に向け取り組む必要があります。
- ・総合型地域スポーツクラブは、旧岩脇中学校跡地を拠点にさまざまなスポーツ活動を行っています。しかしながら、会員数が減少しているため、市民ニーズの高いスポーツ教室の開催や活動場所の確保など活動内容の充実に取り組むとともに、運営体制を見直し、会員の増加に努める必要があります。

③競技スポーツの推進

- ・スポーツ団体の競技力の向上のために、競技人口の裾野を広げ、増加に努める必要があります。
- ・平成31年の全国高等学校総合体育大会南部九州大会や平成38年の2巡目となる宮崎国民体育大会に向け、トップアスリートを育成するための支援が必要です。

④体育施設の整備と活用

- ・体育施設のほとんどが昭和54年に開催された宮崎国民体育大会以前に建設されており、老朽化が進んでいるため計画的な整備をすすめる必要があります。
- ・市内全ての小学校・中学校の体育施設を開放し、地域の生涯スポーツ拠点として活用しています。今後も、市民に積極的に活用してもらうとともに、適切な利用を促進する必要があります。

スポーツ活動の推進と環境づくり

【目指す姿】

市民一人ひとりが、「する」「見る」「支える」といった多様な形で、生き生きとスポーツに親しんでいます。

【施策の体系】

1-7 スポーツ活動の推進と環境づくり

- ① スポーツ指導者・団体等の支援
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 体育施設の整備と活用

【施策の方向性】

①スポーツ指導者・団体等の支援

- ・スポーツ指導者の指導技術向上のために、競技団体と小学校、中学校、高校の指導者による合同研修会の開催を支援します。
- ・スポーツ団体の競技力を高めるための取組を支援します。
- ・スポーツ推進委員については、幅広い年代の人材確保に努めます。
- ・豊富な知識や経験を持つスポーツアドバイザーを活用し、指導者の資質向上や学校、競技団体などとの連携強化に取り組めます。

②生涯スポーツの推進

- ・各種スポーツ団体の活動を支援し、幅広い年代のスポーツ人口拡大に努めます。
- ・スポーツ教室などへの参加を促進し、市民の健康維持や体力向上を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブについては、市民ニーズを把握し、活動内容の充実に努めます。また、会員確保に向けた支援やクラブ運営を支える人材育成・活動場所の確保に努めます。
- ・市民が気軽に参加し、楽しむことのできるスポーツイベントの充実に努めます。

③競技スポーツの推進

- ・小学校、中学校、高校のスポーツ指導者が連携し、スポーツ選手の育成に取り組めます。
- ・全国高等学校総合体育大会南部九州大会や宮崎国民体育大会の開催競技を誘致します。

④体育施設の整備と活用

- ・誰もがスポーツができる環境づくりに努めます。
- ・スポーツ施設整備基本構想を策定し、施設の長寿命化や安全で安心な施設の整備に努めます。
- ・スポーツ活動の拠点として、小学校、中学校の体育施設を開放し、利用促進を図ります。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
スポーツ教室の参加者数	1,030 人	1,100 人
九州大会以上の大会への参加件数	75 件	80 件
スポーツ施設の利用者数	248,603 人	251,000 人

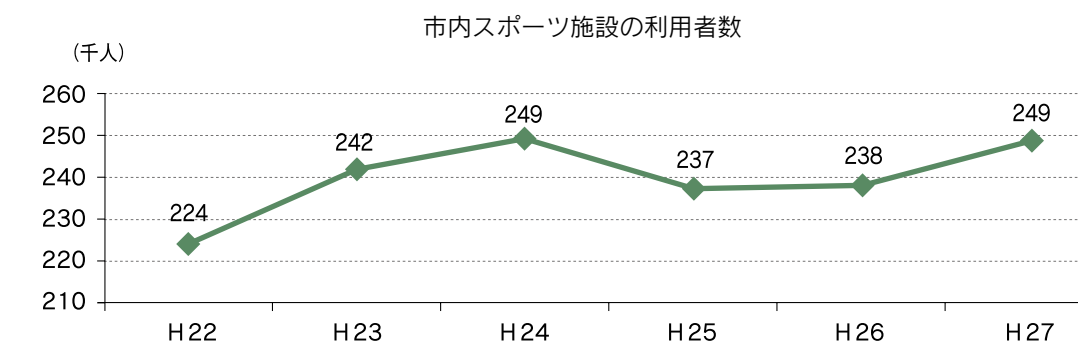
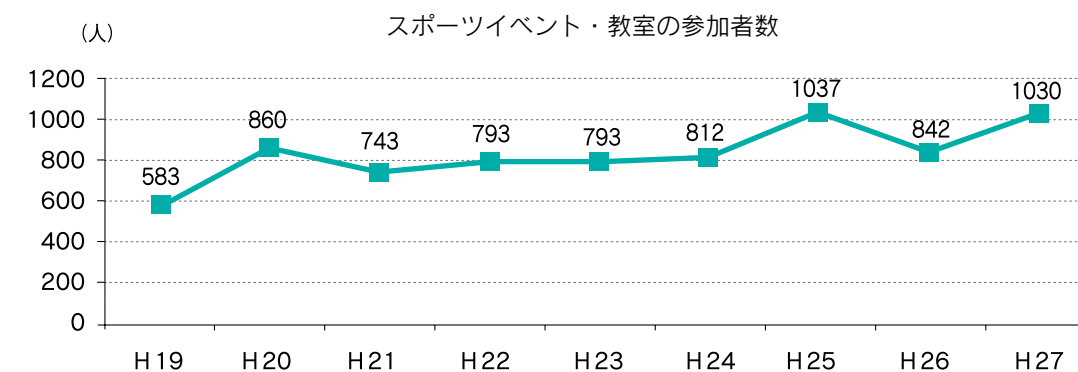
【市民の役割】

- ・それぞれの目的と目標に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- ・市や地域が開催するスポーツイベントなどに積極的に参加しましょう。
- ・自分の持っている知識を生かし、スポーツ活動の促進に努めましょう。
- ・スポーツ団体は、会員の増加や活動内容の充実に努めましょう。

【主な事業】

スポーツ推進委員の活動に要する経費、各種体育団体育成事業
「日向市スポーツ推進」小・中・高連携事業、日向ひよっこマラソン大会開催事業

【参考資料】



人権・平和の尊重

【現状と課題】

本市では、さまざまな人権問題の解決に向けて、人権教育および人権啓発に積極的に取り組み、一定の成果を上げてきましたが、まだ多くの課題が残されています。

また、情報化社会が急速に進展する中、インターネット上での誹謗中傷など人権侵害の形態も多様化・複雑化し、新たな人権問題も生じています。

そのため、法の下の平等、人権の尊重という普遍的な理念の下、今後も人権教育および人権啓発を更に推進し、これらの人権問題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

中東アジア情勢の悪化や北朝鮮の核開発など世界情勢は不安定な状況が続いています。終戦から70年以上が経過し「戦争の記憶」が薄れる中、世界恒久平和の実現が、全ての市民の願いです。そのため、戦争を風化させない取組を進めるとともに、平和を尊ぶ心を醸成する活動を推進する必要があります。

①人権・同和教育の推進

- ・市民一人ひとりの人権について、学校教育と社会教育が連携して人権教育および人権啓発に取り組む必要があります。
- ・さまざまな人権問題の解決に向けて家庭、学校、地域が一体となって「差別の現実をしっかりと受け止め、共に考え、共に学ぶ」という人権教育に取り組む必要があります。

②人権・同和行政の推進

- ・あらゆる場、あらゆる機会を利用して人権教育および人権啓発に努め、市民一人ひとりの人権が等しく尊重される「差別をしない、させない地域づくり」が求められています。
- ・同和問題を始めさまざまな人権問題の解決に向けて、関係機関と連携して人権教育および人権啓発に取り組む必要があります。

③平和教育・啓発活動の推進

- ・悲惨な戦争を二度と繰り返さないため、戦争や核兵器の悲惨さ、平和の尊さを語り継ぐ取組や次世代を担う子どもへの平和学習の充実を図る必要があります。

【目指す姿】

年齢、障がい、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる平和な社会が形成されています。

【施策の体系】

1－8 人権・平和の尊重

- ① 人権・同和教育の推進
- ② 人権・同和行政の推進
- ③ 平和教育・啓発活動の推進

【施策の方向性】

①人権・同和教育の推進

- ・日向市学校人権・同和教育推進協議会や日向市人権・同和教育研究大会の充実を図り、人権・同和问题への教職員の資質の向上および市民の人権意識の高揚に取り組みます。
- ・教育集会所活動を積極的に支援し、差別に負けない心を育みます。
- ・インターネットの誤った使用による人権侵害を防止するため、情報化社会に対応した人権教育および人権啓発に取り組めます。

②人権・同和行政の推進

- ・日向市人権・同和问题市民講演会、人権について考える市民の集い、人権出前講座の充実を図り、市民の人権意識の高揚に取り組めます。
- ・就職差別や結婚差別につながる身元調査を無くすため、住民票や戸籍謄本の不正取得に係る本人通知制度の周知を図るとともに、身元調査お断り運動を積極的に推進します。
- ・人権・同和问题に取り組む市民団体を積極的に支援し、人権・同和问题への市民の正しい理解と認識を高めます。
- ・国・県および人権擁護委員との連携を強化し、市民の人権擁護に努めます。

③平和教育・啓発活動の推進

- ・原爆写真展や被爆体験講話、平和交流など、平和教育の充実に努めます。
- ・関係団体と連携し、平和を尊ぶ心を育む講演会などを開催します。
- ・戦争遺品等を活用した平和に関する教育や啓発に取り組めます。

人権・平和の尊重

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
人権に関する講演会などへの参加者数	520 人	550 人
被爆体験講話参加者累計数（H29 年度～ H32 年度）	-	2,500 人

【市民の役割】

- ・講演会などに積極的に参加し、人権・同和問題について主体的に学び行動しましょう。
- ・家庭内で人権の大切さについて日頃から話し合い、人権意識の高揚に努めましょう。
- ・企業内で人権啓発活動を積極的に展開し、人権を尊重する企業を目指しましょう。
- ・人権を尊重し、公正な雇用に努めましょう。
- ・平和に関する講演会などに積極的に参加し、平和を尊ぶ心の育成に努めましょう。

【主な事業】

社会同和教育事業、人権・同和行政推進事業、平和推進事業

【参考資料】



被爆体験講話



平和ピースフォーラム

男女共同参画社会づくり

【現状と課題】

本市は、平成20年に「日向市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会づくりを市の主要な政策の一つに位置付けていますが、今なお固定的な性別役割分担意識や社会慣行が根強く残るなど、多くの課題が残されています。

今後も、全ての市民が性別による差別的取扱いを受けないための施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

また、配偶者などからの暴力（DV※）を始めさまざまな悩みに関する相談事業を行っていますが、複雑化、深刻化するケースも見られることから、相談体制の充実とともに、関係機関との連携強化、一時避難のための受入・支援体制の充実が求められます。

①男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- ・「日向市女性基本計画」（平成8年度）の策定から20年が経過しましたが、平成27年度の市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識に捕らわれない人の割合は50.5%にとどまっているため、正しい理解を広めるための効果的な市民啓発が必要です。
- ・男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんぴあ）が実施する市民啓発については、参加者の固定化や若年層の参加が少ないという課題があるため、効果的な情報発信が求められています。
- ・多様な生き方の選択に影響を及ぼしている社会制度や慣行は、男女共同参画社会の形成を阻害するものであり、男女が共に仕事と家庭の責任を担える社会の構築が重要です。

②あらゆる分野における女性の活躍

- ・女性の活躍推進には、男性の働き方・暮らし方の見直しが課題であり、家庭、地域、職場のあらゆる場面における施策を充実させることが重要です。
- ・平成27年度の市民意識調査では、賃金や待遇などの就労環境において男性が優遇されていると感じている人が男女とも6割を超えており、女性活躍推進法に基づく市の推進計画に沿って、企業への啓発および支援を進めることが重要です。
- ・審議会などに占める女性委員の割合が、目標の40%を大きく下回っているため、要因分析や課題解決策を講じる必要があります。
- ・本市では、多様な主体との協働による地域づくりを進めてきましたが、多様化・複雑化する地域課題の解決のためには、男女共同参画の視点に立った地域づくりが重要です。

③安全・安心な暮らしの実現

- ・本市では、「配偶者等からの暴力の防止および被害者支援計画」に基づき、あらゆる暴力の根絶を目指して取り組んできましたが、DVは深刻な社会問題となっています。暴力の根絶のためには、予防教育や暴力を容認しない社会環境の整備が急務であり、被害に対する相談体制のより一層の充実、関係機関との連携強化が重要です。

用語解説

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦間やパートナー間の暴力のことで、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的などあらゆる形の暴力が含まれる。

男女共同参画社会づくり

- ・セクシュアルハラスメント※は、男女の対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻害するものであり、容認しない社会環境の整備が必要です。
- ・男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重して生きていくためには、生涯を通して男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、男女の性差に応じた健康支援が求められています。

【目指す姿】

社会のあらゆる分野において、性別に関係なく、誰もが個性や能力を発揮できる社会が形成されています。

【施策の体系】

- 1-9 男女共同参画社会づくり
 - ① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備
 - ② あらゆる分野における女性の活躍
 - ③ 安全・安心な暮らしの実現

【施策の方向性】

①男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- ・男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんびあ）を拠点に効果的な市民啓発を実施します。
- ・男女の人権の尊重を踏まえた人権教育を推進します。
- ・男女共同参画の視点に立ち、日常生活における固定的な性別役割分担の是正のための広報・啓発に努めます。

②あらゆる分野における女性の活躍

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業への啓発を行います。
- ・男性も育児・介護を担える職場環境の整備を促進します。
- ・審議会などへの女性の登用を進め、政策・方針決定過程への女性参画を促進します。
- ・男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進を図ります。

③安全・安心な暮らしの実現

- ・暴力の根絶のための啓発活動を推進し、DV防止研修を実施します。
- ・安心して相談できる環境の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。
- ・関係機関とのネットワークを強化し、DV被害への適切かつ迅速な対応に努めます。
- ・学校、地域、職場でのセクシュアルハラスメント防止に向けた啓発を行います。
- ・男女の性差に応じた心身の健康保持を支援します。

用語解説

※ セクシャルハラスメント：性的いやがらせ。特に、職場や学校などで行われる性的・差別的な言動をいう。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27年度）	目標値（H32年度）
固定的性別役割分担意識に捕らわれない市民の割合	50.5%	60.0%
審議会などへの女性登用率	22.9%	40.0%
DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性：39.1% 女性：60.3%	男性：50.0% 女性：70.0%

【市民の役割】

- ・男女共同参画社会づくりについての講演会などに積極的に参加し、男女共同参画意識を高めましょう。
- ・性別を問わず、家事、育児、介護、PTA活動、地域活動などに積極的に参加しましょう。
- ・性別を問わず、政策や方針決定の過程に積極的に参画しましょう。
- ・企業は、仕事と生活の両立ができる就労環境の整備に努めましょう。

【主な事業】

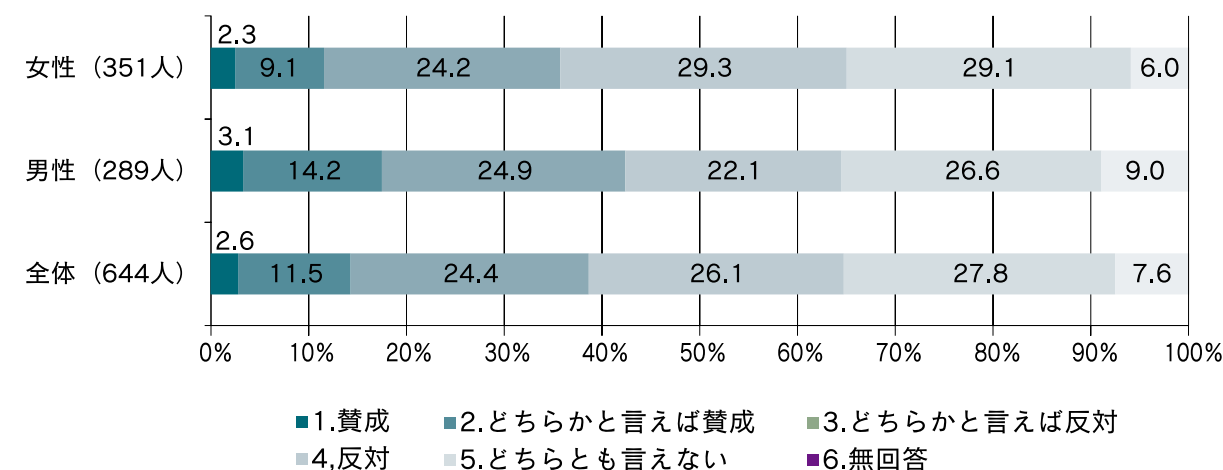
男女共同参画社会づくり推進事業、DV対策推進事業

【関連する計画】

第5次日向市男女共同参画プラン（平成29年度～平成33年度）

【参考資料】

固定的な性別役割分担（男性は外で働き女性は家庭を守るべきであるという考え方）に関する意識調査



資料：地域コミュニティ課

国際化への対応と国際交流の推進

【現状と課題】

グローバル化の進展に伴い、国際社会の一員として国際的な視野を育み、多文化共生による相互理解を深めることが求められています。

そのため、人種や文化に関係なく互いに認め合い、尊重し合える意識の醸成を図るとともに、グローバル化に対応できる人材を育てるために、学校教育における英語学習の強化や外国との交流活動の充実に取り組む必要があります。

国は、訪日外国人観光客の増加を目指し、地方における外国人観光客の受け入れ体制の強化を進めており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、より一層国際化が進むことが予測されますので、本市の魅力を海外に発信し、外国人観光客が快適に過ごせる環境づくりや多分野における交流を推進していく必要があります。

①国際感覚豊かな人材の育成

- ・日本と外国の文化の違いを互いに尊重し、多文化共生のための理解と認識を深めながら、国際感覚を高めていく必要があります。
- ・本市が独自に実施してきた英会話科の授業について、その成果を検証し、国の方針と整合性を図りながら、新たな取組について検討する必要があります。また、教職員の能力向上を目指し、宮崎国際大学と連携した研修を行っていましたが、多くの教職員が受講できるよう見直しを行い、内容の充実を図る必要があります。

②国際交流の推進

- ・国際交流員は、外国語や外国の文化を身近に触れる機会の提供に努めていますが、利用団体が固定化しているため、市民に広く活用してもらえるよう活動内容の情報発信に努め、利用を促進する必要があります。
- ・国際交流意識の向上を図るため、国際交流活動への市民参加を促進し、国際化に関する情報提供を行う必要があります。
- ・国際交流ボランティアの活動の場が少ないため、効果的で継続性のある活用方法について検討する必要があります。
- ・市民活動団体が行う国際交流イベントを支援し、市民が外国人との交流や外国の文化に触れることができる機会を増やしていく必要があります。
- ・市民の国際意識の向上を図るため、友好都市である中国い坊市との相互交流が求められています。

③外国人が安心して暮らせる環境の整備

- ・在住外国人が快適に安心して生活することができるよう、環境、福祉、防災などの行政情報の多言語化を行う必要があります。
- ・訪日外国人観光客の増加に対応するためにも、市ホームページを始め観光案内板などの多言語化を進め、外国人向けの情報発信を充実する必要があります。

【目指す姿】

多くの市民が国際交流活動に参加し、外国人への理解を深め、国際感覚豊かな市民が増えています。

【施策の体系】

1－10 国際化への対応と国際交流の推進

- ① 国際感覚豊かな人材の育成
- ② 国際交流の推進
- ③ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向性】

①国際感覚豊かな人材の育成

- ・国際交流員を継続的に招致し、国際感覚豊かな人材づくりを推進します。
- ・外国人観光客に対応できる通訳ボランティアの育成を図ります。
- ・小学校・中学校における英会話科の充実に努め、大学と連携した国際理解教育や外国語教育を推進します。
- ・英会話科授業の成果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

②国際交流の推進

- ・国際交流員や外国語指導助手（ALT）と連携し、外国人との交流や外国文化に触れる機会を提供し、互いの文化を尊重できる市民意識の醸成を図ります。
- ・国際交流ボランティアについては、外国に長期滞在した経験のある市民を募集するなど多様な人材の登録と活用の充実を図ります。
- ・市民活動団体が行う国際交流活動を支援します。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、ホストタウンに登録し、参加国・地域との人的・文化的な相互交流を図ります。
- ・友好都市である中国い坊市と市民の交流活動に対する支援を行います。

③外国人が安心して暮らせる環境の整備

- ・市ホームページの多言語化や災害に関する情報発信など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。
- ・公共施設などの案内板の外国語表示など、外国人に優しいまちづくりに努めます。

国際化への対応と国際交流の推進

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
国際交流事業への参加者数	145 人	200 人
国際交流員による英会話教室の年間受講者数	70 人	100 人
英語検定試験 1 級～5 級を受験した児童生徒数	332 人	400 人

【市民の役割】

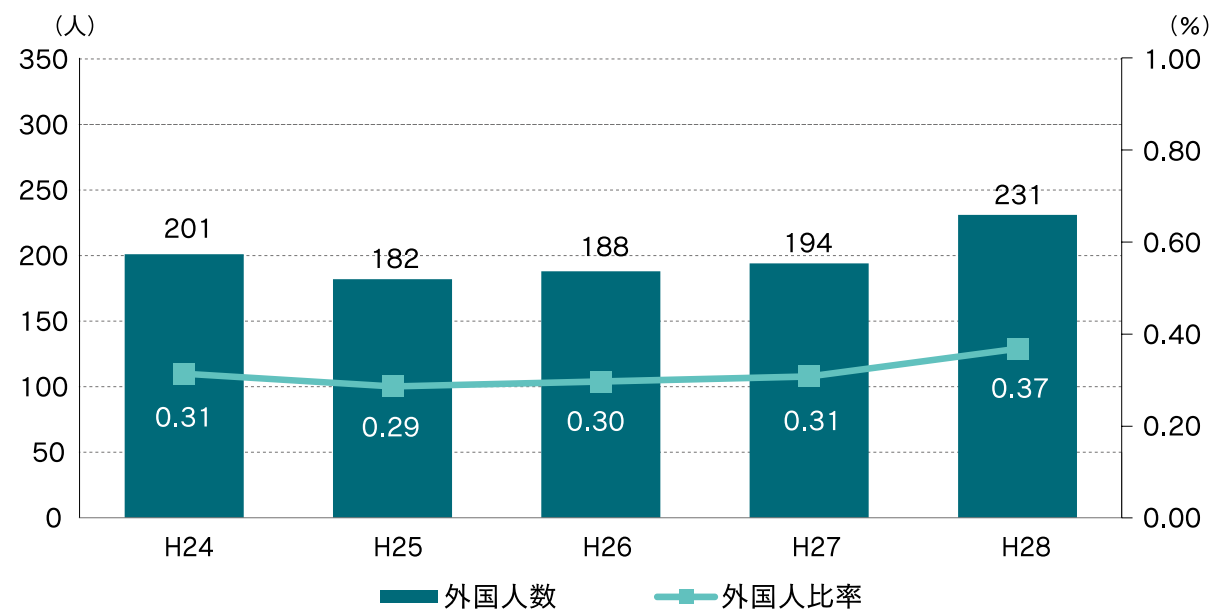
- ・文化の違いや多様な価値観を認め、人種に関係なく互いに尊重し合いましょう。
- ・国際交流イベントに積極的に参加し、豊かな国際感覚を身に付けましょう。
- ・地域活動に外国人も参加しやすい環境づくりに努めましょう。

【主な事業】

小学生英会話研修事業、外国青年招致および国際交流まちづくり推進事業

【参考資料】

日向市の外国人人口と人口比率の推移



資料：地域コミュニティ課

基本目標2 健康福祉

市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち

【施策】

【具体的な施策】

2-1

安心して子どもを生み 育てられる環境づくり

- ①妊娠・出産環境の充実
- ②乳幼児の健康・育児の対する支援の充実
- ③子育て支援制度の充実
- ④子育てと仕事の両立支援
- ⑤家庭・地域の子育て力の充実
- ⑥ひとり親家庭への支援
- ⑦児童虐待を防止する体制の強化

2-2

健康に暮らせるまちづくり

- ①健康づくりの普及・啓発
- ②人材育成と拠点づくり
- ③保健対策の充実
- ④医療体制の確保

2-3

高齢者の生きがいつくりと 支援の充実

- ①高齢者の社会参加と生きがいつくり
- ②地域で暮らし続けるための支援の充実
- ③介護サービスの充実と持続可能な制度運営

2-4

障がい福祉の充実

- ①権利擁護の推進
- ②地域生活の支援
- ③社会参加の促進

2-5

地域福祉の充実と生活支援

- ①地域福祉の推進
- ②生活支援と自立の促進
- ③子どもの未来を応援する施策の推進

2-6

社会保障制度の安定運営

- ①国民健康保険制度の適正な運営
- ②後期高齢者医療制度の適正な運営
- ③国民年金制度の適正な運営

安心して子どもを生み 育てられる環境づくり

【現状と課題】

未婚化・晩婚化の進行や価値観の変化により少子化が進んでおり、本市の将来にも大きな影響を与える課題となっています。

こうした中、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、育児放棄や児童虐待といった問題も生じています。

子育てに対する市民ニーズは、多様化・複雑化していますので、家庭だけではなく、地域や関係機関が連携し、妊娠期から子どもが健やかに育まれる環境を構築することが求められています。

①妊娠・出産環境の充実

・晩婚化により出産年齢は上昇傾向にあり、妊娠・出産のリスクも増加しています。

また、若年の妊婦や望まない妊娠など妊娠期から支援が必要な家庭も増加しています。安心して妊娠・出産できる環境を整備し、育児への不安を解消するために相談体制の充実を図る必要があります。

②乳幼児の健康・育児に対する支援の充実

・社会環境の変化に伴い、乳幼児への保健ニーズも多様化しており、育児への不安や孤立感を感じている保護者への支援、虐待の危険性がある家庭への支援が求められています。そのため、乳幼児の健康診査による健康管理を始め、家庭の養育支援や相談体制の充実、感染症予防対策など乳幼児のための保健施策を充実する必要があります。

③子育て支援制度の充実

・平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に伴い「日向市子ども・子育て支援計画」を策定し、「みんなで支え 育て育ちあうまちひゅうが」を基本理念に掲げ、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。子育て家庭の経済的負担を軽減し、育児不安を解消するため、子育て支援施策の充実を図り、家庭や地域における子育て環境を整備していく必要があります。

④子育てと仕事の両立支援

・子育て家庭の負担を軽減し、健全な子どもを育むためには企業が子育てに対する理解を持ち、育児休業など子育て支援制度の積極的な利用促進を図る必要があります。

・共働き家庭や就労形態の多様化により、病児・病後児保育や休日保育など多様な保育サービスの提供が求められていますが、保育士や幼稚園教諭など子育て支援を担う人材が不足しているため、関係機関と連携し、人材確保に努める必要があります。

・放課後児童クラブについては、国が対象児童を小学6年生までに引き上げたことに伴い、放課後児童クラブを拡充し、入所希望児童の受入を図る必要があります。また、障がいのある児童が放課後に安全・安心な環境で過ごせる居場所づくりも求められています。

⑤家庭・地域の子育て力の充実

・安心して子育てができる地域を実現するためには、子育ては社会にとって重要であるとの共通認識を持ち、地域で子どもを見守り、育てると意識の醸成や環境づくりが必要です。

・出産・子育てに関するさまざまな情報が氾濫する中、初めての出産や育児に対して一人で悩み、孤立感を抱えている母親が増加しています。子育てに対する不安や負担を軽減するために、子育て中の家庭が交流し、育児相談や子育てに関する情報提供ができる場所づくりが求められています。

⑥ひとり親家庭への支援

・ひとり親家庭では、子育てと仕事を両立するための精神的、身体的な負担が大きく、経済的にも不安定な状況に置かれる家庭も増えており、こうした負担が要因となって、家庭を支える親が、体調を崩し、子どもの発育にも大きな影響を及ぼすなど、さまざまな問題が生じています。

・本市の離婚率は2.33（平成26年統計）であり、全国平均の1.77よりも高く、ひとり親家庭が安定した生活ができるよう自立に向けた支援が必要です。

⑦児童虐待を防止する体制の強化

・近年、育児に不安を抱える保護者の孤立が、児童虐待や育児放棄につながるものとして大きな社会問題となっており、児童虐待相談も増加傾向にあります。そのため、虐待を受けている児童を含めその家庭へのきめ細かな対応が必要です。

・児童の健全な育成を図るためには、妊婦や児童、家族に対して積極的な支援が必要となるため、関係機関との連携を強化し、情報の共有化を図る必要があります。

【目指す姿】

家庭や地域が子育てに協力し、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

【施策の体系】

2-1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

- ① 妊娠・出産環境の充実
- ② 乳幼児の健康・育児に対する支援の充実
- ③ 子育て支援制度の充実
- ④ 子育てと仕事の両立支援
- ⑤ 家庭・地域の子育て力の充実
- ⑥ ひとり親家庭への支援
- ⑦ 児童虐待を防止する体制の強化

【施策の方向性】

①妊娠・出産環境の充実

・子どもの健やかな成長を育むために、関係機関が連携し、妊娠期から出産、育児までを支援する地域母子保健・育児支援システムを構築します。

安心して子供を生み育てられる環境づくり

- ・出産や子育てへの不安を解消するための啓発活動を推進します。
- ・安心して出産に臨める環境を整えるために、母親学級・パパママ教室の開催や不安を抱える妊産婦への相談体制の充実を図ります。
- ・妊産婦健診を通して産前・産後の妊産婦の健康管理を支援します。
- ・経済的な負担を軽減するため、不妊治療を受けている家庭への支援を行います。

②乳幼児の健康・育児に対する支援の充実

- ・乳幼児健康診断（6か月、2歳、3歳）の充実と受診の促進を図ります。
- ・感染症予防に対する啓発や予防接種の推進、支援制度の拡充を図ります。
- ・発達障がい児の早期発見・早期療育のために、関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。
- ・子育てに関する情報の提供や不安の解消を図るため、生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問に努め、養育環境の把握や育児への支援を行います。
- ・離乳食講習会など乳幼児期からの食育の充実に取り組みます。

③子育て支援制度の充実

- ・子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費の助成や児童手当を給付します。
- ・保護者の疾病などにより一時的に養育が必要な児童を、児童相談所などと連携し、保護・養育に努めます。

④子育てと仕事の両立支援

- ・子育てと仕事の両立を応援する職場環境づくりを促進します。
- ・育児休業制度などの支援制度の利用促進を図り、企業への啓発活動を推進します。
- ・共働き子育て家庭を支援するために、子どもの状態に応じた保育サービスの提供や保護者の就労形態に対応した保育サービスの提供に努めます。
- ・保育所、幼稚園、認定こども園と協力し、子育て支援を担う人材確保に努めます。
- ・放課後児童クラブの拡充や安全安心な環境の充実に努めます。

⑤家庭・地域の子育て力の充実

- ・子育て家庭を支援し、地域で子どもを守り育てる環境づくりのための啓発活動を推進します。
- ・地域の子育て支援拠点施設を拡充し、子育て家庭の育児不安に対する相談指導や子育てサークルへの支援を行います。
- ・子育て中の親子が気軽に立ち寄れる場所「つどいの広場」を設置し、子育て家庭が交流し、子育てに関する情報提供、育児相談などの支援を行います。
- ・児童の健全な遊びの場や健康づくりの場として児童館を活用し、豊かな心を育みます。
- ・家庭や地域の子育て力を向上するために、保育所の機能を生かして育児講座の開催や地域の世代間交流の場として活用します。

⑥ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭に対する相談体制を充実します。
- ・児童扶養手当やひとり親家庭などへの医療費助成など各種支援制度の周知を図ります。

- ・ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安定した生活を確保するために、資格取得を含めた就業支援を充実します。

⑦児童虐待を防止する体制の強化

- ・児童相談所などの関係機関と連携し、支援が必要な保護者・子どもの相談体制を充実します。
- ・要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携・協力体制を強化し、児童虐待の発生防止や早期発見に努めます。
- ・子育てに関する情報の提供や不安の解消を図るために、乳幼児全戸訪問を実施し、保護者の孤立や児童虐待の未然防止を図ります。

【市民の役割】

- ・家庭内で協力して家事や育児の役割を担いましょう。
- ・子どもに規則正しい生活習慣や食習慣を身に付けさせましょう。
- ・地域で子どもを守り育てるために、子どもの健全な育成に協力しましょう。
- ・事業者は、子育てしながら安心して働ける労働環境を整備し、子育てに協力しましょう。

【主な事業】

母子の健康管理事業、予防接種事業、乳児家庭全戸訪問事業、子ども医療費助成事業、地域子育て支援センター事業、放課後児童クラブ事業、ひとり親家庭医療費助成事業、児童虐待防止対策支援事業

【関連する計画】

日向市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27年度）	目標値（H32年度）
乳幼児健診の受診率	94.6%	100%
母子手帳を交付した妊婦のうち支援を行った割合	4.2%	10.0%
麻しん風しんの予防接種率	96.9%	98.0%
特定教育・保育施設における利用定員数	2,450人	2,530人
ファミリーサポートセンター年間利用者数	336人	400人
高等職業訓練促進給付受講者の就職率	100%	100%
児童虐待防止に関する年間の啓発活動回数	3回	5回

安心して子供を産み育てられる環境づくり

【参考資料】

出生数（人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
出生数	600	586	557	554	529

保育事業などの利用者実績（人）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
認可保育所等入所者数	1,666	1,684	1,698	1,676	2,622
病後児保育事業	828	1,000	728	654	748
一時預かり保育事業	1,528	1,623	1,263	911	1,135
休日保育事業	194	230	350	384	285

児童虐待相談の内訳（件）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
身体的虐待	3	19	10	14	5
心理的虐待	17	21	15	32	13
性的虐待	1	2	1	1	0
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	10	38	12	13	24
合計	31	80	38	60	42

資料：こども課

健康に暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市の死亡率（平成26年度統計）は、悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患が上位を占めており、これらの発症を予防することが重要な課題となっています。

本市では、「健康ひょうが21計画」を策定し、「健康は、笑顔で、楽しく、元気よく」を基本理念に、健康寿命※の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活の質の向上に取り組んでいますが、高齢化が加速する中、住み慣れた場所で健康な生活を送るためには、市民一人ひとりが健康に対する意識を持ち、事後対策から事前予防へ発想を転換し、地域や関係機関が連携しながら健康づくりに取り組む必要があります。

また、日向入郷医療圏域では、医師や看護師など地域医療を支える人材不足が大きな課題となっています。市民が安心して暮らせる医療環境を維持するために、関係機関と連携し、第二次救急医療体制への支援や医療人材の確保に取り組む必要があります。

①健康づくりの普及・啓発

・心や身体の健康を保つためには、日頃から健康を意識した生活を送り、地域や職場で健康づくりに取り組むことが重要です。また、本市の検診受診率は、国の目標値より低いため受診率の向上に努める必要があります。

②人材育成と拠点づくり

・食生活改善推進員は、地域で食育や健康づくりに取り組んでいますが、人材確保が難しく固定化、高齢化しているため、担い手の育成に取り組む必要があります。

・健康づくり推進員は、地域で健診の受診啓発に取り組んでいますが、受診率を向上させるためには、健康づくり推進員の更なる知識向上に取り組む必要があります。

③保健対策の充実

・生活習慣病を予防し、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率向上や生活習慣の改善、健康意識の向上に取り組む必要があります。

・予防接種に関する情報提供や正しい知識の普及啓発に努め、予防接種を受けやすい環境づくりに取り組む必要があります。

・たばこによる健康被害を減少させるために、市民への啓発活動や禁煙施設の増加に取り組む必要があります。

④医療体制の確保

・市民の命と健康を守る医療機関を維持するため、市民一人ひとりが地域医療への関心を高め、安易な受診の抑制やかかりつけ医の利用促進に努める必要があります。

・第二次救急医療体制を維持するため、引き続き民間病院を支援する必要があります。

・本市は、産科および小児科が少ないため、医師確保に取り組む必要があります。

・東郷病院は、医師不足により厳しい病院経営が続いていますが、高齢化が進む中、地域医療の拠点としての

※ 健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間。

健康に暮らせるまちづくり

役割が期待されていますので、市民が安心できる医療体制を維持するため、健全で効率的な病院経営に努め、安定した経営基盤を築きあげ、医療環境の充実に取り組む必要があります。

【目指す姿】

市民一人ひとりが健康への意識を持ち、職場や地域で健康づくりに取り組み、生き生きと健康に暮らしています。

【施策の体系】

2-2 健康に暮らせるまちづくり

- ① 健康づくりの普及・啓発
- ② 人材育成と拠点づくり
- ③ 保健対策の充実
- ④ 医療体制の確保

【施策の方向性】

①健康づくりの普及・啓発

- ・市民の体力向上と健康の保持増進のために、地域や職場が主体的に行う健康づくり活動への支援やラジオ体操の普及促進に取り組みます。
- ・地域全体で食生活の改善や健康づくりに対する意識向上を図るため、食生活改善推進員と連携し、地域での健康づくり活動を支援します。
- ・医療機関や地域、企業などと連携し、検診の受診率の向上に向け啓発活動を推進します。

②人材育成と拠点づくり

- ・健康づくりの担い手となる食生活改善推進員や健康づくり推進員を育成します。
- ・地域の健康づくりの場として、公共施設や自治公民館を活用します。

③保健対策の充実

- ・疾病の早期発見・早期治療のために、検診についての啓発活動を推進し、がん検診の受診率向上を図ります。
- ・精密検査が必要な市民に対して医療機関と連携し、受診勧奨を徹底します。
- ・生活習慣病を予防するため、年代に応じた栄養指導や保健指導に取り組みます。
- ・感染症を予防するために、対象者への周知徹底や予防接種に対する啓発活動を推進し、接種率向上を図ります。
- ・たばこが健康に及ぼす影響（COPD：慢性閉塞性肺疾患）について、市民への啓発活動を推進するとともに、県と連携し、禁煙・分煙施設の増加に取り組みます。

④医療体制の確保

- ・医師会や関係機関と連携し、医療人材の確保など医療体制の充実に努めます。
- ・地域医療を維持し、医療関係者が住みやすく働きやすい環境をつくるため、かかりつけ医の利用促進や時間外受診の抑制など市民への啓発活動を推進します。

- ・東郷病院の安定した経営基盤を構築するために、「日向市立東郷病院改革プラン」や国の「新公立病院改革ガイドライン」と整合性を図りながら、健全で効率的な医療経営に努めます。また、医療サービスの安定的な提供や快適な医療環境の整備に努め、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制の充実に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
ラジオ体操講習会の参加者数	408 人	3,000 人
食生活改善推進員の登録者数	80 人	90 人
大腸がん検診受診率	25.4%	35.0%

【市民の役割】

- ・定期的に検診を受診しましょう。
- ・栄養バランスの良い食事や適度な運動を心掛け、健康づくりに努めましょう。
- ・かかりつけ医を持ち、診療時間内に受診しましょう。

【主な事業】

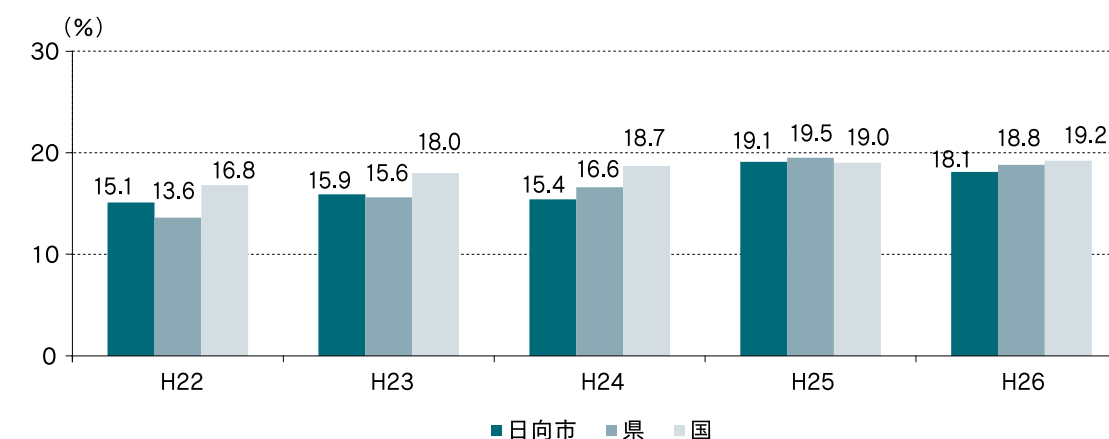
「ラジオ体操」事業、健康づくり等事業、がん検診推進事業、救急医療体制整備事業

【関連する計画】

健康ひょうが 21 計画（第 2 次）（平成 26 年度～平成 35 年度）

【参考資料】

大腸がん検診受診率 ※国の目標値 40%（平成 28 年 10 月 1 日現在）



高齢者の生きがいつくりと支援の充実

【現状と課題】

平成 28 年の本市の高齢化率は、29.0% と全国平均を上回っており、社人研の推計では、平成 32 年の本市の高齢化率は 34.4% と、3 人に 1 人が 65 歳以上になると予測されています。さらに、家族構成の変化や価値観の変化に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、寝たきり高齢者や認知症高齢者も増加することも懸念されています。

こうしたことから、全ての高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って健康で安心して暮らせるまちづくりや可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が急務となっており、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

また、「働く世代」が減少する中で、元気な高齢者が地域や経済活動を支える担い手として活躍する機会は、より一層大きくなると考えられます。高齢者の生きがいつくりや社会参加、就労を支援し、地域が一体となって高齢者を支える意識の醸成が求められています。

①高齢者の社会参加と生きがいつくり

- ・元気な高齢者が、地域や経済活動、支援の必要な高齢者を支える重要な担い手として活躍できる環境づくりが求められています。
- ・高齢者が生きがいを持って生活することは、介護予防にもつながるため、高齢者が持つ知識や経験を地域に生かせる仕組みづくりや居場所づくりが必要です。

②地域で暮らし続けるための支援の充実

- ・高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生きがいを持って安全で安心に暮らせるように、個人の状況に応じて、一体的なサービスを提供できる「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。
- ・高齢者の自主的な健康づくりを促進する必要があります。

③介護サービスの充実と持続可能な制度運営

- ・介護保険制度については、「地域包括ケアシステム」を構築するために、介護サービスの充実や医療・介護連携の推進、認知症対策や介護予防の取組を推進する必要があります。
- ・介護が必要な高齢者への継続的な支援を行うために、介護保険制度の計画的な運用や実施体制の強化が必要です。

【目指す姿】

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で生き生きと自立した生活を送っています。

【施策の体系】

2-3 高齢者の生きがいつくりと支援の充実

- ① 高齢者の社会参加と生きがいつくり
- ② 地域で暮らし続けるための支援の充実
- ③ 介護サービスの充実と持続可能な制度運営

【施策の方向性】

①高齢者の社会参加と生きがいつくり

- ・支援が必要な高齢者を地域で支えるボランティア団体を育成します。
- ・地域の子どもの交流やボランティア活動など高齢者が持つ知識や経験を生かせる地域づくりを推進します。
- ・高齢者クラブや健康づくりのためのスポーツ活動への参加を促進します。
- ・日向市シルバー人材センターや関係機関と連携し、高齢者の就業機会の確保に努めます。
- ・高齢者への就業相談や情報提供の充実を図ります。

②地域で暮らし続けるための支援の充実

- ・高齢者の実態を把握し、総合的な相談や適切な支援サービスが提供できる体制を構築するため、地域包括支援センターの機能を充実します。
- ・地域ケア会議などを通して地域課題を抽出し、高齢者への支援の充実に努めます。
- ・いきいき100歳体操を普及し、高齢者の自主的な健康づくり活動を支援します。
- ・成年後見制度※の普及啓発に努めます。
- ・高齢者に身近で利用しやすい多世代交流の拠点づくりに努めます。

③介護サービスの充実と持続可能な制度運営

- ・介護保険料の収納率向上に努め、介護給付と負担の均衡を図ります。
- ・適切で効果的な介護保険制度を目指した介護給付費の適正化を図ります。

高齢者の生きがいづくりと支援の充実

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
高齢者クラブへの加入者数	1,952 人	2,100 人
高齢者に占める元気な高齢者の割合	84.6%	85.6%
地域で自主的に開催している介護予防教室の数	5 か所	50 か所

【市民の役割】

- ・支援を必要とする高齢者を地域全体で支えましょう。
- ・日頃から介護予防や健康づくりに努めましょう。
- ・高齢者は、自分の知識や経験を社会のために生かしましょう。
- ・企業は、積極的に高齢者を雇用しましょう。

【主な事業】

高齢者社会参加・交流促進事業、シルバー人材センター支援に要する経費、在宅高齢者支援事業、介護保険特別会計事業

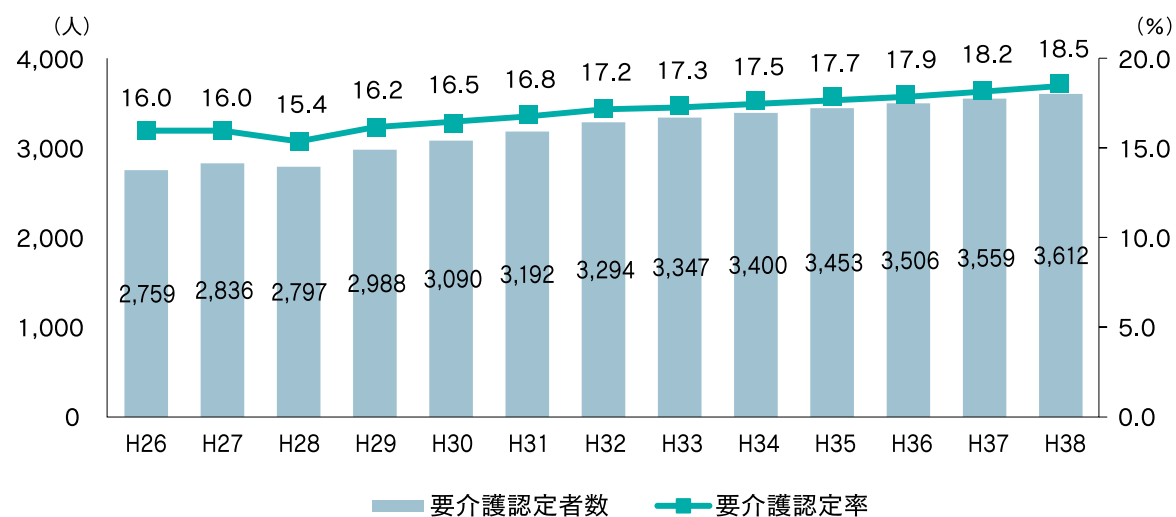
【関連する計画】

第 1 次日向市高齢者福祉施策長期ビジョン（平成 27 年度～平成 38 年度）

第 6 期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

【参考資料】

高齢者に占める要介護認定者の推移



資料：高齢者あんしん課

障がい福祉の充実

【現状と課題】

平成27年の身体障害者手帳所持者は3,478人、療育手帳所持者（知的障がいのある人）は713人、精神保健福祉手帳所持者が469人となっており、療育手帳や精神保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

障がいのある人が、地域の理解と協力を支えに、持てる能力を発揮し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができる社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解を深めるとともに、社会的障壁※を取り除いていく必要があります。

また、居宅介護や生活介護などの生活支援に加え、日中活動の場や働く場所の確保など、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進め、障がいのある人の生活の質の向上を図る必要があります。

①権利擁護の推進

- ・障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、共に暮らせる社会を実現するためには、障がいに対する正しい知識の普及と障がいのある人への合理的配慮についての理解の促進が必要です。また、虐待の防止など、障がいのある人の権利擁護や障がいのある人への差別の解消に取り組む必要があります。

②地域生活の支援

- ・障がいのある人が必要とする支援を提供するためには、専門的な知識を要する人材の育成や相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人の実態を把握し、必要な福祉サービスが提供できる体制を構築する必要があります。
- ・障がいのある人の高齢化が進んでいるため、介護保険制度を適切に利用できるよう関係機関と連携を図り、切れ目のない福祉サービスの提供に努める必要があります。
- ・手話や点字を通して障がいのある人の意思疎通が円滑に図ることのできる社会の構築が求められています。

③社会参加の促進

- ・障がいのある人で、移動手段の確保や施設の段差などの障壁により外出が困難な人がいるため、社会参加の機会を増やすために、外出しやすい環境の整備や機会の創出に取り組む必要があります。
- ・障がいのある人の一般就労が進まないため、企業などに理解を求めるとともに、障がいのある人の就労に向けた支援が必要です。

用語解説

※ 社会的障壁：障がいがある人が、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

障がい福祉の充実

【目指す姿】

障がいのある人が、住み慣れた家庭や地域で生き生きと自立した生活を送っています。

【施策の体系】

2-4 障がい福祉の充実

- ① 権利擁護の推進
- ② 地域生活の支援
- ③ 社会参加の促進

【施策の方向性】

①権利擁護の推進

- ・障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・障がいのある人となない人が相互理解を深める交流の場をつくれます。
- ・障がいのある人への虐待の防止と早期発見に努めます。
- ・成年後見制度など、障がいのある人の権利擁護制度の利用を促進します。

②地域生活の支援

- ・相談支援事業者間の連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。
- ・障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ・障がいのある人が、障がい者福祉制度から介護保険制度に円滑に移行できるよう、関係者と連携し切れ目のない支援に努めます。
- ・障がいのある人が円滑に意思疎通を図れる社会を構築するため、手話や点字の普及を図るとともに、手話奉仕員などの育成を支援します。

③社会参加の促進

- ・円滑な移動手段の確保や利用しやすい施設の整備を促進します。
- ・障がいの特性に応じて能力を発揮できる就労の場の確保や賃金向上を促進します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
日向市手話奉仕員養成講座の修了者数	14 人	18 人
就労移行支援事業などの利用者数	277 人	306 人

【市民の役割】

- ・障がいや障がいのある人への正しい理解に努めましょう。
- ・障がいのある人が利用しやすい施設整備に努めましょう。
- ・障がいのある人を積極的に雇用しましょう。

【主な事業】

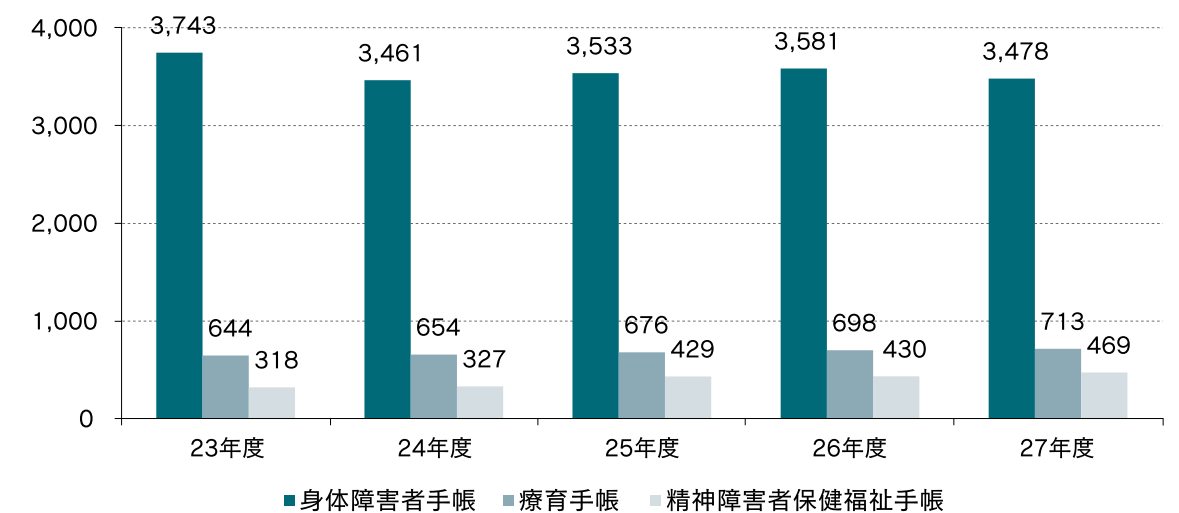
理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、訓練等給付事業

【関連する計画】

新しい日向市障がい者プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）
第 4 期日向市障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

【参考資料】

身体障害者手帳等の交付件数の推移



資料：福祉課

地域福祉の充実と生活支援

【現状と課題】

核家族化の進展や価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化し、社会から孤立する人が増加し、孤独死が発生するなど地域における助け合いの機能が低下しています。

また、国が中心であった社会福祉制度が市町村に移行されるなど福祉分野を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、福祉に対する市民ニーズは、多様化・複雑化しており、公的な福祉サービスだけでは対応できない状況も生じているため、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、それぞれの役割に応じた地域福祉活動に取り組むことが求められています。

本市の生活保護受給者数は、平成 22 年度をピークに減少傾向にあります。平成 26 年度から開始した生活困窮者自立支援の相談件数は増加傾向となっています。

「子どもの貧困」が社会問題化する中、平成 26 年 1 月に子どもの貧困対策推進法が施行され、子どもの貧困に対する支援施策の推進とともに、「子供の未来応援国民運動」に基づく支援ネットワークの形成が求められています。

①地域福祉の推進

- ・地域における福祉意識の醸成を図るため、福祉活動に関する情報提供の充実に努める必要があります。
- ・地域福祉を支える人材の育成やボランティアの養成が必要です。
- ・地域福祉活動の中心を担う組織として自治会組織を充実する必要があります。
- ・地域課題解決に向けて、日向市社会福祉協議会を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、民生委員・児童委員、自治（区）会、ボランティア団体など地域福祉を支える組織のネットワークを強化する必要があります。

②生活支援と自立の促進

- ・社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に陥る原因は、多様化しており、高齢化の進展とともに一人暮らしの高齢者の生活保護受給者数が増加しています。生活保護制度の適切な運用に努めるとともに、生活保護に至る前から自立に向けた支援を行うことが求められています。
- ・生活困窮家庭は複合的な問題を抱えており、地域から孤立する傾向があるため、行政だけでなく地域や関係機関が連携し、援助が必要な家庭を見守り、それぞれの役割に応じた支援を行う必要があります。
- ・生活支援が必要な市民に対し、個々の状況に応じた支援や他の社会保障制度の活用に加え、子どもの学習支援や若者の居場所づくりに取り組んでいます。今後、より一層の支援の質の向上や制度の充実を図るため、地域や関係機関との連携を強化する必要があります。

③子どもの未来を応援する施策の推進

- ・生活困窮家庭の子どもが大人になり再び困窮状態に陥る「貧困の連鎖」が問題となっています。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

【目指す姿】

支援が必要な市民を地域で支え合う「自助・共助・公助」のまちづくりが進み、市民がそれぞれの家庭や地域で自立した生活を送っています。

【施策の体系】

2-5 地域福祉の充実と生活支援

- ① 地域福祉の推進
- ② 生活支援と自立の促進
- ③ 子どもの未来を応援する施策の推進

【施策の方向性】

①地域福祉の推進

- ・地域福祉に関する啓発普及に努め、「自助・共助・公助」の理念に基づく地域福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成します。
- ・市民や地域活動団体などの自主的な地域福祉活動を促進します。
- ・地域福祉の拠点となる日向市社会福祉協議会を支援し、地域福祉を支えるリーダーやボランティアの育成に務めます。
- ・地域福祉活動の拠点としての公共施設や自治公民館の活用を促進します。
- ・日向市社会福祉協議会や関係機関との連携の強化を図り、地域福祉を支える団体のネットワークを構築し、地域福祉活動を促進します。

②生活支援と自立の促進

- ・法の趣旨に基づいた生活保護の適正実施に努めます。
- ・生活支援が必要な世帯の実態を把握し、個別のニーズに応じた支援を行います。
- ・地域や関係機関と連携し、生活支援が必要な子どもへの学習支援や就労が困難な若者の居場所づくりを支援します。

③子どもの未来を応援する施策の推進

- ・子どもの貧困の実態を的確に把握し、子どもの貧困対策を積極的に推進します。
- ・行政・民間・地域など市民協働による子どもの支援ネットワークを構築します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
ボランティア活動者数	1,840 人	1,900 人
生活保護・自立助長推進世帯が自立した割合	26.3%	30.0%
子ども・家庭の生活支援拠点の整備数	-	1 か所

地域福祉の充実と生活支援

【市民の役割】

- ・自らの持つ知識や技能を生かし、地域福祉活動に協力しましょう。
- ・地域福祉活動に関わる団体は、互いの連携を深めましょう。
- ・生活支援が必要な市民を支援し、居場所の提供や自立促進に協力しましょう。

【主な事業】

ボランティア活動支援事業、日向市社会福祉協議会の支援に要する経費、民間福祉活動支援事業、生活保護の適正実施推進事業、生活困窮者自立支援事業、子どもの未来応援地域ネットワーク形成事業

【関連する計画】

第2次日向市地域福祉計画（平成25年度～平成29年度）
日向市子どもの未来応援推進計画（平成29年度～平成31年度）

【参考資料】

生活保護の動向（年間平均値）

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
被保護世帯数	768	748	737	727	732
被保護人員	1,041	1,000	977	949	929
保護率（%）	1.658%	1.590%	1.571%	1.534%	1.510%

過去5年間の就学援助の動向（要保護・準要保護児童生徒数の推移）

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
小中学校要保護児童生徒数※	92	83	55	44	43
小中学校準要保護児童生徒数※	779	786	748	779	791
合 計	871	869	803	823	834
受給率	15.2%	16.1%	14.4%	14.4%	15.6%

資料：学校教育課

用語解説

※要保護児童生徒数：生活保護受給世帯の児童生徒の数。
※準要保護児童生徒：収入水準に応じて学用品費・学校給食費等を援助する世帯の児童生徒の数。

社会保障制度の安定運営

【現状と課題】

社会保障制度は、市民の安全で安心な生活を支える重要な役割を果たしています。
国民健康保険制度の運営は、高齢化の進展や医療技術の向上による医療費の増加などにより大変厳しい状況にあります。
国民年金制度については、老後の生活を保障する重要な制度ですが、さまざまな問題が発生し、不信感も増大していますので、国民年金制度への市民の理解促進に努める必要があります。

①国民健康保険制度の適正な運営

- ・高齢化の進展や医療技術の向上に伴い、被保険者一人当たりの医療費は増加しており、国民健康保険事業の財政運営は大変厳しい状況が続いています。このため、健全な財政運営に努めるとともに、医療機関などの適正受診やジェネリック医薬品※の利活用、レセプト点検の強化、重複・頻回傾向にある人への訪問指導などによる医療費の適正化を推進することが求められています。
- ・医療費抑制のためには、市民一人ひとりが健康管理についての関心を高め、日頃から健康づくりに取り組むことが重要です。そのため、特定健康診査や特定保健指導を通して生活習慣病の早期発見や早期予防に取り組む必要があります。

②後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・後期高齢者医療については、宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知啓発を図りながら適正な運営に努める必要があります。

③国民年金制度の適正な運営

- ・国民年金制度は、世代間で互いに助け合う仕組みであり、老後の生活を支える社会保障の柱としての役割を果たしています。少子高齢化・人口減少が進む中、その重要性は高まっており、市民の年金受給権を確保するために、国民年金制度への理解を深める普及啓発が必要です。

【目指す姿】

社会保障制度が適正に運営され、公平な負担と給付により市民が安心して暮らしています。

【施策の体系】

- 2-6 社会保障制度の安定運営
- ① 国民健康保険制度の適正な運営
 - ② 後期高齢者医療制度の適正な運営
 - ③ 国民年金制度の適正な運営

用語解説

※ジェネリック医薬品：先発医薬品の特許が切れた後に先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、他の医薬品メーカーにより製造・販売される「後発性医薬品」

社会保障制度の安定運営

【施策の方向性】

①国民健康保険制度の適正な運営

- ・医療機関の適切な受診などの啓発活動を推進し、医療費の抑制を図ります。
- ・生活習慣病の早期発見、早期予防のため、特定健康診査の受診率向上や特定保健指導の実施率の向上に努めます。
- ・ジェネリック医薬品の普及啓発を促進します。
- ・国民健康保険税未納者の実態を把握し、きめ細かな納税相談を行うなど収納率の向上に努めます。

②後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。
- ・後期高齢者医療制度の啓発活動を推進します。
- ・高齢者のニーズに応じた健康診査事業を推進します。

③国民年金制度の適正な運営

- ・日本年金機構と連携し、国民年金制度の啓発活動を推進します。
- ・国民年金に関する市民からの相談に対し、きめ細かな対応に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
特定健康診査受診率	31.3%	40.0%
ジェネリック医薬品普及率	70.3%	80.0%
国民健康保険税収納率（現年度分）	92.2%	92.4%
後期高齢者医療保険料収納率（現年度分）	99.3%	99.4%
国民年金保険料納付率	57.3%	58.0%

【市民の役割】

- ・健康管理を心掛け、適切に医療機関を利用しましょう。
- ・ジェネリック医薬品を利用しましょう。
- ・積極的に健康診査を受診しましょう。
- ・社会保障制度の役割を正しく理解し、決められた納期限内に納付しましょう。

【主な事業】

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、国民年金事務費

【参考資料】

本市の国民健康保険被保険者数（年間平均）と一人当たりの医療費等

年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
国民健康保険被保険者数（人）	18,582	18,494	17,966	17,379	16,768
一人当たりの医療費（円）	321,458	321,694	336,348	348,120	387,056
一人当たりの保険税額（円）	84,916	87,527	87,917	87,935	87,923

資料：国民健康保険課

本市の後期高齢者医療保険者（年間平均）と一人当たりの医療費等

年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
後期高齢者医療被保険者数（人）	8,213	8,429	8,568	8,681	8,965
一人当たりの医療費（円）	876,176	857,577	867,747	861,992	866,514

資料：宮崎県後期高齢者医療広域連合

基本目標3 産業振興

新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち

【施策】	【具体的な施策】
3-1 農業の振興	①担い手の育成・確保 ②地域資源を生かした特産物の振興 ③経営安定対策の推進 ④畜産業の振興 ⑤農村環境の維持と生産基盤の整備 ⑥環境保全型農業の推進
3-2 林業・木材産業の振興	①生産基盤の整備 ②林業経営の改善 ③森林資源の需要拡大の推進 ④森林資源の保全と活用
3-3 水産業の振興	①水産資源を守り増やす取組の推進 ②漁業の経営基盤強化 ③内水面漁業の振興
3-4 商工業の振興	①活力ある商業の振興 ②高度な技術力を生かした工業の振興
3-5 雇用の確保と創出	①就業の場の確保と雇用の創出 ②産業人材の育成 ③労働者福祉の向上
3-6 企業誘致と次世代産業の育成	①企業誘致の推進 ②新たな産業の育成支援
3-7 地域を活性化する観光の振興	①アピール力の高い「観光拠点づくり」 ②多様なニーズに対応した「食の魅力づくり」 ③戦略的な観光情報の発信 ④観光を支える組織の強化と人材の育成 ⑤スポーツを生かした観光交流の拡大

施策

3-1

農業の振興

【現状と課題】

農業は、食料の供給という重要な役割を担っており、本市でも、稲作を中心に畜産・野菜・果樹などを組み合わせた複合経営によりさまざまな農畜産物が生産されています。その中でも、本市の特産である「へべす」については、日向ブランドとして消費拡大や生産力向上に積極的に取り組んできました。

農村地域を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の拡大、農業生産基盤の維持管理経費の増大など厳しさを増しています。

さらに、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）が発効され、貿易の自由化が進めば、本市の農業も多大な影響を受けることが懸念されています。

そのため、農業後継者や新規就農者など新たな農業の担い手の育成を図るとともに、地域資源を生かした農畜産品のブランド化や農商工連携、六次産業化を促進し、「儲かる農業」を実現させ、農業者の安定した生活を確保することが求められています。

また、農地の集積や生産基盤の強化、地域に適した付加価値の高い農畜産物の生産拡大など攻めの農業を促進し、農業の生産性向上を図ることも必要です。

①担い手の育成・確保

- ・意欲ある多様な担い手を育成・確保するために、新規就農者への支援が必要です。また、集落営農など農業者の組織化や法人化を促進し、生産体制を強化する必要があります
- ・高齢化により認定農業者が減少しているため、認定農業者やSAP会議への支援を行い、農業後継者や担い手の育成を図る必要があります。

②地域資源を生かした特産物の振興

- ・「へべす」については、これまでさまざまな消費拡大活動に取り組んできたことにより需要が徐々に増加しています。今後は、「へべす」の安定供給体制を構築するために、県やJA日向と連携し、苗木の生産や品質の確保、情報発信に取り組み、より一層「へべす」の消費拡大を図る必要があります。
- ・本市では、農家の所得向上や遊休農地の活用、地域の活性化を図るため、平成27年度から熊本大学薬学部と連携し、薬草の試験栽培を行っています。今後は、薬草の効用などに関する情報収集や薬草栽培の担い手の育成、薬草を活用した食の開発に取り組み、薬草の生産拡大を図る必要があります。
- ・新たなブランド品目として期待されているブルーベリーやオリーブについては、地域や大学などと連携し、栽培の普及や商品化に向けた研究に取り組んでいます。今後は、栽培技術の向上を図り、生産拡大や販路拡大に取り組む必要があります。
- ・農業者の所得向上を図るため、県と連携し、農商工連携や六次産業化への取り組みを支援する必要があります。

③経営安定対策の推進

- ・貿易の自由化により、農畜産物の価格低迷が予想されるため、その影響を最小限に抑えるために農業経営への支援を講じる必要があります。
- ・農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進む中、優良農地の確保、担い手への農地集積・集約が重大な課題となっています。
- ・ここ数年の米価の低迷により、主食用米の作付面積が減少しており、飼料用稲などの新規需要米の生産拡大を推進する必要があります。
- ・鹿やいのししなどの有害鳥獣による農作物の被害が、農業経営を圧迫し、農業者の生産意欲を減退させているため、関係機関と連携し、対策を講じる必要があります。

④畜産業の振興

- ・宮崎県内で発生した口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが、農家のみならず多くの産業にも影響を及ぼしたことから、関係機関が連携し、再発防止に向けた家畜防疫や衛生体制の強化に取り組む必要があります。
- ・畜産業従事者の高齢化や担い手不足による労働力低下を補うため、応援体制の充実や施設整備を支援し、経営基盤の安定・強化に努める必要があります。
- ・優良家畜の導入や自給飼料増産による畜産経営の向上を図り、家畜の生産頭数を維持する必要があります。

⑤農村環境の維持と生産基盤の整備

- ・富島幹線水路は、建設から50年以上が経過し、老朽化しているため、安定した農業用水を確保するために計画的に整備を進める必要があります。
- ・農業者の減少や高齢化により、農業用水路の清掃など農地や水を守るための共同作業が困難になることが懸念されます。

⑥環境保全型農業の推進

- ・本市の農業は、化石燃料や家畜飼料の輸入に依存しているため、家畜排せつ物をたい肥として活用した資源循環型農業や環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業※を推進する必要があります。
- ・農薬の適正使用を推進し、化学肥料の低減化技術の普及を図るとともに、生産された農産物のPRに努め、付加価値の向上に取り組む必要があります。

【目指す姿】

農業への理解が深まり、六次産業化など農業経営の多角化が進むことで「儲かる農業」が実現し、多様な担い手が育っています。

用語解説

※環境保全型農業：有機物の土壌還元などによる土づくりと合理的な作付体系を基礎として、化学肥料や農薬などを効率的に利用することで、環境の保全と作物の生産性の調和を保ちながら実践する持続的な農業のこと。

【施策の体系】

3-1 農業の振興

- ① 担い手の育成・確保
- ② 地域資源を生かした特産物の振興
- ③ 経営安定対策の推進
- ④ 畜産業の振興
- ⑤ 農村環境の維持と生産基盤の整備
- ⑥ 環境保全型農業の推進

【施策の方向性】

①担い手の育成・確保

- ・農業後継者や新規就農者を育成するために、認定農業者連絡協議会やSAP会議への支援を行います。
- ・農業経営改善支援センターを中心に関係機関と連携し、認定農業者を育成します。
- ・生産コストを削減するために、営農組合の設立や法人化を支援します。

②地域資源を生かした特産物の振興

- ・「へべす」の生産拡大を図るため、関係機関と連携し、「へべす発祥の地」として情報発信や新たな商品開発に取り組み、生産拡大や販路拡大に努めます。
- ・熊本大学と連携し、薬草の栽培方法や効用、製品化について研究を行い、薬草栽培の担い手を育成し、生産拡大を図ります。また、薬草を使用した薬膳料理や薬草パーク（仮称）について研究し、薬草の販路開拓に努めます。
- ・地域の特性に応じた農畜産物の安定的な生産や加工品の開発に取り組み、日向ブランドの確立や付加価値の向上に努めます。
- ・関係機関と連携し、農商工連携や六次産業化に取り組む農業者を支援し、ブランド品目の生産拡大や栽培技術の向上に努めます。

③経営安定対策の推進

- ・貿易自由化により、農業経営は大きな影響を受けることが予想されるため、国の支援制度を活用し、農家の安定経営を図ります。
- ・国や県の支援制度を活用し、収益性の高い生産品目の選定や農地の集積化・集約化を図り、効率的・安定的な農業経営を支援します。
- ・農業者の経営能力を向上させるため、JA日向の日向地域農家経営支援センターと連携し、青色申告を促進します。
- ・有害鳥獣から農作物の被害を軽減するため、侵入防護柵や防除ネットの設置、野生動物に配慮した動物の捕獲などの鳥獣対策に努めます。

④畜産業の振興

- ・畜産クラスター制度を活用し、畜産業の施設整備や経営技術の確立に対する支援を行います。
- ・中核農家への優良家畜の導入を支援し、産地間競争力の強化を図ります。
- ・国県の支援制度を活用した自給飼料の増産を促進し、畜産業の生産性向上を図ります。
- ・家畜伝染病の発生を防止するために、飼養衛生管理基準の徹底を図り、防疫体制の強化に努めます。
- ・担い手の確保や畜産ヘルパー制度を充実し、畜産業の安定的な経営や基盤強化を図ります。

⑤農村環境の維持と生産基盤の整備

- ・農道や農業用排水路など、農村地域の生産基盤の整備拡充に努めます。
- ・地域が主体となった農業用施設の維持管理や農村景観の保全に努めます。
- ・農村公園の適切な維持管理に努めます。
- ・国営農地開発事業対象地区にある遊休農地の再生に取り組みます。

⑥環境保全型農業の推進

- ・国の支援制度を活用し、減農薬・減化学肥料による栽培を促進します。
- ・畜産資源リサイクルセンターで良質な完熟たい肥を生産し、農地に還元する資源循環型農業を促進します。
- ・環境保全型農業で生産された農産物のPRに努め、販路の拡大や地産地消を促進します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
新規就農者の総数（満 45 歳未満）	3 人	8 人
JA 日向におけるへべすの年間出荷量	66 ^{トン}	100 ^{トン}
薬草の栽培面積	0.4ha	2.0ha
和牛繁殖農家による子牛競り市への年間出荷頭数	924 頭	930 頭
富島幹線水路整備事業の進捗率	49%	75%
有機農業や減農薬・減化学肥料で栽培する面積	8ha	10ha

【市民の役割】

- ・農業の重要性や役割について理解を深め、特産品のPRや地産地消に努めましょう。
- ・農道、用排水路、農村公園を正しく利用し、維持管理に協力しましょう。
- ・生産者は、農業経営の生産性向上や環境保全型農業の推進に取り組みましょう。
- ・生産者は、防疫対策の徹底や家畜排せつ物の適正処理など安全衛生対策に努めましょう。

【主な事業】

新規就農総合支援事業、へべす振興対策事業、薬草の里づくり事業、経営所得安定対策事業、富島幹線水路整備事業、多面的機能支払交付金事業、生産性向上対策事業、環境保全型農業直接支援対策事業

【関連する計画】

日向市農林水産業振興計画（平成 26 年度～平成 30 年度）
日向市食育・地産地消推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

【参考資料】

農家数の推移（単位：戸）

年度	販売農家	自給的農家	総農家
H 7 年	1,493	523	2,016
H12 年	1,305	536	1,841
H17 年	1,167	594	1,761
H22 年	1,020	596	1,616
H27 年	795	525	1,320

資料：農林業センサス

経営耕地面積の推移（単位：ha）

年度	田	畑	樹園地	計
H17 年	659	204	127	990
H22 年	629	213	124	966
H27 年	554	124	111	824

資料：農林業センサス

農業産出額の推移（単位：千万円）

	米	野菜	果実	花き	肉用牛	豚	鶏卵	ブロイラー	その他	計
H24 年	67	44	58	15	41	39	69	819	111	1,263
H25 年	63	48	61	12	47	34	74	930	120	1,389
H26 年	50	49	44	17	51	42	83	1,035	68	1,439

資料：市町村別農業産出額試算（宮崎県試算）

林業・木材産業の振興

【現状と課題】

本市の森林面積は、市域の76%を占めており、その内、約92%が民有林となっています。民有林の約55%が人工林であり、杉が全体の約59%を占め、8齢級（41年生）以上が約76%となるなど森林資源の本格的な利用段階に入っています。

林業は、木材価格の長期低迷や採算性の悪化など大変厳しい状況が続いていましたが、市内に進出した大型製材工場や周辺地域の木質バイオマス発電施設の稼働によって、新たな木材需要の増加が見込まれています。

森林は、木材の生産をはじめ、水源涵（かん）養、土砂災害や地球温暖化防止など多面的な機能を有していますので、森林の保全を図るとともに、森林資源を将来にわたって循環利用できるように、循環型林業システムを構築する必要があります。

①生産基盤の整備

- ・林道は、森林整備や効率的な林業経営を行う上で大変重要な役割を果たしており、災害に強く効果的・効率的な林道路網を整備する必要があります。
- ・利便性の高い路網整備に加え、高性能林業機械の導入など生産基盤を充実させ、林業の生産性向上を図る必要があります。

②林業経営の改善

- ・木材価格の低迷や採算性の悪化・有害鳥獣被害の増加などにより林業従事者の生産意欲は低下しており、高齢化による後継者不足が懸念されています。
- ・経営の複合化や有害鳥獣被害防止などにより、林業の安定した所得の確保を図るとともに、地域のリーダーとなる林業経営者の育成や林業事業者の雇用環境の向上に努める必要があります。

③森林資源の需要拡大の推進

- ・国際的な貿易協定締結の動向も踏まえ、海外との競争力を強化するために大型機械の導入や設備の充実を促進し、製材品の加工・流通体制の効率化・合理化を促進する必要があります。
- ・木質バイオマスなど森林資源の新たな活用を図るため、林地残材の効率的な運搬体制の確立や大径材の利用促進、木材加工流通システムの充実を図る必要があります。
- ・住宅用建材の需要の先細りが懸念される中、木材の住宅以外への活用や新たな用途開発が求められています。また、低質材の活用が期待されているCLT※については、実用化に向けた生産コストの削減など課題解決が求められています。

④森林資源の保全と活用

- ・杉苗木や林業の担い手の不足などにより植栽未済地の増加が懸念されています。森林資源を循環利用するために、再造林や間伐などの保育を推進することが必要です。
- ・高齢化や自然災害などにより、荒廃した森林の増加が懸念されており、市民共有の財産である森林を社会全

用語解説

※ CLT：Cross Laminated Timber の略称。欧州で開発された工法で板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

体で守り育てるという意識の向上を図り、森林保全活動に取り組む必要があります。

- ・SGEC認証※を取得する製材業者などが少ないため、市有林などのSGEC認証材の利活用を促進させる仕組みづくりが必要です。

【目指す姿】

豊かな森林資源を循環利用できる仕組みが整い、生産性が向上し、持続可能な林業経営が実現しています。

【施策の体系】

3-2 林業・木材産業の振興

- ① 生産基盤の整備
- ② 林業経営の改善
- ③ 森林資源の需要拡大の推進
- ④ 森林資源の保全と活用

【施策の方向性】

①生産基盤の整備

- ・林道および作業路などを計画的に整備し、災害に強く効果的な林道路網を構築します。
- ・素材生産の効率化・低コスト化を図るため、高性能林業機械の導入を促進します。

②林業経営の改善

- ・関係機関と連携し、侵入防止柵の設置など有害鳥獣の被害防止対策に努めます。
- ・捕獲した鳥獣を食材として有効利用するための調査研究を行います。
- ・特用林産物の施設整備や資材購入に対する支援を行い、消費拡大を図ります。
- ・林業の新たな担い手を確保し、林業事業者の就労環境の改善を促進します。

③森林資源の需要拡大の推進

- ・高品質の製材品を安定供給するため、木材加工団地や製材関連事業所などの加工・流通体制の効率化を支援します。
- ・公共施設、民間住宅、商業施設などへの耳川流域材の利用を促進します。
- ・林地残材の木質バイオマスへの活用や大径材の需要拡大など、森林資源の有効活用を推進します。
- ・CLT を始め新たな製材品について、調査研究を行います。

④森林資源の保全と活用

- ・施業の集約化や作業路改良などの地域活動を支援し、計画的で効率的な森林整備を促進します。
- ・杉苗の供給体制を整え、林業の担い手を確保し、「伐って、使って、すぐ植える」循環型林業システムを構築します。

用語解説

※ SGEC 森林認証：国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するもの。

林業・木材産業の振興

- ・森林環境教育や市民参加の森林づくりなど市民への啓発活動を推進します。
- ・山地災害を防止するため、治山事業を推進し、森林の保全を図ります。
- ・SGEC認証制度を普及させ、認証材の利活用促進に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
杉苗木の年間造林面積	69ha	79 ha
有害鳥獣の被害を受けた農林水産物の年間被害金額	(H25 年度) 33,443 千円	30,793 千円
杉コンテナ苗木の年間生産量	20 万本	220 万本

【市民の役割】

- ・林業の重要性について理解し、耳川流域産木材を積極的に利用しましょう。
- ・森林の機能を理解し、二酸化炭素の排出に配慮するなど森林の保全に努めましょう。
- ・林業従事者は、林道などを適切に利用し、森林の適正な維持管理に努めましょう。

【主な事業】

林業振興事業、林道整備事業、森林整備地域活動支援事業、有害鳥獣対策事業、森林づくり推進事業

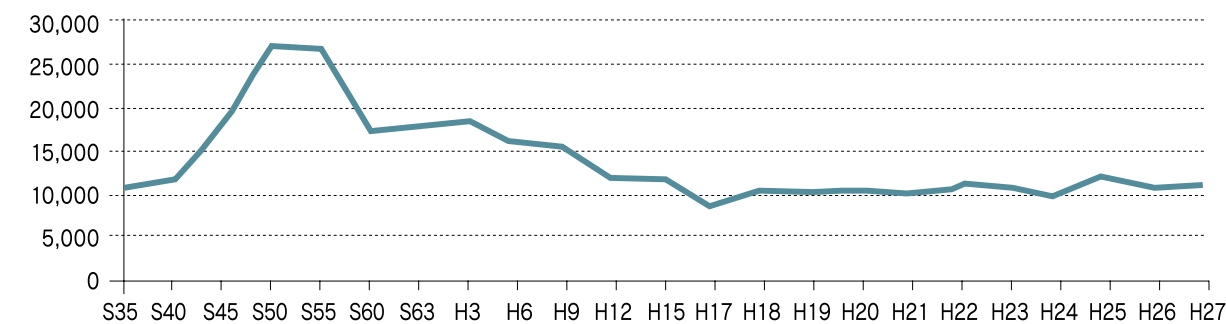
【関連する計画】

日向市農林水産業振興計画（平成 26 年度～平成 30 年度）
 日向市森林整備計画（平成 28 年度～平成 37 年度）
 日向市鳥獣被害防止計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

【参考資料】

木材の平均価格動向

(単位円/㎡)



資料：宮崎県森林組合連合会東郷林産物流通センター共販速報値

水産業の振興

本市の漁業は、日向灘を中心とした海面漁業と、塩見川、耳川、石並川などの河川での内水面漁業に分けられます。海面漁業の平成27年の水揚げ数量は、4,544トン、水揚げ金額は約31億3,466万円で、近年回復傾向にあります。

しかしながら、水産資源の減少や価格の低迷に加え、燃油や資材などの高騰により水産業は厳しい経営状況に置かれています。また、漁業者の減少や高齢化、後継者不足が深刻化しているため、担い手の確保や漁業の経営基盤の強化に取り組むことが求められています。

こうした中、平成23年から取り組んでいる「細島いわがき」の生産量も年々増加しており、新たな特産品として期待されています。

内水面漁業は、四つの漁業協同組合が、魚貝類放流による水産資源の保護増殖、河川の清掃、鮎の産卵場造成など河川環境の保全に取り組んでいます。また、自然災害などにより河川環境が悪化しており、魚貝類などの生育に大きな被害が及んでいます。

①水産資源を守り増やす取組の推進

- ・魚貝類の生育に必要な藻場の消失など、漁場環境が悪化しており、アマダイやイセエビなどの水産資源も減少しています。そのため、稚魚・稚貝の放流や藻場の造成、魚礁などを整備し、漁業者の経営安定化を図る必要があります。
- ・食生活環境の変化に伴い魚貝類の消費量が減少しているため、消費拡大に取り組む必要があります。また、水産資源が豊富な漁場を維持するため、市民一人ひとりが環境保全に取り組む必要があります。
- ・ハマグリ漁獲量は、平成8年の39トンピークに減少し、近年は1トンにも満たない状況にあるため、県と連携し、保護増殖に向けた中長期的な取組が必要です。

②漁業の経営基盤強化

- ・漁業者が減少し、高齢化が進行しているため、漁業経営の近代化による生産性の向上を図り、水産物の付加価値向上に取り組む必要があります。また、日向市漁業協同組合の経営基盤を強化し、漁業の担い手の確保を図る必要があります。
- ・漁業者の所得向上に向けて、「細島いわがき」など地元で水揚げされる水産物のブランド化に取り組む必要があります。

③内水面漁業の振興

- ・台風や豪雨による土砂崩れや河川の氾濫、流木や土砂の堆積などにより、河川環境が悪化し、漁場・魚貝類の生育などに大きな影響を及ぼしており、河川環境の保全や水産資源の保護増殖に取り組む必要があります。
- ・河川環境の保全活動の担い手が高齢化しているため、後継者の育成や市民参加による河川環境の保全に取り組む必要があります。

【目指す姿】

漁業者が水産資源の保護増殖に努め、安全・安心な水産物を供給し、安定した漁業経営が実現しています。

【施策の体系】

3-3 水産業の振興

- ① 水産資源を守り増やす取組の推進
- ② 漁業の経営基盤強化
- ③ 内水面漁業の振興

【施策の方向性】

①水産資源を守り増やす取組の推進

- ・関係機関と連携し、カサゴ、ヒラメの稚魚の放流を支援します。また、アマダイなどの放流についても県に支援を要請します。
- ・藻場の保全や水産資源の維持管理、簡易魚礁の設置など生産基盤強化を支援します。
- ・地産地消や魚食の普及を促進し、水産物の消費拡大に努めます。
- ・関係機関と連携し、水産資源の保護や適切な漁場利用について啓発を行います。
- ・市民参加による海浜・河川敷などの清掃活動を実施し、漁場の環境保全を図ります。
- ・ハマグリの資源保護に努め、資源増殖のための調査研究を行います。

②漁業の経営基盤強化

- ・漁船および機関・設備の近代化に対する支援を行い、漁業者の経営基盤を強化します。
- ・関係機関と連携し、新規就業者の育成や漁業の多様な担い手づくりに取り組みます。
- ・漁業協同組合の経営基盤を強化するため、基盤強化資金の金利支援を行います。
- ・「細島いわがき」の生産拡大やブランド化に向けた支援を行います。
- ・新たな水産資源を掘り起こし、漁業者の収益性向上に努めます。
- ・農商工連携や六次産業化を推進し、販路拡大やPR強化に努めます。

③内水面漁業の振興

- ・稚魚・稚貝の放流や漁場の整備など水産資源の保護増殖に努めます。
- ・林業関係者と連携し、森林環境や河川環境の保全に努めます。
- ・養殖環境の改善や新規事業者への支援、魚類防疫体制の強化に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
水産多面的機能発揮対策事業地区のクロメ（海藻）繁殖面積	2.5ha	2.7ha
養殖岩ガキの生産量	8.8 ^{トン}	25.0 ^{トン}
内水面漁業協同組合の漁獲量	7.6 ^{トン}	8.0 ^{トン}

【市民の役割】

- ・水産業の重要性や役割について理解を深め、水産物の地産地消に努めましょう。
- ・漁業者は、海や河川の環境保全に努め、安全・安心な水産物を供給しましょう。
- ・漁業者は、経営知識や経営技術の向上を図りましょう。

【主な事業】

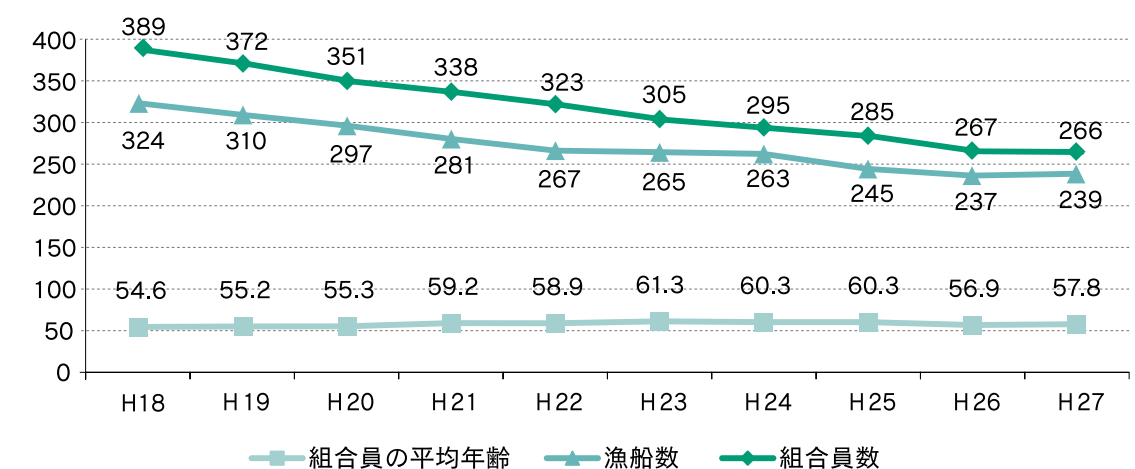
水産多面的機能発揮対策事業、漁業近代化施設整備事業、魚貝類放流事業

【関連する計画】

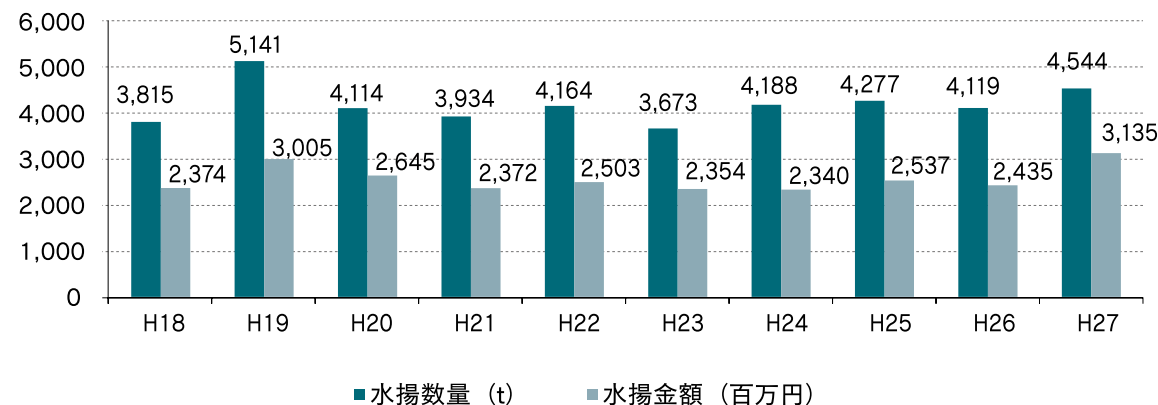
日向市農林水産業振興計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

【参考資料】

日向市漁業協同組合の組合員数などの推移



日向市漁業協同組合の水揚げ数量、水揚げ金額の推移



資料：日向市漁業協同組合

商工業の振興

【現状と課題】

本市の商工業は、人口減少などに伴う国内市場の消費低迷や経済のグローバル化などの影響を受け、厳しい経営状況が続いています。平成27年に実施したアンケート調査では、事業展開を行う上での問題点として、「受注減、売れ行き不振」「人手不足、求人難」が挙げられており、市内の中小企業の事業所数や従業員数は減少傾向となっています。

商工業を振興していくためには、中小企業の経営基盤を強化し、消費者ニーズに対応した商品やサービスの提供を図るとともに、地場産品の購入や地元企業の利用を促進し、地域内での経済の循環を図ることが求められています。

また、地域社会に活力を生み出す商工業を担う人材の育成や人材の確保に取り組むことも求められています。

①活力ある商業の振興

- ・商業を取り巻く環境は、消費者の価値観の多様化、商業施設の郊外進出や大型化、インターネット販売の急速な進展など大きく変化しています。こうした変化や多様化する消費者ニーズに対応するために、消費者ニーズの把握に努め、経営基盤の強化や経営知識の向上に取り組むことが必要です。
- ・商店街についても、売上げの減少や後継者不足などにより、閉店や廃業となる事業所が増える傾向があるため、後継者の育成や新たな起業を支援するとともに、活気ある商店街づくり、個性的で魅力ある店づくりに取り組む必要があります。

②高度な技術力を生かした工業の振興

- ・工業については、食料品製造を始め化学、飼肥料、機械・金属などの事業所が多く立地しています。近年は、耳川流域の豊富な森林資源を生かした木材関連産業の集積や成長産業として期待されている医療機器産業などの集積も図られています。
- ・工業の担い手である熟練技能者が減少しており、これまで培われてきた高度な技術が失われ、企業の競争力が低下することが懸念されています。また、人材確保も困難な状況が生じていますので、後継者の育成を支援するとともに、人材確保について取り組む必要があります。
- ・工業の振興を図るためには、企業が持つ技術を生かした新製品の開発や新たな産業分野など企業の成長と発展につながる取組を支援する必要があります。そのため、大学との連携や異業種交流などを通して新たな研究開発や販路拡大に取り組む必要があります。

【目指す姿】

創造や挑戦する中小企業が増え、市民が生きがいを持って安心して働ける環境が整っています。

【施策の体系】

3－4 商工業の振興

- ① 活力ある商業の振興
- ② 高度な技術力を生かした工業の振興

【施策の方向性】

①活力ある商業の振興

- ・商工会議所や商工会と連携し、商業を担う後継者の人材育成や人材確保に取り組めます。
- ・産業支援施設「ひむか-Biz」を設置し、専門のコーディネーターによる継続的な支援を行い、中小企業の経営支援、相談体制の充実を図ります。また、企業の「強み」を生かした課題解決策を提案し、売上げの増加につなげます。
- ・創業や新分野への進出を促進するために、事業に必要な知識や技能を習得するセミナーや異業種交流による新商品の開発などへの支援を行います。
- ・商工会議所や商工会、金融機関と連携し、経営指導体制の強化や金融支援制度の活用を促進します。
- ・商工会議所や商工会と連携し、空き店舗の活用やにぎわいの創出などに取り組み、活気あふれる商店街づくり、魅力ある店づくりを促進します。
- ・市内の中小企業者が提供する製品やサービスの利用を促し、地域内の経済循環を促進します。

②高度な技術力を生かした工業の振興

- ・日向ひものづくりセンターや宮崎県工業会などと連携し、ものづくり技術の向上や若手技術者の育成に取り組めます。
- ・工業の振興に貢献している優秀な技能者を顕彰し、新技術や新商品について情報発信や販路拡大を支援します。
- ・企業の強みを生かし、異業種との連携強化を図り、新たな販路拡大や新分野への進出を支援します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
産業支援施設「ひむか -Biz」 への相談後に売上げが向上した事業所数	－	48 件

商工業の振興

【市民の役割】

- ・地元で生産された製品の購入や商工業サービスの利用に努めましょう。
- ・企業は、消費者のニーズに対応した製品の開発やサービスの提供に努めましょう。
- ・企業は、技術力の向上を図り、技術の伝承や人材育成に努めましょう。
- ・経済団体は、中小企業の経営資源の強化を支援しましょう。

【主な事業】

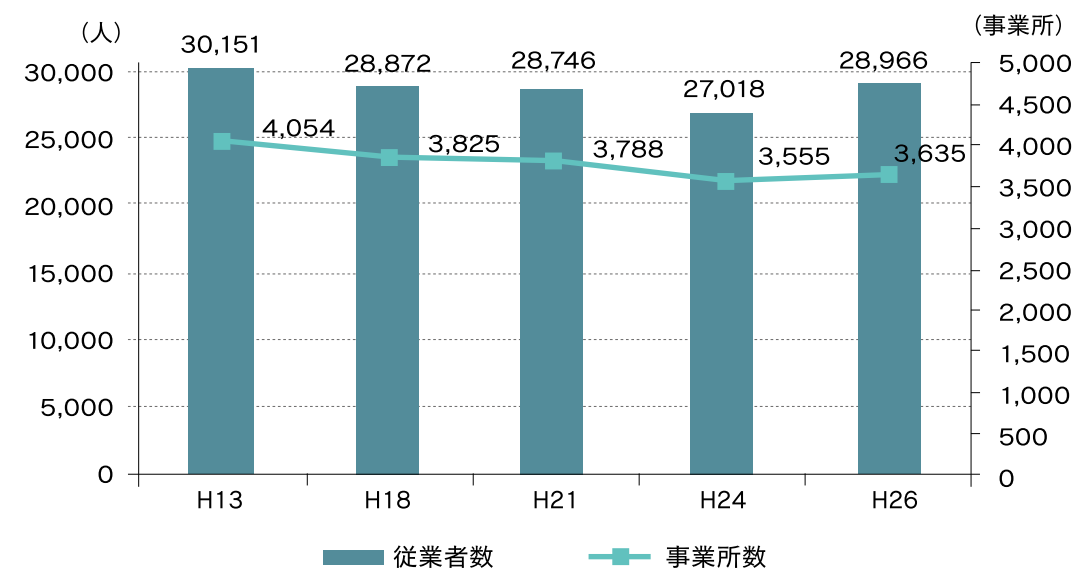
商業振興事業、ひむか-Biz 運営事業、日向市中小企業振興計画推進事業

【分野別計画】

日向市中小企業振興計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

【参考資料】

事業所数と従業者数の推移



資料：経済センサス

雇用の確保と創出

【現状と課題】

全国的な雇用情勢の回復により、ハローワーク日向管内の有効求人倍率は、平成28年10月現在で1.04倍となっています。

しかしながら、企業と求職者とのニーズが一致しない雇用のミスマッチによる早期離職や若者を中心とした労働力の都市部へ流出が問題となっています。

若者の人口流出は、人口減少に大きな影響を与えるため、高校生や本市出身の大学生などの地元への就労が課題となっています。

また、雇用の創出に対する市民のニーズは高く、国、県、日向入郷圏都市町村などの関係機関と連携し、引き続き企業誘致や地場産業の活性化などによる地元雇用の創出を図るとともに、労働条件の改善の促進やワーク・ライフ・バランスの推進、若者・女性・高齢者・障がいのある人の雇用環境の整備に努める必要があります。

①就業の場の確保と雇用の創出

- ・産業を活性化させるためには、新たな産業の創出や企業誘致を進めるとともに、起業者を育成し、多様な職業、就業の場が選択できる環境づくりが必要です。
- ・働く世代が減少し、今後更に人材確保が難しくなることが予想される中、地域経済を活性化するためには、女性や若者、高齢者など誰もが活躍できる社会づくりを推進する必要があります。
- ・高校生の市内への就職率は、平成28年3月現在で22.3%と低いとため、児童生徒、保護者、学校が市内の企業への関心を高める機会を設け、新規学卒者の地元就職を促進する必要があります。

②産業人材の育成

- ・若者の早期離職を解消するためには、企業をよく知り、学び、選択することが重要です。そのため、関係機関と連携し、啓発活動を促進し、就業体験の機会の充実などに取り組む必要があります。
- ・企業が求める人材を確保するために、市内の高校と連携し、産業人材の育成に取り組む必要があります。

③労働者福祉の向上

- ・誰もが安心して働き続けられる環境をつくるために、関係機関と連携し、労働環境の充実を図る必要があります。

雇用の確保と創出

【目指す姿】

多様な働く場所が確保され、誰もが安心して働き続けられる環境が整っています。

【施策の体系】

3-5 雇用の確保と創出

- ① 就業の場の確保と雇用の創出
- ② 産業人材の育成
- ③ 労働者福祉の向上

【施策の方向性】

①就業の場の確保と雇用の創出

- ・新規企業の立地や既存企業の活性化により、新たな雇用機会の創出を図ります。
- ・産業支援センター「ひむか-Biz」を中心に、関係機関と連携し、起業者の育成や継続的な支援を行います。
- ・女性や高齢者、障がいのある人などの就業の場を拡充するため、関係機関との連携を強化し、企業への啓発活動や相談支援体制の充実を図ります。
- ・求職者の能力向上や事業主の雇用拡大につなげるセミナーを開催し、雇用機会の創出を図ります。
- ・求人者と求職者とのニーズが一致しない雇用のミスマッチを減少させるために、就職説明会の開催や地元企業に関する情報提供に努めます。
- ・学校や企業と連携し、新規学卒者の地元就職を促進します。
- ・Uターンを促進し、就業人口の拡充に努めます。

②産業人材の育成

- ・キャリア教育支援センターと連携し、地元企業への理解を深め、子どもの職業観の醸成や就業意欲の向上を促進します。
- ・職場体験やインターンシップ制度※を促進し、若者の働く意識の向上や早期離職の解消に努めます。
- ・企業の人材育成を支援するため、勤続年数に応じた研修体制の充実に努めます。
- ・優秀な技能・技術を持った市民を顕彰し、技術・技能の伝承に努めます。

③労働者福祉の向上

- ・労働者が働き続けられる環境をつくるために、福利厚生や事業所の雇用環境の整備を支援します。
- ・労働者福祉制度に関する知識の普及を図るとともに、労働環境の向上のための啓発活動を推進します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
高校就職内定者のうち、市内に就職した生徒の割合	22.3%	30.0%
起業相談件数のうち、実際に起業した件数	-	12 件

【市民の役割】

- ・地元企業への理解を深めましょう。
- ・自己の職業能力の向上に努めましょう。
- ・企業は、人材育成や技術の伝承に努めましょう。
- ・企業は、労働環境を改善し、働きやすい環境づくりに努めましょう。

【主な事業】

ひむか-Biz 運営事業、就業支援に要する経費、地域雇用創造協議会に要する経費

【分野別計画】

日向市中小企業振興計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

【参考資料】

有効求人倍率等の推移

	一般有効求人数	月平均	一般有効求職者数	月平均	有効求人倍率
平成 23 年度	13,263 人	1,105 人	28,646 人	2,387 人	0.46
平成 24 年度	15,559 人	1,297 人	27,550 人	2,296 人	0.56
平成 25 年度	14,220 人	1,185 人	24,658 人	2,055 人	0.58
平成 26 年度	17,605 人	1,467 人	23,670 人	1,973 人	0.74
平成 27 年度	19,251 人	1,604 人	22,860 人	1,905 人	0.84

資料：ハローワーク日向

用語解説

※ インターンシップ制度：学生に就業体験の機会を提供する制度

企業誘致と次世代産業の育成

【現状と課題】

本市は、これまで重要港湾「細島港」を核として、港湾や高速道路の整備促進、物流機能の強化、細島工業団地への企業誘致などを積極的に進めてきました。

現在は、細島港を中心に産業の集積が図られ、港湾工業都市として発展しており、細島工業団地には、リチウム電池部材の生産工場や医療機器工場など成長分野として期待される産業や木材関連産業の企業立地が進んでいます。

平成28年度に県が策定した「細島港港湾計画」では、新たな臨海型工業団地の造成などが位置付けられていますので、国や県との連携し、計画の着実な推進を図るとともに、既存の企業への支援や今後成長が期待されている新たな産業分野への企業誘致などに取り組むことが必要です。

①企業誘致の推進

- ・産業振興や市民の求職ニーズに対応するために、優良で魅力ある企業の立地を推進し、雇用の促進を図る必要があります。
- ・細島工業団地への企業立地が進んだため、工業用地が不足しており、新たな工業用地の造成が求められていますが、内陸型の工業団地を希望する企業が増えるなど、立地環境に対する企業ニーズの多様化に対応する必要があります。
- ・情報サービス産業などの事務系企業や研究機関を誘致するため、企業ニーズに対応できる施設の確保が求められています。また、情報化社会の進展や働き方の変化に伴い、多様なワークスタイルに対応した場所の確保も求められています。
- ・有効求人倍率の上昇や労働人口の減少に伴い、企業が必要とする人材を確保することが難しい状況となっています。そのため、移住の促進など都市部からのUターン者の確保についても積極的に取り組むことが求められています。

②新たな産業の育成支援

- ・これまでに誘致した企業の成長、発展を支援するために、企業の事業拡大や新分野への参入に対する支援を強化する必要があります。また、細島港や東九州自動車道といった優位な立地条件を生かし、他の産業集積地とのビジネスマッチングなど新たな事業拡大への支援を行う必要があります。

【目指す姿】

新たな企業の進出や企業の成長、発展により、多様な職業、就業の場が確保されています。

【施策の体系】

3－6 企業誘致と次世代産業の育成

- ① 企業誘致の推進
- ② 新たな産業の育成支援

【施策の方向性】

①企業誘致の推進

- ・優良で魅力的な企業立地を促進し、多様な職業、就業の場が選択できる環境づくりを推進します。
- ・企業が必要とする人材を供給していくために、都市部からのUターンを促進するとともに、質の高い人材を育成します。
- ・情報サービス産業や研究機関を誘致するため、公有財産や民間施設を有効に活用し、企業に提供できる場所の確保に取り組みます。また、コワーキングスペース※やサテライトオフィス※など多様なワークスタイルに応じた働く場所の提供に努めます。
- ・内陸型工業団地や臨海型工業団地など、多様な企業ニーズに対応できる工業用地の確保に取り組みます。

②新たな産業の育成支援

- ・企業間の連携を強化し、ビジネスマッチングなどを通して次世代産業など新たな分野への新規参入や販路拡大に対する支援を行います。
- ・誘致した企業へ継続的な支援をし、企業間の情報交換の場を提供するなどきめ細かなサポートに努めます。
- ・新エネルギー産業やヘルスケア産業など、既存企業の成長産業や新分野への新規参入を支援します。
- ・東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）に基づき、関係機関や関係自治体と連携し、医療機器関連産業への新規参入や事業拡大に向けた取り組みを強化します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
新規企業の立地および既存企業の増設等の累計件数（H28 年度～ H32 年度）	-	10 件
新規企業の立地および既存企業の増設等に伴う新規雇用者累計数（H28 年度～ H32 年度）	-	200 人

用語解説

※コワーキングスペース：事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルのこと。
※サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

企業誘致と次世代産業の育成

【市民の役割】

- ・企業誘致の重要性や役割について、理解を深めましょう。
- ・地域の企業情報に興味を持ち、市内に立地した企業への関心を高めましょう。
- ・企業は、地元雇用に努め、地域に貢献できる人材を育成しましょう。

【主な事業】

企業誘致推進事業、細島港を核とした次世代産業育成事業

【分野別計画】

細島港を核としたランドデザイン（平成 24 年～）

【参考資料】

年度ごとの企業誘致実績
（平成 17 年度～平成 27 年度）

年度	投資額（千円）	新規雇用者数（人）
平成 17 年度	3,654,000	107
平成 18 年度	4,768,620	116
平成 19 年度	697,690	77
平成 20 年度	7,110,000	40
平成 21 年度	5,320,000	27
平成 22 年度	3,385,500	29
平成 23 年度	10,034,800	62
平成 24 年度	1,716,000	75
平成 25 年度	35,616,504	281
平成 26 年度	1,513,993	277
平成 27 年度	5,449,500	159
合計	79,267,607	1250

人口一人当たりの製造品出荷額（平成 26 年度）

順位	自治体名	製造品出荷額（円）	総人口	人口一人当たり（万円）
1	日向市	16,186,134	61,879	261
2	延岡市	31,143,955	126,983	245
3	都城市	38,550,683	166,424	231
4	日南市	7,442,553	54,841	135
5	西都市	2,652,016	30,990	85
6	小林市	3,657,781	46,880	78
7	えびの市	1,404,357	20,094	69
8	宮崎市	20,770,337	402,433	51
9	串間市	385,516	19,232	20

地域を活性化する観光の振興

【現状と課題】

本市は、日豊海岸国定公園にある「日向岬」や「お倉ヶ浜」を始め、自然、景観など多くの地域資源に恵まれています。

平成 27 年度の観光入込客数は、約 140 万人と平成 17 年度と比較して 10 年間で 96.6% も増加しており、東九州自動車道が開通したことで、北部九州や中国・四国地方からの観光入込客が大きく増加したものと考えられます。

しかしながら、観光客の 88.7% は日帰り客であり、滞在時間の短さによる観光消費額の低迷が課題となっているため、本市の地域資源や観光資源を生かし、より一層の魅力向上に努めるとともに、近隣市町村と連携した広域観光ルートの開発など、宿泊や観光消費の拡大につながる滞在型観光を推進する必要があります。

本市では、これまでに温暖で自然に恵まれた環境を生かし、プロ野球などのスポーツキャンプや大会を受け入れてきました。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、サーフィングが追加種目に決定され、競技人口の増加も期待されるため事前合宿や国際大会の誘致に取り組むとともに、サーフィン観光客の増加に向けて取り組む必要があります。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、訪日外国人旅行者が増加することが予想されるため、外国人観光客を受け入れる環境の整備も求められています。

①アピール力の高い「観光拠点づくり」

- ・多様な地域資源を生かした魅力ある観光拠点づくりを推進する必要があります。
- ・観光地や観光施設への観光客の増加を目指し、観光客が魅力を感じる観光施設の充実や利便性の向上、観光地の適切な維持管理に努める必要があります。
- ・海岸線の遊歩道の整備やまち歩きルートの開発など、快適に散策できる空間づくりを進める必要があります。

②多様なニーズに対応した「食の魅力づくり」

- ・観光の重要な要素の一つである食の魅力を向上する取組が求められています。
- ・飲食店同士の連携を図り、食のおもてなしの体制づくりを促進する必要があります。

③戦略的な観光情報の発信

- ・観光動向の変化に対応した情報発信やSNSなどを活用した話題性の高い情報提供など、戦略的な情報発信・PRを推進する必要があります。
- ・訪日外国人観光客向けの観光パンフレットや観光案内標識の充実など、外国人観光客が円滑に周遊できる環境づくりに取り組む必要があります。

地域を活性化する観光の振興

④観光を支える組織の強化と人材の育成

- ・市民、企業、行政が、観光振興について目指すべき方向性を共有し、連携を図りながら、それぞれの役割に応じた観光振興に努める必要があります。
- ・地域一体的な観光地域づくりを実現するため、日向市観光協会の組織強化や日本版DMO※の設立に向けた機運の醸成を図る必要があります。
- ・観光ボランティアガイドの組織強化や活動内容の充実を図るとともに、新たなボランティアガイドを養成する必要があります。
- ・観光客に「また来たい」と感じてもらうために、市民のおもてなしの心の醸成が求められています。

⑤スポーツを生かした観光交流の拡大

- ・スポーツキャンプや大会を誘致し、スポーツによる交流人口の増加を図るため、県や近隣市町村と連携した誘致活動の推進やスポーツ環境の充実を図る必要があります。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、事前合宿の誘致を推進するとともに、受入体制の充実を図る必要があります。
- ・サーフィンを目的とした観光客の増加を目指し、安全で快適にサーフィンを楽しめる環境づくりや情報発信に取り組む必要があります。

【目指す姿】

国内外からの観光客が増加し、市民のおもてなしの心が育まれ、地域経済が活性化しています。

【施策の体系】

3-7 地域を活性化する観光の振興

- ① アピール力の高い「観光拠点づくり」
- ② 多様なニーズに対応した「食の魅力づくり」
- ③ 戦略的な観光情報の発信
- ④ 観光を支える組織の強化と人材の育成
- ⑤ スポーツを生かした観光交流の拡大

【施策の方向性】

①アピール力の高い「観光拠点づくり」

- ・細島地区や美々津地区、東郷地区などそれぞれの地域資源を生かした魅力ある観光拠点づくりを推進します。
- ・観光拠点間を結ぶ景観を生かし、快適な移動空間づくりを推進します。
- ・魅力ある宿泊施設の充実や物産店、免税店など買い物ができる場所づくり、利用しやすい観光客トイレの整備など観光施設の充実を図ります。

②多様なニーズに対応した「食の魅力づくり」

- ・健康や美容をテーマにした魅力のある食づくりに取り組みます。
- ・観光4駅（道の駅日向、道の駅とうごう、まちの駅とみたか、海の駅ほそしま）が連携し、特産品の開発やブランドづくりに取り組みます。
- ・飲食業者と連携し、観光客へのおもてなしの強化を促進します。

③戦略的な観光情報の発信

- ・戦略的なPR活動や多様な媒体を活用した情報発信を行い、本市のファン（愛好者）づくりを推進します。
- ・観光客のニーズに合わせ、テーマ別やターゲットを絞った多様な観光パンフレットを制作し、国内外から訪問する観光客へのPRに努めます。
- ・外国人観光客に分かりやすい観光情報の提供や観光案内標識、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を推進します。

④観光を支える組織の強化と人材の育成

- ・市民や関係機関で構成する日向市観光推進プロジェクト会議を設置し、協力体制を構築し、それぞれが連携、協力して観光振興の推進に取り組みます。
- ・観光客のニーズを把握し、地域の観光資源についてテーマ性を持った旅行商品として企画・販売します。
- ・観光地域づくりをリードするDMO組織の設立を支援します。
- ・本市の歴史や観光の魅力を学ぶ機会を提供し、市民のおもてなしの心を醸成します。

⑤スポーツを生かした観光交流の拡大

- ・交流人口増加や観光消費の拡大を図るため、プロ野球やJリーグなどのスポーツキャンプやスポーツイベントの誘致に取り組み、市民の関心を高めるためにスポーツ選手によるスポーツ教室の開催など市民との交流の場をつくります。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿を誘致するとともに、ホストタウンとしての交流事業を推進します。
- ・安全で快適にサーフィンを楽しめるように安全対策の充実や環境の充実を図り、恵まれたサーフィン環境について国内外に情報発信し、交流人口の増加を図ります。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
観光入込客数	140 万人	168 万人
観光消費額	22 億 9,800 万円	42 億 6,000 万円
スポーツキャンプなどの延べ参加人数	3,599 人	10,000 人
サーフィン等利用客数	226,895 人	252,000 人

地域を活性化する観光の振興

【市民の役割】

- ・魅力ある観光情報の発信に努めましょう。
- ・観光客をおもてなしの心で迎えましょう。
- ・スポーツキャンプなどの誘致活動に協力しましょう。
- ・企業は、観光客に喜ばれる魅力づくりに取り組みましょう。

【主な事業】

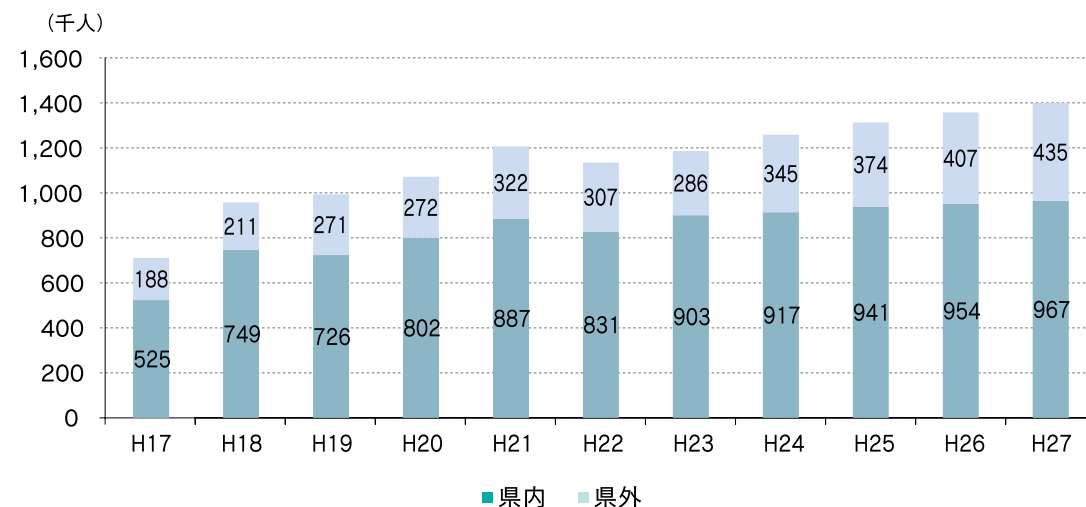
観光拠点化事業、食の魅力づくり事業、観光情報発信事業、観光イベント振興事業
広域観光推進事業、スポーツキャンプ活性化事業、サーフタウン日向推進事業

【関連する計画】

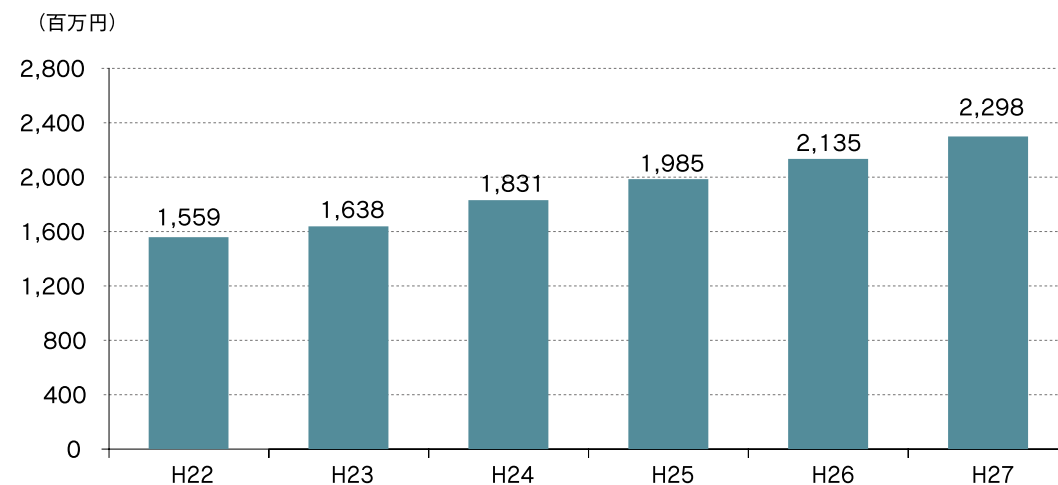
新しい日向市観光推進計画（平成28年度～平成32年度）

【参考資料】

観光入込客数の推移



観光消費額の推移



基本目標4 生活環境

自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち

【施策】

【具体的な施策】

4-1 消防体制の充実

- ① 警防・救急体制の充実
- ② 消防団体制の充実

4-2 防災体制の充実

- ① 災害予防対策の推進
- ② 災害に強いまちづくり

4-3 安全・安心な生活環境の確保

- ① 防犯対策の推進
- ② 交通安全・水難事故防止対策の推進
- ③ 消費者教育・啓発の推進
- ④ 生活相談体制の充実
- ⑤ 衛生対策の推進

4-4 循環型社会の実現

- ① ごみの発生抑制と再利用の推進
- ② ごみの適正処理の推進
- ③ 安全で適正な処理体制の構築

4-5 自然環境の保全と活用

- ① 自然環境の保全
- ② 河川・海岸の保全
- ③ 公害対策の推進
- ④ 資源・エネルギー対策の推進

4-6 安全で安定した水の供給

- ① 安全で良質な水の安定供給
- ② 水道事業経営の効率化

4-7 生活排水の適切な処理

- ① 公共下水道事業の推進
- ② 農業集落排水事業の推進
- ③ 合併処理浄化槽の普及と適正管理

4-8 快適な住宅環境の整備

- ① 市営住宅の整備と維持管理
- ② 安心な住宅環境の形成
- ③ 空き家の適正管理と活用

消防体制の充実

【現状と課題】

本市は、広域消防として門川町域を含めた広範囲な消防活動を行っていますが、救急出場の件数は年々増加しており、平成27年は年間3,000件を超えるなど、現在の出動体制では、対応が厳しい状況となっています。

高齢化の進展により、今後より一層救急要請は増加することが予想されますので、市民に適切な利用について周知するとともに、市民向けの応急手当普及講習の実施など、救命率向上に向けた取組を積極的に推進する必要があります。

また、近年増加している住宅火災における高齢者の被害を防止するために、地域と協力し、高齢者への見守りや防火対策を強化する必要があります。

地域の安全・安心を守る消防団員は、入団者の減少により団員の確保が厳しい状況があるため、消防団の組織再編や市民への啓発活動、消防団員の確保に向けた支援に取り組む必要があります。

①警防・救急体制の充実

- ・救急車をタクシー代わりに使うなど救急車の不適切な利用が社会問題となっています。救急出場件数が増加しているため、市民への適正利用について啓発活動を推進する必要があります。
- ・救急車の到着に時間を要する地域への救急車両の配置など、地域格差の解消に取り組む必要があります。
- ・多様な災害に対応するために、施設や車両、資機材の計画的な更新を図る必要があります。
- ・住宅火災を未然に防ぐために、住宅用火災警報器の設置を促進する必要があります
- ・消防法に違反する事業所などへの適正な検査・指導が必要です。

②消防団体制の充実

- ・消防団員の高齢化、入団者の減少により、新たな消防団員の確保が難しい状況になっています。消防団員確保に向けた支援が必要です。
- ・消防団の団員定数の見直しや統廃合、機能別団員の採用など消防団組織の再編について検討する必要があります。
- ・老朽化している消防団施設の計画的な整備や国の基準に基づく装備品の適正な配備に努める必要があります。

【目指す姿】

消防活動への市民の理解が深まり、市民の生命や財産が守られ、安心して暮らせる環境が整っています。

【施策の体系】

- 4－1 消防体制の充実
 - ① 警防・救急体制の充実
 - ② 消防団体制の充実

【施策の方向性】

①警防・救急体制の充実

- ・今後増加が見込まれる救急要請に対応するため、救急体制の強化や分遣所への救急車配置に取り組みます。
- ・国の支援制度を活用し、計画的な施設・資機材の整備や適切な維持管理に努めます。
- ・救急車の適正利用について、市民への啓発活動を推進します。
- ・応急手当普及講習会の受講者の増加を図るため、講習会の開催や個人で受講できる機会の提供に努めます。
- ・消防法違反事業所への適切な検査・指導に努めます。
- ・住宅用火災警報器の全戸設置を目指し、防火訪問や啓発活動を推進します。
- ・水難事故に迅速に対応するため、関係機関との連携による体制の構築や必要な資機材の整備を推進します。
- ・消防・救急の出動要請に迅速に対応し、専門的な技術・知識を習得するために、各種研修会などに職員を派遣し、資質向上に努めます。

②消防団体制の充実

- ・消防団の必要性を市民に啓発し、消防団員の確保と活動への支援に努めます。
- ・消防団協力事業所の拡大を図ります。
- ・機能別消防団員を拡充し、若者や女性などが加入しやすい組織づくりに努めます。
- ・消防団が安全で活動しやすい環境を整えるために、消防団施設の計画的な整備・更新や国の基準に基づく適正な装備品の配備を推進します。
- ・消防操法大会の開催や専門的研修への派遣により、資質の向上に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
応急手当普及講習会の年間受講者数	3,962 人	4,000 人
消防団員の定数に対する充足率	93.2%	95.0%

消防体制の充実



【市民の役割】

- ・火の取り扱いに注意し、消火器や住宅用火災警報器の設置など火災への備えを心掛けましょう。
- ・避難・消火訓練に積極的に参加しましょう。
- ・応急手当普及講習会を受講し、必要な知識を身に付けましょう。
- ・救急車の役割を正しく理解し、適正に利用しましょう。
- ・消防団活動を正しく理解し、消防団活動に参加・協力しましょう。

【主な事業】

常備消防施設等の整備に要する経費、消防団活性化の推進に要する経費

【参考資料】

救急出場件数の将来予測

	項目	実績値				宮崎市町村別将来推計人口により予測			
		H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H32 年	H37 年	H42 年	H47 年
管轄区域人口	総数（人）	82,559	82,281	81,760	81,583	76,476	73,447	70,083	66,209
	65 歳未満	61,063	60,029	58,829	58,103	50,696	46,710	43,440	40,203
	65 歳以上	21,536	22,252	22,931	23,480	25,780	26,737	26,643	26,006
救急出場件数（件）	総数（件）	3,002	2,991	3,034	3,098	3,058	3,144	3,158	2,974
	65 歳未満	1,378	1,304	1,305	1,271	1,123	1,035	962	891
	65 歳以上	1,619	1,687	1,729	1,827	1,935	2,109	2,196	2,083

※平成 25 年から平成 27 年の救急出場件数実績の割合を平成 29 年以降の人口割合に当てはめ予測しています。

防災体制の充実



【現状と課題】

平成23年に発生した東日本大震災は、市民の安全への意識に大きな変化をもたらしました。さらに、平成28年の熊本地震では、身近な友人・知人が被害に遭った市民も多く、災害への備えや地域のつながりについて改めて見直す必要が生じています。

本市では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、市内全域が大規模な被害を受けることも予想されるため、「日向市津波避難対策緊急事業計画」を策定し、津波避難施設の整備を進めているほか、防災体制の強化に取り組んでいます。

今後更に、市民一人ひとりが「自分の生命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自主防災活動に積極的に取り組み、地域防災力を高めることも必要です。

地震や津波、台風などさまざまな自然災害から身を守り、市民の安全な暮らしを確保するため、「日向市地域防災計画」に基づき「自助」「共助」「公助」による災害に強いまちづくりを積極的に推進する必要があります。

①災害予防対策の推進

- ・災害時の情報伝達手段については、同報系防災行政無線を中心にさまざまな手段を講じていますが、気象条件などによっては、全ての市民には伝わりにくいこともありますので、情報伝達の精度を高めていく必要があります。
- ・資機材や備蓄品の購入には、多額の財政負担が伴います。また、非常食や飲料水などの備蓄品については、適宜更新を図る必要があります。
- ・大規模災害時には、国や県、他自治体などさまざまな分野からの支援が必要となるため、受援体制の整備を含め、対応策を講じる必要があります。また、被災者の生活再建に必要な罹災証明書を速やかに発行するための体制づくりが求められています。
- ・災害時の危険性は、地域ごとに違うため、実態を把握し、対応策を講じるとともに、自主防災組織の活性化を図る必要があります。
- ・高齢者や障がいのある人など避難行動要支援者※が、安心して生活できる避難体制を構築する必要があります。
- ・被災者の迅速な生活再建に向け、財政的支援や人的支援を講じるとともに、人的支援の担い手となるボランティアの育成や受入体制の構築が必要です。
- ・被災者が安心して避難できる場所を確保するとともに、避難生活時における保健・衛生面について配慮する必要があります。

②災害に強いまちづくり

- ・地震や津波などの自然災害から市民が迅速に避難できるように、津波避難施設や避難路などの施設の充実を図る必要があります。
- ・台風やゲリラ豪雨による被災が増加しているため、河川や急傾斜地など災害危険箇所への防災対策を講じる必要があります。

※避難行動要支援者：高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

- ・市民生活に欠かせない上下水道、道路などの公共インフラ施設について、災害予防対策を講じるとともに、速やかに復旧できる体制を構築する必要があります。

【目指す姿】

市民の防災意識が高まり、地域防災力の向上や避難施設の整備充実により、市民が安全に生活できる環境が整っています。

【施策の体系】

4-2 防災体制の充実

- ① 災害予防対策の推進
- ② 災害に強いまちづくり

【施策の方向性】

①災害予防対策の推進

- ・同報系防災行政無線の未音達地域や要配慮者を含め、全ての市民へ迅速かつ的確に災害情報を伝えられるよう、新たな情報伝達手段の整備に努めます。
- ・災害時に必要となる資機材や非常食について、計画的に整備します。
- ・「日向市地域防災計画」の検証を始め、計画の見直しやマニュアルの作成を行い、大規模災害時における体制の整備を図ります。また、他の自治体や民間事業者等との災害時支援協定の締結に取り組みます。
- ・罹災証明書の発行を含め、被災者への的確な支援体制を構築するため、新たなシステムの導入などの事前対策を講じます。
- ・総合防災訓練や講演会などの内容を充実させるとともに、市民の参加を促進します。
- ・地区防災計画の策定を支援するとともに、自主防災会や自治会など地域で活躍する防災士の養成に努めます。
- ・「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難時に支援が必要な市民への個別支援プランを作成し、地域で助け合う体制を構築します。
- ・関係機関と連携し、避難訓練などを通して避難所や災害ボランティアセンターの運営体制を構築します。また、福祉避難所の指定を進め、要配慮者への適切な支援に努めます。

②災害に強いまちづくり

- ・「日向市津波避難対策緊急事業計画」に基づき、津波避難施設や避難路などを計画的に整備し、特定避難困難地区の解消を図ります。
- ・河川や急傾斜地など災害が発生しやすい場所について、関係機関と連携し、情報の共有を図るとともに災害予防工事を促進します。
- ・災害時においても、必要な水を供給できるように、水道施設の耐震化を推進します。また、下水道施設や緊急輸送路である市道塩見美々津線の橋梁耐震化など、公共施設の耐震化を推進し、市民生活への影響が最小限に抑えられるよう災害復旧体制の構築を図ります。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
地区防災計画の策定に取り組んでいる地区（累計）	1 地区	36 地区
地域防災訓練などへの年間参加者数	6,961 人	8,000 人
特定津波避難困難者数	9,810 人	0 人

【市民の役割】

- ・防災訓練や研修会などに積極的に参加し、災害への知識を高めましょう。
- ・避難方法や連絡方法を確認し、非常用持ち出し袋の準備など災害への備えに努めましょう。
- ・自主防災会や災害ボランティアなど自主的な防災活動に参加しましょう。
- ・地域で共に助け合い、災害復旧や被災者支援に協力しましょう。
- ・地区防災計画の作成に積極的に参加しましょう。
- ・事業所は、防災マニュアルや業務継続計画を作成し、非常食などの備蓄に努め、自主的に防災訓練、避難訓練を実施しましょう。

【主な事業】

災害予防対策事業、防災計画等策定事業、地域防災力向上支援事業、防災情報収集・伝達事業、地震・津波防災施設整備事業、急傾斜地崩壊対策事業

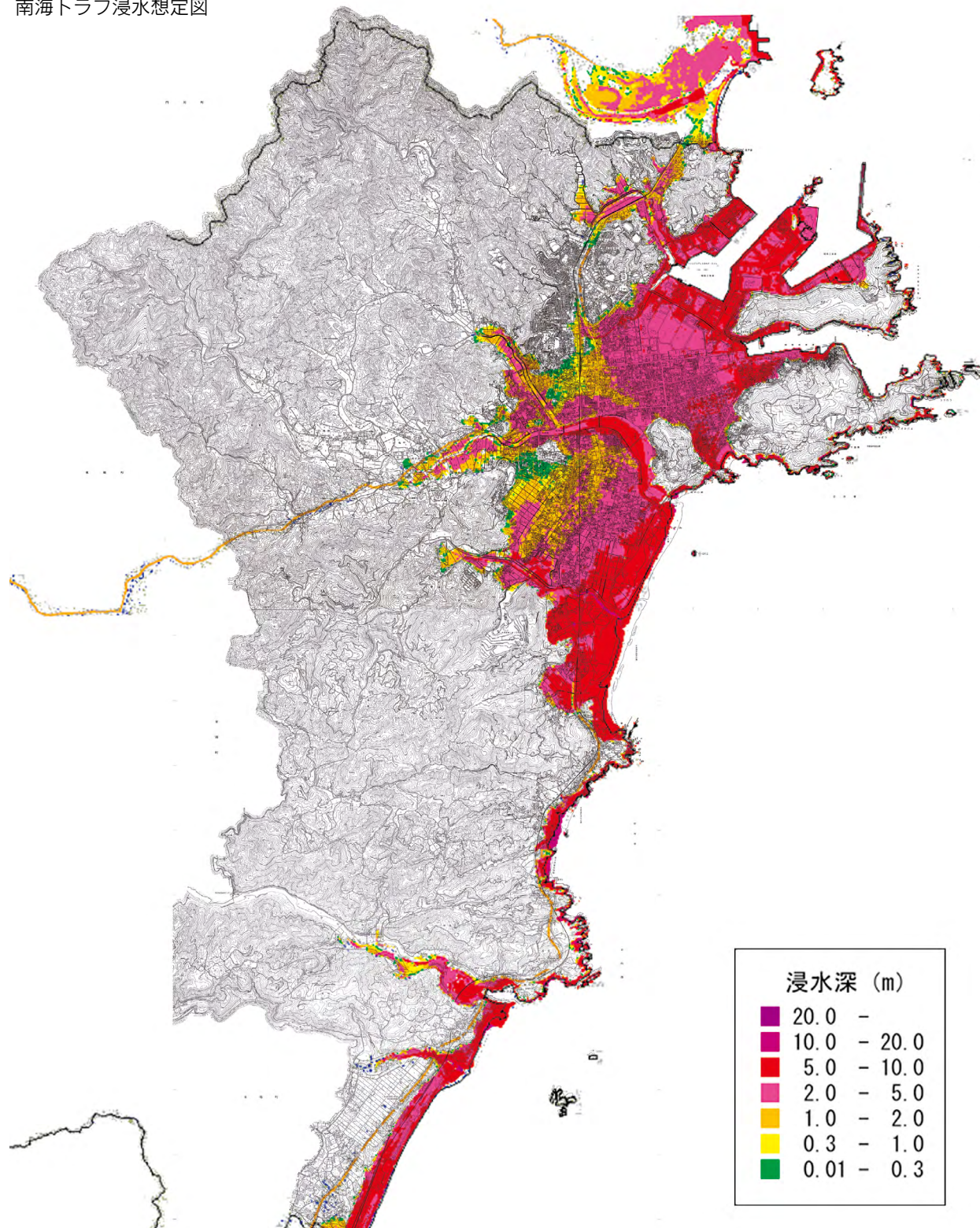
【関連する計画】

日向市地域防災計画
日向市津波避難対策緊急事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
日向市津波防災地域づくり推進計画（平成 28 年度～）

防災の充実

【参考資料】

南海トラフ浸水想定図



安全・安心な生活環境の確保

【現状と課題】

高齢化の進展により、振り込め詐欺や悪質商法など高齢者を狙った犯罪が増加しています。さらに、地域のつながりの希薄化などにより、女性や子どもが被害にあう事件が多発するなど、犯罪は年々、複雑化・多様化しています。

また、交通事故は減少していますが、高齢者が当事者となる事故の割合が増加しています。

まちの安全と市民の安心な暮らしを確保するためには、市民一人ひとりが防犯・交通安全に対する意識を持ち、地域社会の連帯感の醸成に努め、市民や関係機関が連携して、防犯・交通安全対策の推進や啓発活動の充実に努める必要があります。

消費者を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展や経済状況の変化によって、ますます複雑化・多様化しており、消費生活をめぐるトラブルや消費者被害も増加しています。消費生活相談機能を充実するとともに、社会環境の変化に的確に対処できる自立した消費者の育成が求められています。

①防犯対策の推進

- ・地域の自主防犯活動への支援や市民、企業、行政などが一体となった防犯活動の強化に取り組む必要があります。
- ・子どもが犯罪に巻き込まれないように、学校や地域が連携した子どもの見守りを促進する必要があります。
- ・犯罪を防ぐための防犯灯や犯人検挙につながる防犯カメラの設置を促進する必要があります。

②交通安全・水難事故防止対策の推進

- ・本市は、県内でも交通死亡事故が多いため、関係機関と連携し、交通安全教育の充実や交通安全運動に取り組むとともに、交通安全施設、子どもの通学路など交通環境の整備を推進する必要があります。
- ・飲酒運転による交通事故・事件が多いため、飲酒運転根絶活動を推進する必要があります。
- ・高齢者が加害者、被害者になる交通事故が増加しているため、高齢者に向けた交通安全啓発に取り組む必要があります。
- ・水難事故に対する意識啓発や危険防止対策に取り組む必要があります。

③消費者教育・啓発の推進

- ・消費者保護対策として「消費者保護」「消費者教育」を柱に、相談事業と啓発事業に取り組んでいますが、消費者問題は多様化・複雑化しているため、相談員の能力向上を図り、県消費生活センターと連携し、相談体制を充実する必要があります。
- ・高齢者を対象とした詐欺や悪質商法による被害が増加しているため、高齢者を対象とした消費者教育の充実を図る必要があります。

④生活相談体制の充実

- ・無料法律相談については、多数の市民が利用しているため、今後も継続して開催する必要があります。
- ・人権・行政相談については、利用を促進するため市民への啓発活動に努める必要があります。

⑤衛生対策の推進

- ・安全で衛生的な生活環境を維持するために、市民や地域と連携し、ねずみや昆虫などの駆除活動に取り組む必要があります。
- ・人と動物が共生できる生活環境の実現に向け、動物の適切な飼育や狂犬病予防の徹底など市民への啓発活動に取り組む必要があります。
- ・市営城山墓園施設については、市営墓地整備計画に基づき、墓地区画の整備を行っていますが、施設が老朽化しているため、道路や側溝などの補修が必要となっています。今後は、施設の維持管理に要する受益者負担の在り方についても検討する必要があります。
- ・市営納骨堂は、永久安置の貸出しが終了しており、仮安置のみの貸出しを行っています。今後も適正な管理に努める必要があります。

【目指す姿】

地域社会が一体となって、防犯活動・交通安全運動・消費者保護対策に取り組み、安全で安心な生活環境が確保されています。

【施策の体系】

4-3 安全・安心な生活環境の確保

- ① 防犯対策の推進
- ② 交通安全・水難事故防止対策の推進
- ③ 消費者教育・啓発の推進
- ④ 生活相談体制の充実
- ⑤ 衛生対策の推進

【施策の方向性】

①防犯対策の推進

- ・市民や地域の自主防犯活動を支援します。
- ・関係団体と連携し、青少年の犯罪防止に取り組めます。
- ・青色回転灯パトロール車などによる市内巡回パトロールを強化します。
- ・学校、地域と連携し、子どもの防犯ブザーの携帯や通学時の見守りを促進します。
- ・街路灯、防犯灯、防犯カメラの設置を促進します。

②交通安全・水難事故防止対策の推進

- ・交通安全運動の推進や交通安全教育に関する普及啓発の充実を図ります。
- ・市民への交通事故に関する情報提供に努めます。
- ・交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線）の整備を推進します。
- ・運転が困難な高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりに努めます。
- ・関係機関や飲食業者と連携し、飲酒運転根絶活動を推進します。
- ・関係機関と連携し、水難事故に関する情報提供や啓発活動、危険防止対策を推進します。

③消費者教育・啓発の推進

- ・消費生活相談機能を拡充・強化し、関係機関と連携を図りながら適切な相談、情報提供に努めます。
- ・消費者被害防止のために、関係機関と連携し、市民への啓発活動の推進や消費者教育の充実を図ります。

④生活相談体制の充実

- ・無料法律相談を継続して実施します。
- ・人権擁護委員や行政相談員と連携し、各種相談事業について市民への周知を図ります。
- ・関係機関との連携を強化し、生活相談体制の充実や適切な助言指導に努めます。

⑤衛生対策の推進

- ・ペットの適正飼育についての啓発活動や畜犬登録および狂犬病予防注射対策を推進します。
- ・伝染病を媒体するねずみや昆虫などを駆除する地域ぐるみの活動を促進します。
- ・市営城山墓園の計画的な整備と適正な維持管理に努め、受益者負担の在り方について検討します。
- ・市営城山墓園の無縁墓地化を防止するために、区画使用者に対して適切な管理指導や承継手続の助言を行います。
- ・市営納骨堂の適正な維持管理に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
刑法犯認知件数	394 件	300 件
交通死亡事故の件数	4 件	0 件
消費生活相談センターの総相談件数に対する解決率	98.4%	100%
畜犬登録に対する狂犬病予防注射率	83.2%	100%

安全・安心な生活環境の確保

【市民の役割】

- ・家庭や地域での自主的な防犯活動に取組みましょう。
- ・交通ルールやマナーを守り、交通安全意識を高めましょう。
- ・ライフジャケットの着用など自主的な水難事故防止対策に努めましょう。
- ・消費生活に関する正しい知識を身に付けましょう。
- ・生活に関する困りごとや悩みなどについて、各種相談事業を利用しましょう。
- ・ペットの飼育マナーを守りましょう。

【主な事業】

地域安全啓発事業、交通安全対策事業、水難防止啓発事業、交通安全施設整備事業、消費生活事業、各種相談（人権・法律など）事業、畜犬（登録・狂犬病予防）事業、市営城山墓園施設管理事業

【関連する計画】

第 10 次日向市交通安全計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

【参考資料】

刑法犯の発生状況

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
刑法犯認知件数（市内）	597 件	586 件	477 件	394 件

交通事故および水難事故の発生状況

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
交通事故死者数（市内）	3 人	6 人	7 人	4 人
交通人身事故件数（管内）	697 件	680 件	626 件	606 件
水難事故件数（市内）	8 件	6 件	5 件	6 件

陳情・相談総件数に占める消費生活相談件数

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
陳情・相談件数（消費生活）	390（199）件	400（202）件	371（190）件

畜犬登録数と狂犬病予防注射の状況

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録数（うち新規登録数）	2,772（204）頭	2,64（193）頭	2,560（171）頭
狂犬病注射数	2,185 頭	2,135 頭	2,131 頭

循環型社会の実現

【現状と課題】

本市のごみ総排出量は、平成18年度以降は継続的に減少していましたが、平成25年度以降は微減からほぼ横ばい傾向となっています。

平成27年度のごみ総排出量は21,970トンで、市民一人一日当たりのごみ排出量は952gとなっており、平成18年度と比較すると、総排出量で約21％、市民一人当たりでは、約19％減少しています。

また、ごみの排出形態別では、平成27年度の家庭系ごみが15,200トン、事業系ごみが6,770トンで、平成18年度と比較すると、家庭系ごみが約25％、事業系ごみが約11％減少しています。

本市では、平成18年に策定した「日向市ごみ処理基本計画」に基づき、市民、事業者および行政が一体となって、ごみの排出抑制、減量化・資源化に取り組み、ごみの減量化・資源化が進んでいますが、環境への負荷が少ない循環型社会を実現するためには、今後もごみに対する意識啓発を図り、ごみの減量化・資源化のために積極的な施策を展開する必要があります。

①ごみの発生抑制と再利用の推進

- ・燃やせるごみと燃やせないごみの排出量は、平成25年度以降、僅かながら増加傾向となっています。資源物の量およびリサイクル率は、平成25年度以降は減少傾向となっています。
- ・ごみの総排出量を減少させるために、ごみの発生抑制に取り組むとともに、ごみの分別の徹底を図り、資源の再利用を推進する必要があります。

②ごみの適正処理の推進

- ・分別ルールが守られていない世帯や事業所への戸別訪問件数は、増加傾向にありますので、ごみ減量化推進員と連携し、更なる分別の徹底を図る必要があります。
- ・不法投棄については、監視体制の強化や啓発活動に取り組んでいますが、山林などへの不法投棄が続いているため、関係機関と連携し、防止対策を強化する必要があります。

③安全で適正な処理体制の構築

- ・ごみの収集・運搬については、安全性と安定性を確保しながら、効率的な収集・運搬体制を維持する必要があります。
- ・高齢化の進展に伴い、ごみの排出が困難な高齢者世帯が増加することが見込まれるため、戸別収集の支援が求められています。
- ・日向東臼杵広域連合や民間事業者と連携し、ごみ処理施設での適正な処理体制を維持する必要があります。

【目指す姿】

市全体で 4R 運動※に取り組み、ごみの排出量が減少し、環境負荷が少ない循環型社会が形成されています。

【施策の体系】

4-4 循環型社会の実現

- ① ごみの発生抑制と再利用の推進
- ② ごみの適正処理の推進
- ③ 安全で適正な処理体制の構築

【施策の方向性】

①ごみの発生抑制と再利用の推進

- ・ごみの排出を抑制し自然環境への負荷を軽減するために、4R運動によるごみの減量化・資源化を推進します。
- ・家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進します。
- ・市民団体や自治会、事業所などと連携し、循環型社会の実現に向けた取組を推進します。

②ごみの適正処理の推進

- ・ごみの分別が守られていない家庭や事業所に対し、戸別訪問による指導を行います。
- ・ごみ減量化推進員と連携し、出前講座などを通してごみの分別の徹底を図ります。
- ・一般廃棄物収集運搬の許可業者と連携し、事業系ごみの適切な処理について指導します。
- ・不法投棄を抑制するために、関係機関と連携し、不法投棄多発地帯への啓発看板の設置や監視体制の強化に取り組めます。

③安全で適正な処理体制の構築

- ・ごみの収集・運搬時における事故を防止するため、適切な安全管理や衛生管理に努めます。
- ・要介護高齢者などごみの排出が困難な家庭に対し、関係機関と連携し、戸別収集の充実に努めます。
- ・最終処分場周辺の生活環境を保全するため、定期的にダイオキシン類濃度を測定し、公表します。
- ・ごみの減量化・資源化を推進することにより、最終処分場の延命化を図ります。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
年間のごみ総排出量	21,970 ^{トン}	20,597 ^{トン}
ごみ総排出量のうちのリサイクル率	22.5%	25.0%

用語解説

※ 4R: Refuse (ごみになるものは買わない) Reduce (ごみの量を減らす) Reuse (再使用) Recycle (再生利用) の 4 つの英語読みの頭をとった略称。

【市民の役割】

- ・一人ひとりがごみを少なくするように心掛け、ごみの減量化に努めましょう。
- ・ごみは、決められたルールを守って出しましょう。
- ・ごみの不法投棄防止に協力しましょう。
- ・出前講座などに積極的に参加し、ごみに関する意識を高めましょう。

【主な事業】

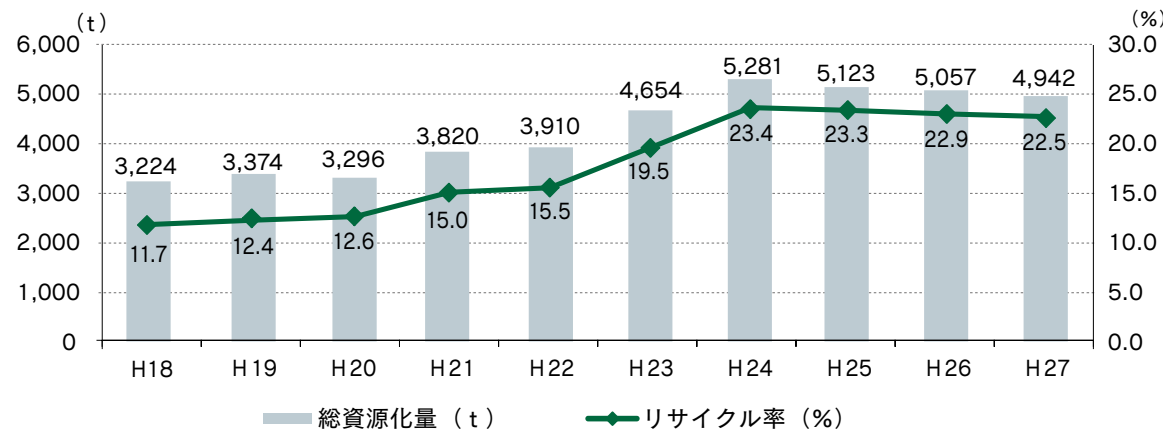
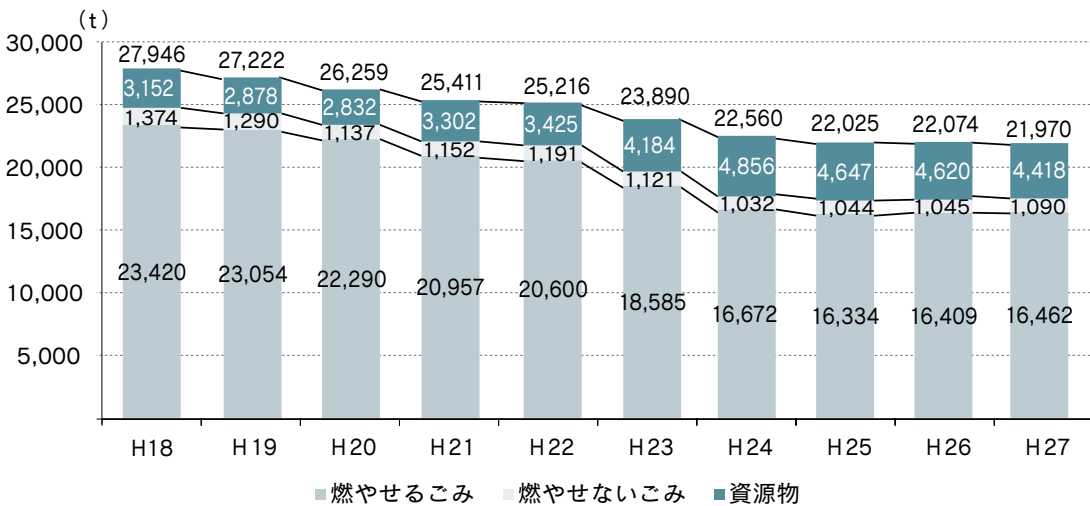
資源回収事業、ごみ処理事業、生ごみリサイクル推進事業、草木リサイクル事業
不法投棄対策事業

【関連する計画】

日向市ごみ処理基本計画（平成 28 年度～平成 37 年度）

【参考資料】

ごみの総排出量、総資源化量およびリサイクル率



自然環境の保全と活用

【現状と課題】

地球温暖化や大気汚染、生態系の変化など地球規模で環境問題が深刻化する中で、自然環境の保全に努めるとともに、環境に優しい低炭素社会、循環型社会を形成し、人と自然が共生できる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

本市では、平成15年に制定した「日向市環境基本条例」に基づいて「日向市環境基本計画」を策定し、市民協働によるさまざまな環境施策を推進しています。

自然環境および生活環境を保全するためには、今後も、市民、事業者および行政が一体となり、環境問題への理解と関心を高めるとともに、環境美化活動を推進する必要があります。

①自然環境の保全

・本市は、海・山・川に囲まれた豊かな自然環境に恵まれており、多様な野生動植物が生息しています。この素晴らしい自然環境を将来世代に残していくためには、子どもから大人まで、市民一人ひとりが環境問題について学習し、市民、事業者および行政が一体となって環境保全対策に取り組む必要があります。

②河川・海岸の保全

・本市には、一級河川（小丸川と渡川）、二級河川（塩見川、耳川など20本）、普通河川（鳥川、大谷川など119本）があり、多様な生物の生育環境として重要な役割を果たしています。生活排水処理施設の整備により水質の浄化が図られていますが、河川環境を保全するためにも、継続して水質浄化についての取組を進める必要があります。

・自然災害による河川の氾濫を予防するため、計画的な河川の改修や適正な維持管理に努める必要があります。

・日豊海岸国定公園に指定されている海岸については、防潮林の保護や台風による流木対策が課題となりますので、関係機関と連携し、保全活動に努める必要があります。

③公害対策の推進

・公害を未然に防止するために、大気や水質などの環境モニタリングなどにより現状を把握し、市民や事業者への情報提供や公害防止に向けた意識向上を図る必要があります。

・公害に関する苦情件数は、年間約100件ありますが、苦情に対する内容が複雑化していることや、地域間でのつながりが希薄化しているために問題解決までに時間を要する場合があります。今後は、関係機関との連携を強化し、公害の発生に早急に対応できる体制を構築する必要があります。

④資源・エネルギー対策の推進

・国は、第4次環境基本計画における目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことにしています。本市においても、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が求められています。

【目指す姿】

豊かな自然環境や快適な生活環境が守られ、安全、安心、快適に暮らせるまちが形成されています。

【施策の体系】

4－5 自然環境の保全と活用

- ① 自然環境の保全
- ② 河川・海岸の保全
- ③ 公害対策の推進
- ④ 資源・エネルギー対策の推進

【施策の方向性】

①自然環境の保全

・市民や企業、行政が連携し、環境保全活動に取り組むとともに、環境保全活動を担うリーダーを育成します。

・環境市民会議を開催し、市民の環境問題に対する意識向上に努めます。

②河川・海岸の保全

・河川の状況を的確に把握し、環境保全や水質汚濁防止に関する啓発を行います。

・河川改修事業について、県と連携を図り、早期整備を促進します。

・市民や地域、関係機関と連携し、河川・海岸の保全活動を推進します。

・関係機関と連携し、海岸の保全や流木対策に努めます。

③公害対策の推進

・関係機関と連携し、大気や水質などの環境モニタリングを継続して実施し、環境汚染の実態把握に努めるとともに、市民や企業への情報提供を行います。

・騒音・振動・悪臭などの公害に関し、公害を防止するため、関係機関と連携し、適正な指導や啓発活動を推進します。

・公害発生時には、早急に対策を講じ、市民の生活環境や健康を守る取り組みを推進します。

④資源・エネルギー対策の推進

・市民、事業者および行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を抑制します。

・温室効果ガスの排出を削減するために、学校や企業における環境教育を推進し、環境問題に対する意識の向上を図ります。

・地球温暖化防止に貢献するため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー※の利用促進を図ります。

・公共施設の整備に合わせて、省エネルギー機器の導入や太陽光など再生可能エネルギーの有効利用を進めます。

用語解説

※再生可能エネルギー：いずれは枯渇する化石燃料と違い、太陽光、太陽熱、風力、地熱など、自然の営みの中で半永久的に得られ継続して利用できるクリーンなエネルギーのこと。

自然環境の保全と活用

- ・自然と調和し、環境に配慮した再生可能エネルギー施設の設置を促します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
環境美化活動に参加した人数	2,043 人	2,300 人
公害に対する苦情のうち解決した割合	95%	100%

【市民の役割】

- ・環境問題を正しく理解し、環境美化活動や地球温暖化防止活動に協力しましょう。
- ・近隣に配慮し、騒音・振動・悪臭などの発生を防止しましょう。
- ・資源のリサイクル化や省エネルギー対策など、自然に配慮した生活を心掛けましょう。
- ・ごみの野外焼却禁止を遵守しましょう。
- ・企業は、排水処理施設を整備し、適正に維持管理しましょう。

【主な事業】

自然保護事業、公害対策事業、環境衛生に要する経費事業

【関連する計画】

第 2 次日向市環境基本計画（平成 27 年度～平成 36 年度）

【参考資料】



美々津小学校の水辺環境調査

安全で安定した水の供給

【現状と課題】

本市の水道は、平成27年度現在で給水区域50.66km²、給水人口56,849人、給水区域の普及率は98.9%に達し、年間約840万m³（一日平均給水量23,000m³）の給水を行っています。

近年は、節水意識の向上により節水型機器が普及し、給水量の減少とともに水道使用料も減少傾向となっていますが、水道施設の老朽化に伴い、管理経費は増大することが懸念されますので、健全で効率的な水道事業経営に努める必要があります。

また、水道は、市民の暮らしに欠かすことの出来ないライフラインであり、平常時だけでなく大規模災害時においても必要な水道水の供給を維持することが求められています。

①安全で良質な水の安定供給

- ・上水道事業は、昭和25年の事業開始から66年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、計画的に施設の更新を行う必要があります。
- ・災害時においても必要な水道水の供給を維持できるよう、水道施設の耐震化を含めた改築更新を推進するとともに、迅速な応急・復旧活動を行うための危機管理体制を確立する必要があります。
- ・簡易水道事業においては、施設の統廃合を進めてきましたが、財政基盤が脆弱であるため、今後も将来の水需要を見据えた適正規模の施設配置の検討が必要となっています。

②水道事業経営の効率化

- ・節水意識の向上や人口減少などの社会情勢の変化により給水量が減少傾向にあり、今後も給水収益の減少が想定されるため、中長期的な視点に立ち、更なる事業の効率化や健全化への取組を進めていく必要があります。

【目指す姿】

健全な水道事業経営の下、市民が良質な水を安定して利用することができる体制が整っています。

【施策の体系】

- 4－6 安全で安定した水の供給
 - ① 安全で良質な水の安定供給
 - ② 水道事業経営の効率化

安全で安定した水の供給

【施策の方向性】

①安全で良質な水の安定供給

- ・水道水の安全性を一層高め、安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給するため、「日向市水安全計画」を策定し、水質管理体制の強化に取り組みます。
- ・「日向市管路更新（耐震化）計画」を策定し、老朽施設、老朽配水管の計画的な更新や、耐震化を推進することで災害に強い配水管網を構築します。
- ・水道施設の整備により有収率の向上を図り、水道事業経営の健全化と水資源の有効利用を図ります。
- ・水道配水量を常時監視し、必要に応じて漏水調査を実施します。
- ・大規模災害時には、広域的な連携が円滑に行えるように、災害発生時の応援活動や関係団体が開催する応援活動訓練に積極的に参加し、受援体制の整備を促進します。
- ・簡易水道の施設整備および統合を推進し、水道施設の規模にかかわらず安全な水の安定供給を図ります。

②水道事業経営の効率化

- ・「日向市水道事業経営戦略」に基づき、中長期における水道事業の安定経営を目指します。
- ・簡易水道事業の経営安定を図るため、水道事業との経営統合について検討します。
- ・「日向市水道ビジョン」を改訂し、災害に強い水道施設の整備や給水人口減少を見据えた広域連携体制の構築に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
有収率※	86.1%	87.6%

【市民の役割】

- ・家庭や事業所での適切な水の利用に努めましょう。
- ・貯水槽水道の適切な維持管理を行いましょう。

【主な事業】

水道施設更新耐震化事業、簡易水道施設統合整備事業

【関連する計画】

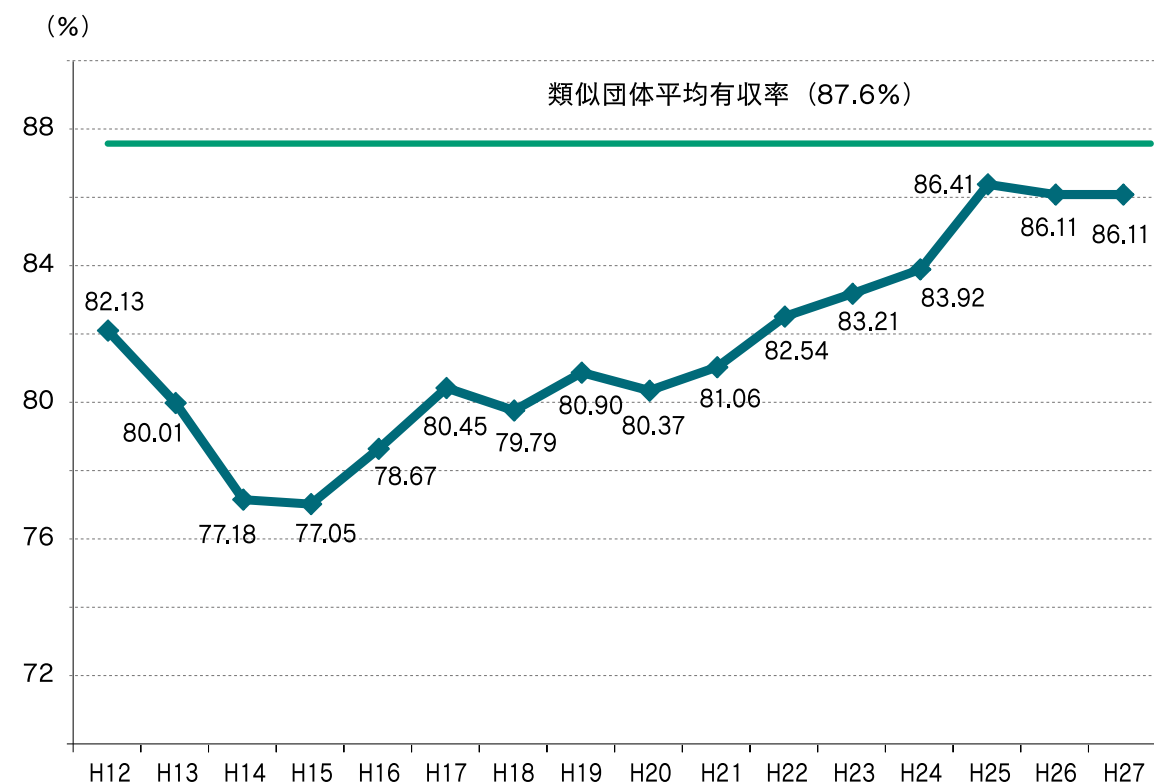
日向市水道ビジョン（平成 20 年度～平成 29 年度）

用語解説

※有収率：供給した水道水（総配水量）のうち料金収入などの対象となる水量（有収水量）の割合で、有水率の向上は効率的な施設管理や健全な経営の目標となる。

【参考資料】

有収率の推移（平成 12 年度～平成 27 年度）



生活排水の適切な処理

【現状と課題】

本市には、耳川を始め多くの河川や日豊海岸国定公園に指定された変化に富んだ海岸線など多様な自然環境と美しい景観が形成されています。

河川の水質や水辺環境を保全するために、合併処理浄化槽の普及とその適正管理や公共下水道、農業集落排水施設による生活排水対策を通して河川や農業用の用排水の水質保全に努める必要があります。

①公共下水道事業の推進

- ・本市では、公共下水道の計画的な整備を進めており、平成28年10月現在で全体計画面積1,381haのうち、810.0ha（58.7%）の地域に下水道が整備されています。しかしながら、経済的な理由などにより下水道に接続していない世帯もあるため、今後も引き続き、下水道が果たす役割について啓発活動を行い、公共下水道の接続率向上に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・日向市浄化センターや管路など下水道施設については、「ストックマネジメント計画」を策定し、中長期的な観点で既存施設の有効活用や長寿命化を図る必要があります。また、地震・津波による下水道施設の機能停止が懸念されるため、早急に施設の防災・減災対策を講じる必要があります。
- ・日向市浄化センターから発生する汚泥量の増加に伴い、処理費用の増大が懸念されるため、汚泥削減に向けた対策を講じる必要があります。
- ・下水道事業計画区域内においては、効果的な雨水排除と浸水対策を図るため、污水管の整備に合わせて雨水管を整備する必要があります。

②農業集落排水事業の推進

- ・農業集落排水は、農村地域の生活環境改善や農業用排水・公共用水域の水質保全に大きな役割を果たしており、秋留地区（処理面積21ha）、山陰地区（処理面積98.4ha）、美々津地区（処理面積98.8ha）で農業集落排水が整備されています。しかしながら、接続率の低い地域があるため、農業集落排水に対する市民の理解を深め、接続率向上に向けた取組を進める必要があります。
- ・農業集落排水施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加が懸念されるため、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設運営に努める必要があります。また、農業集落排水施設から発生する汚泥の利用促進を図る必要があります。

③合併処理浄化槽の普及と適正管理

- ・合併処理浄化槽の普及を推進していますが、適切に管理されていない浄化槽は悪臭や水質汚濁の原因となるため、今後も浄化槽の維持管理や法定検査などについて啓発活動を推進し、適切な指導をする必要があります。
- ・単独処理浄化槽やくみ取り便槽は、生活雑排水などが河川を汚す要因となっているため、合併処理浄化槽への転換を推進していますが、高齢化や経済的な問題から進まない状況です。今後も啓発活動を推進し、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

- ・老朽化している財光寺汚泥処理場については、施設の延命化を図るために計画的に施設の改修更新を進める必要があります。

【目指す姿】

生活排水の適切な処理により水環境が保全され、市民が衛生的な環境の中で快適に生活しています。

【施策の体系】

4－7 生活排水の適切な処理

- ① 公共下水道事業の推進
- ② 農業集落排水事業の推進
- ③ 合併処理浄化槽の普及と適正管理

【施策の方向性】

①公共下水道事業の推進

- ・公共下水道事業の安定経営のために「日向市公共下水道事業経営戦略」を策定し、計画的に公共下水道の整備を推進します。
- ・老朽化している下水道施設については、長寿命化を図るとともに、ストックマネジメント計画を策定し、効率的で効果的な施設の維持管理に努めます。
- ・下水道施設の耐震性を把握し、計画的に耐震化対策を推進します。
- ・公共下水道への接続率を向上させるため、未接続世帯への臨戸訪問や普及啓発活動を推進します。
- ・日向市浄化センターの汚泥削減を図るため、新活性汚泥処理法などの運用を推進します。

②農業集落排水事業の推進

- ・平成23年度に実施した農業集落排水施設機能診断に基づき、計画的な施設の延命化対策に取り組みます。
- ・農業集落排水処理施設への接続率の向上を図るため、未接続世帯への普及啓発活動を推進します。
- ・山陰地区農業排水処理施設で発生した脱水汚泥の堆肥化に努めます。
- ・農業用水に活用するなど処理水の再利用を図るため、資源循環施設の整備に努めます。

③合併処理浄化槽の普及と適正管理

- ・公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外地域については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ・単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・浄化槽の設置状況を把握し、適正な維持管理の啓発活動を推進します。
- ・財光寺汚泥処理場の長寿命化のため、計画的な施設の整備を進めます。

生活排水の適切な処理

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
生活排水処理率（水洗化率）	81.6%	85.2%

【市民の役割】

- ・環境に配慮した排水を心掛け、河川の水質保全に努めましょう。
- ・供用区域内では、公共下水道や農業集落排水に接続しましょう。
- ・供用区域外では、合併処理浄化槽を設置し、適切に維持管理を行いましょう。

【主な事業】

公共下水道事業 農業集落排水事業 浄化槽設置整備事業、財光寺汚泥処理場改築・更新事業

【関連する計画】

日向市公共下水道事業計画（昭和 49 年度～平成 32 年度）
日向市下水道長寿命化計画（平成 24 年度～平成 29 年度）

【参考資料】

日向市生活排水処理状況（平成 28 年 3 月末現在）

区分	処理区域内人口（人）	水洗化		未接続	
		人口（人）	率（％）	人口（人）	率（％）
公共下水道	34,947	31,664	90.61	3,283	9.39
農業集落排水	2,908	2,538	87.28	370	12.72
合併処理浄化槽	24,860	16,999	68.38	7,861	31.62
計	62,715	51,201	81.64	11,514	18.36

資料：下水道課、農業畜産課

快適な住宅環境の整備

【現状と課題】

社会環境やライフスタイルの変化により、住宅に求められるニーズは多様化しています。
また、これまで以上に住環境の質の向上が求められており、市内への定住人口を増加させるためには、暮らし続けたいと思える良好な居住環境づくりに取り組む必要があります。
地震や老朽化による建物倒壊など住宅への不安が広がる中、空き家の増加による生活環境の悪化も懸念されています。こうした住宅を取り巻くさまざまな課題に対処するために、耐震化の促進、建築物への指導、空き家の適正管理などの取組を進める必要があります。
市営住宅については、29団地、1,332戸（平成28年3月現在）を管理していますが、老朽化している施設や居住環境の改善が必要な住宅もありますので、計画的な整備・改善に努める必要があります。

①市営住宅の整備と維持管理

- ・市営住宅の多くが老朽化しているため、計画的かつ効率的な施設の整備、改善を進める必要があります。
- ・快適な居住環境を維持するために、適切な施設の維持管理に努める必要があります。
- ・高齢者の安全な居住環境を確保するために、高齢者向けの住宅を整備する必要があります。

②安心な住宅環境の形成

- ・安心して居住できる住環境づくりを進めるため、住宅・建築物に関する適切な指導や市民への啓発活動を行う必要があります。
- ・地震による家屋の倒壊から人命および財産を守るため、住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ・ユニバーサルデザイン※の考えに基づき高齢者、障がいのある人、妊婦など全ての人が利用しやすい施設の整備を推進する必要があります。

③空き家の適正管理と活用

- ・少子高齢化・人口減少社会の進展により、市内に空き家が増加しています。良好な居住環境を維持するために、空き家の実態把握や適正な管理について指導や啓発活動に取り組む必要があります。
- ・「空き家等情報バンク」制度については、空き家の登録件数が減少しているため、市民への啓発活動の推進や空き家活用のための支援制度について検討する必要があります。

※ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設などをデザインすること。

快適な住宅環境の整備

【目指す姿】

ユニバーサルデザインの理念の下、誰もが暮らしやすい安全で安心な居住環境が形成されています。

【施策の体系】

4-8 快適な住宅環境の整備

- ① 市営住宅の整備と維持管理
- ② 安心な住宅環境の形成
- ③ 空き家の適正管理と活用

【施策の方向性】

①市営住宅の整備と維持管理

- ・市営住宅の居住環境の向上や施設の長寿命化を図るため、施設の状況を的確に把握し、適切な維持管理に努めます。
- ・快適な居住環境を提供するために、「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づく効率的な施設の改修、改善に努めます。
- ・高齢者に配慮した施設の整備やユニバーサルデザインに基づく施設の提供に努めます。

②安心な住宅環境の形成

- ・住宅の耐震化に関する情報提供や支援制度の周知を図ります。
- ・県や関係機関と連携し、住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図ります。
- ・違法建築物の発生防止や早期是正を図るため、建築関係者への意識の啓発や適切な指導を行います。

③空き家の適正管理と活用

- ・空き家の実態を把握し、適切な指導・助言に努めます。
- ・空き家の適正な管理について、市民への啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。
- ・空き家を有効に活用するために、「空き家等情報バンク」による住宅情報を提供するとともに、空き家住宅の改修、家財の運搬などへの支援を行います。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
耐震診断の年間受診件数（個人木造住宅）	6 件	22 件
長寿命化計画に掲げた公営住宅の改善割合	26.0%	44.7%
適正な管理がされていない空き家の所有者などに対する助言・指導件数（累計）	18 件	120 件
空き家等情報バンクの年間登録件数	2 件	20 件

【市民の役割】

- ・居住環境の保全に努め、環境美化に努めましょう。
- ・地震に備え、住宅の耐震化に努めましょう。
- ・住宅・建築物に関する法令を守り、良好な居住環境の形成に努めましょう。
- ・空き家を適正に管理し、空き家の有効活用に努めましょう。

【主な事業】

建築指導事業、木造住宅耐震化促進事業、公営住宅事業、空家等対策推進事業、空き家等情報バンク事業

【関連する計画】

日向市住宅マスタープラン（平成 23 年度～平成 32 年度）
日向市公営住宅長寿命化計画（平成 23 年度～平成 32 年度）
日向市空家等対策計画（平成 29 年度 ～平成 38 年度）

【参考資料】



新財市住宅



櫛の山住宅（ストック総合改善事業）



高齢者住宅（外部スロープ）



高齢者住宅（内部改造後）

基本目標5 社会基盤

快適で魅力ある機能的な住みやすいまち

【施策】

【具体的な施策】

5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成

- ①計画的な土地利用の推進
- ②コンパクトな拠点の整備
- ③交通ネットワークの充実

5-2 生活の質を高める都市基盤の整備

- ①良好な住環境の整備
- ②憩いのある公園・緑地の整備

5-3 利便性の高い道路の整備

- ①広域交通網の整備促進
- ②市道の整備と維持管理

5-4 美しい景観の保全と形成

- ①景観基本計画の推進
- ②景観まちづくりの普及啓発
- ③花と緑あふれるまちづくりの推進

5-5 港湾機能の充実と活用

- ①港湾の整備
- ②物流体制とポートセールスの強化

5-6 情報通信基盤の整備と情報化の推進

- ①情報通信基盤の整備
- ②情報通信技術(ICT)利活用の促進
- ③情報セキュリティ対策の強化

施策 5-1

秩序ある土地利用と都市空間の形成

【現状と課題】

本市は、郊外的大型店舗の進出などにより中心市街地の空洞化が進み、都市機能が低下していたため、平成10年度から鉄道高架化事業、土地区画整理事業、商業集積整備事業を一体的に推進し、現在は、日向市駅を中心としたコンパクトな都市が形成されています。

日向市駅前には、中心市街地ににぎわいを創出するための交流拠点施設として駅前交流広場（ひむかの杜）、野外ステージ（木もれ日ステージ）が整備され、祭りやイベントなど多くの市民が集まる空間が形成されています。

しかしながら、市街地周辺地域、特に中山間地域では、人口減少・高齢化が急速に進んでおり、集落の活力が失われ、集落機能の維持も困難になることが懸念されています。

今後は、都市機能の集約化、コンパクト化を図るとともに、地域拠点を結ぶ広域的な公共交通ネットワークを構築し、市民の利便性向上に努め、それぞれの地域との連携を図りながら安心して生活できる基盤整備を進める必要があります。

①計画的な土地利用の推進

- ・多様化する市民ニーズに対応するため、市街化調整区域を含めた土地利用計画の見直しを図る必要があります。
- ・地籍調査は、地積情報の確定や課税の適正化など大きな役割を果たしていますが、土地所有者の高齢化や相続により土地境界の確定に時間を要し、事業の推進に支障を来たすことが懸念されています。

②コンパクトな拠点の整備

- ・商店、医療・福祉などの生活サービスが集積した利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進する必要があります。また、中心市街地の空き地や空き店舗について、資産を有効に活用し、魅力的な店舗誘致やまちなか居住を促進する必要があります。
- ・日向市駅前では、多くの市民イベントが開催されにぎわいが生まれていますが、周辺商店街への波及効果を高めるために、中心市街地を回遊できるような魅力ある商店街の形成やまちなかににぎわい創出に取り組む必要があります。

③交通ネットワークの充実

- ・市民の利便性を向上させるため、市民バス路線の見直しや近隣市町村、バス事業者とタクシー事業者との連携を図り、公共交通網の強化を推進する必要があります。
- ・市民バス（ぶらっとバス）は、乗降者数が増加傾向となっていますが、運行本数が少ない地域やバス路線のない地域においては、市民バスへの要望が増加しているため、市民ニーズを把握し、それぞれの地域に合わせた運行形態や運行経路の見直しを行うなど公共交通網の充実を図る必要があります。

秩序ある土地利用と都市空間の形成

【目指す姿】

中心市街地と生活拠点が利便性の高い交通網で結ばれ、住みやすく、にぎわいのあるまちが形成されています。

【施策の体系】

5-1 秩序ある土地利用と都市空間の形成

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② コンパクトな拠点の整備
- ③ 交通ネットワークの充実

【施策の方向性】

①計画的な土地利用の推進

- ・関係法令を適切に運用し、日向市国土利用計画に基づき、地域の特性に応じた土地利用を計画的に推進します。
- ・市街化調整区域については、市民ニーズや社会情勢の変化を把握し、都市計画制度を活用しながら、周辺環境に配慮した土地利用に取り組みます。
- ・土地の有効活用・保全や固定資産税の負担の適正化などを図るため、調査体制を強化し、計画的な地籍調査の推進を図ります。

②コンパクトな拠点の整備

- ・中心市街地の活性化や定住人口の増加を図るため、生活に必要な機能が集積した利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進します。
- ・中心市街地のにぎわい創出を図るため、空地や空き店舗を有効に活用します。また、日向市駅前交流拠点施設を積極的に活用するとともに、市民が主体となったにぎわい創出の取り組みを支援します。
- ・建築物に耳川流域産の杉材を活用し、木の香りのする街なか空間の形成を促進します。
- ・商店、学校、病院など生活に必要な機能が整った地域拠点を形成し、中心市街地との交通ネットワークで結ぶことにより、それぞれの地域で住み続けられる利便性の高いまちづくりを推進します。

③交通ネットワークの充実

- ・重要な地域公共交通である路線バスを維持するために、市民への利用促進や市民バスとのダイヤ連携による利便性向上を図ります。
- ・市民バスの安全・安心な運行管理に努め、市民の利用促進を図ります。
- ・市民ニーズを的確に把握し、利用実態に応じた運行形態や運行経路の見直しに努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
地籍調査の進捗率	32.4%	36.0%
中心市街地で開催されたイベントの年間集客数	221,000 人	223,000 人
市民バスの年間利用者数	52,639 人	77,297 人

【市民の役割】

- ・法令を遵守し、土地を有効に活用しましょう。
- ・中心市街地で開催されるイベントなどに参加しましょう。
- ・駅前交流拠点施設を活用しましょう。
- ・地域公共交通機関を積極的に利用しましょう。

【主な事業】

日向市都市計画マスタープラン見直し事業、地域生活交通対策事業、地籍調査事業、中心市街地活性化対策事業

【関連する計画】

第4次国土利用計画（平成22年～平成31年）
日向市都市計画マスタープラン（平成14年度～）
日向・東臼杵地域公共交通網形成計画（平成28年度～平成32年度）



駅前広場におけるイベント



駅前広場におけるコンサート

生活の質を高める都市基盤の整備

【現状と課題】

本市では、市民が安全・安心な環境で生活できるように、地域の実情に合わせた住環境の整備を推進しています。

財光寺南地区については、平成 5 年度から土地区画整理事業を実施し、良好な居住環境の整備を推進しており、緊急車両の進入困難な道路の解消や浸水箇所の改善などに取り組んでいます。今後も、地域が主体となった質の高い秩序あるまちの形成に取り組む必要があります。

日向市駅周辺地区については、平成 11 年度から土地区画整理事業を実施しており、人、もの、情報が集まる日向・入郷圏域の玄関口として、都市基盤の整備や土地の高度利用の促進、魅力的な商店街の形成などに取り組む必要があります。

幡浦地区、財光寺南部地区については、防災機能の向上や生活の利便性向上を図るため、生活道路を整備し、良好な居住環境を形成する必要があります。

公園や緑地は、身近に緑と触れ合える憩いの場や子どもの遊び場、災害時の避難場所として重要な役割を果たしていますので、今後も計画的に整備を進める必要があります。

①良好な住環境の整備

- ・土地区画整理事業や住環境整備事業については、人件費や資材価格の高騰などの影響により、事業計画に遅れが生じているため、経費削減に努めながら、効率的・効果的な事業の推進を図る必要があります。
- ・都市基盤の整備については、事業期間が長期化し、市民生活や土地の活用に支障が生じているため、事業への市民の理解を促すとともに、必要に応じて計画の見直しを図る必要があります。

②憩いのある公園・緑地の整備

- ・市民の憩いの場である公園・緑地については、誰もが快適に安全に利用できるように適切な保全に努める必要があります。また、公園施設の老朽化は、重大な事故につながる可能性があるため、安全点検の実施や計画的な改修を進める必要があります。
- ・子どもや高齢者など多様な市民ニーズに対応した公園や緑地の整備が求められています。市民の意見を取り入れながら、計画的な公園・緑地の整備を推進する必要があります。
- ・スポーツキャンプなど誘致を進めているお倉ヶ浜総合公園や大王谷運動公園については、施設が老朽化しているため、計画的な施設の整備について検討する必要があります。

【目指す姿】

憩いと安らぎを与える公園などが整備され、快適で機能的な市街地が形成されています。

【施策の体系】

5－2 生活の質を高める都市基盤の整備

- ① 良好な住環境の整備
- ② 憩いのある公園・緑地の整備

【施策の方向性】

①良好な住環境の整備

- ・計画策定段階から市民が参画できる機会を設け、事業への理解促進に努めます。
- ・土地区画整理事業については、市民生活への影響を抑制するために家屋移転を優先し事業を推進します。
- ・工法の見直しなど経費削減に努め、効率的・効果的な事業推進に努めます。
- ・円滑な事業の推進を図るため、市民との合意形成に努め、必要に応じて事業計画を見直します。
- ・病院や福祉施設、住宅などを計画的に集積し、市民の利便性向上を図ります。
- ・日向市駅周辺の「にぎわい空間」を実現するため、市有地や空地の有効活用を図ります。

②憩いのある公園・緑地の整備

- ・多様な市民ニーズに応じた安全で快適な公園施設の整備や健康遊具の設置に努めます。
- ・公園長寿命化計画に基づき、公園施設の適正な維持管理に努めます。
- ・市民との協働による公園・緑地の管理体制の構築に努めます。
- ・公園・緑地を大切に利用してもらうために、啓発活動を推進し、美化意識の向上に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
土地区画整理事業区域内の新築・増改築件数（累計）	52 件	200 件
お倉ヶ浜総合公園の年間利用者数	101,189 人	105,000 人

【市民の役割】

- ・まちづくりに関する意見交換会などに積極的に参加しましょう。
- ・市民一人ひとりが、快適で住みやすいまちづくりに協力しましょう。
- ・公園・緑地は、みんなが快適に過ごせるように適切に利用しましょう。
- ・公園の清掃活動に積極的に参加しましょう。

【主な事業】

財光寺南土地区画整理事業、日向市駅周辺土地区画整理事業、幡浦地区住環境整備事業、都市公園事業
財光寺南部住環境整備事業、お倉ヶ浜総合公園整備事業

生活の質を高める都市基盤の整備

【関連する計画】

日向市都市計マスタープラン（平成 14 年度～）
日向市公園施設長寿命化計画（平成 27 年度～平成 36 年度）

【参考資料】

財光寺南土地区画整理事業



日向市駅周辺土地区画整理事業



財光寺南部住環境整備事業



利便性の高い道路の整備

【現状と課題】

広域交通網については、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、救急医療や災害時における「命の道」としても重要な役割を担っています。

しかしながら、本県を始めとする東九州地域は、西九州地域と比較して高速交通網の整備が遅れているため、今後、九州の物流の拠点地区として発展していくためにも、東九州自動車道の4車線化や九州中央自動車道の早期整備が望まれています。

地域交通網については、広域交通網を補完する重要な役割を果たしており、東九州自動車道の開通により、今後より一層人・物の交流が進むことが予想されます。

また、災害時の緊急輸送網、環境への配慮など道路整備に対するニーズも多様化・複雑化していますので、こうしたニーズに適切に対応しながら計画的に道路を整備する必要があります。

本市が管理している1,248路線（総延長587km）の4割以上が、供用開始から30年を経過しており、老朽化による維持管理費の増大が懸念されますので、より一層の維持管理経費の縮減や平準化を図りながら、防災や環境面に配慮した安全で快適な地域交通網の整備に努める必要があります。

①広域交通網の整備促進

- ・九州中央自動車道は、熊本県嘉島町と宮崎県延岡市を結ぶ高速道路として早期の完成が期待されていますが、平成28年4月末現在の整備率は16%にとどまっているため、沿線自治体と連携し、早期整備を促進する必要があります。
- ・国道10号の未整備区間である長江～木原交差点間は、交通量が多く交通渋滞が発生しているため、早期整備を推進する必要があります。
- ・国道327号日向バイパス及び県道日知屋財光寺線は、細島工業団地への大型製材工場進出などに伴い、国内有数の森林資源を有する入郷地域から重要港湾「細島港」への木材供給インフラとして重要性を増しており、今後、交通量が増加することが予想されます。
- ・日豊本線は、通勤時及び通学時の利用者が増加しているため、混雑時の対策についてJR九州に働き掛けていく必要があります。

②市道の整備と維持管理

- ・市民生活の利便性の向上を図るため、平成27年度に策定した「日向市道路整備実施計画」に基づき効率的・効果的に道路を整備し、工法の見直しなど事業費のコスト削減に努める必要があります。
- ・市道や橋梁(りょう)は、老朽化の進行や交通量の増加により維持補修が必要なものが増加しているため、定期的な点検や適切な維持管理に努めるとともに、計画的に維持補修を行い、安全性の確保や施設の長寿命化を図る必要があります。

利便性の高い道路の整備

【目指す姿】

市民が円滑に移動できる快適な道路環境が整備され、人や物の活発な交流が進んでいます。

【施策の体系】

5-3 利便性の高い道路の整備

- ① 広域交通網の整備促進
- ② 市道の整備と維持管理

【施策の方向性】

①広域交通網の整備促進

- ・東九州自動車道の安全性・定時性を確保するために、暫定2車線区間の4車線化について、沿線自治体や市民と連携し、早期整備を促進します。
- ・九州中央自動車道は、高千穂日之影道路の整備および矢部～高千穂間、日之影～蔵田間の事業化について、沿線自治体や市民と連携し、早期整備を促進します。
- ・国道10号の長江～木原交差点の4車線化について、国と連携し、早期完成を目指します。
- ・国道327号バイパスの秋留～永田区間の整備および永田区～道の駅とうごう間の事業化について、沿線自治体や市民と連携し、早期整備を促進します。
- ・県道日知屋財光寺線の暫定2車線区間の4車線化について、早期整備を促進します。
- ・国道327号および国道446号について、県と連携し、入郷地区の幹線道路としての機能充実を図るため、道路改良工事の要望活動を推進します。
- ・日向市駅と重要港湾「細島港」を結ぶ重要な幹線道路である市道中央通線について、県道への移管に向けた要望活動を推進します。
- ・日豊本線の利便性を向上するため、県や近隣市町村と連携し、JR九州に対しダイヤの改正や車両の増加などについて働き掛けを行います。

②市道の整備と維持管理

- ・市内外の交流促進や利便性の向上を図るため、安全で円滑な道路交通網の構築に向けた道路整備を推進します。
- ・道路整備を円滑に推進するために、市民への情報発信や事業への理解促進に努めるとともに、計画段階から市民が参加できる機会を設け、市民協働による道路整備を推進します。
- ・市道・橋梁の安全性確保や長寿命化を図るため、維持・更新費用を平準化し、効率的、効果的な整備、維持管理に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
高速道路の早期整備に関する要望活動の年間実施回数	7 回	7 回
日向市道路整備実施計画で予定している市道のうち、道路改良が完了した路線数（累計）	1 路線	2 路線
市内の橋梁（212 橋）のうち、点検が終了した橋梁の割合	28.3%	100.0%

【市民の役割】

- ・高速道路や鉄道を積極的に利用しましょう。
- ・高速道路整備促進のための要望活動に積極的に参加しましょう。
- ・道路事業への関心を高め、道路計画の策定に参加しましょう。
- ・道路を適切に利用し、維持管理に協力しましょう。

【主な事業】

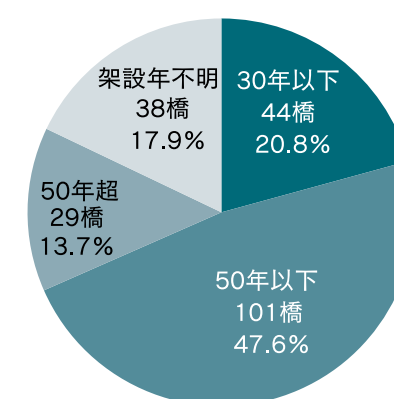
東九州自動車道協力事業、臨時地方道整備事業、南日向・日の平線改良事業、粉木線道路改良事業、橋梁長寿命化事業、高砂通線改良事業

【関連する計画】

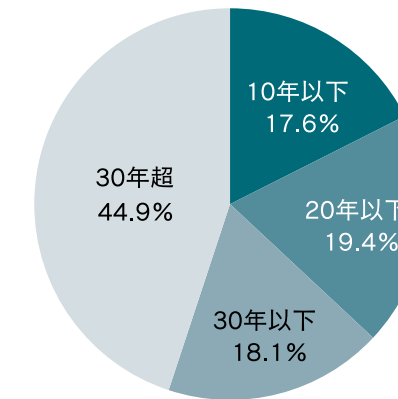
日向市橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年度～平成 35 年度）
日向市道路整備実施計画（第 3 期）（平成 28 年度～平成 32 年度）

【参考資料】

橋梁の供用年数の割合（H28 年 4 月 1 日現在）



市道の供用年数の割合（H28 年 4 月 1 日現在）



美しい景観の保全と形成

【現状と課題】

本市は、日豊海岸国定公園に指定されている海岸線や尾鈴山系の山並み、耳川の清流など、豊かな自然景観に恵まれていますので、こうした景観を生かし、魅力を発信できる環境の整備に取り組む必要があります。

また、国の重要伝統的建造物群に指定されている美々津地区や国の指定文化財である妙国寺庭園などの歴史的・文化的景観を始め土木学会デザイン賞を受賞した日向市駅を中心とした都市景観など、多様な景観資源を有しています。

平成 18 年度には、景観行政団体※となり、市民や地域と連携した良好な景観づくりや花のあふれるまちづくりなど、美しい景観の保全と形成に向けた取組を推進しています。

①景観基本計画の推進

- ・本市では、細島地区、坪谷地区（牧水の里）、美々津地区（美々の里）、日豊海岸地域を景観形成重点地区として景観計画を策定し、景観づくりを推進しています。
- ・景観の保全や形成には、長い時間を要するため、市民の景観づくりへの認識を深め、長期的な景観づくりに取り組む必要があります。
- ・太陽光発電や風力発電などの施設が、景観を阻害する要因になることが懸念されています。

②景観まちづくりの普及啓発

- ・子どもから大人まで市民一人ひとりが景観に対する関心を高め、景観づくり活動に参加してもらえるよう景観に関する情報発信や啓発に努める必要があります。
- ・景観基本計画や地区計画について、市民への周知を図り、景観に関する規制や誘導の徹底に努める必要があります。

③花と緑あふれるまちづくりの推進

- ・市民や地域、企業と連携し、それぞれの役割に応じて主体的に花と緑があふれるまちづくりに取り組む必要があります。
- ・市民のニーズを把握し、民有地の緑花を推進する必要があります。

用語解説

※景観行政団体：景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となるもの。市町村は、県の同意を得ればなることができる。本市は平成 18 年 10 月 1 日に景観行政団体となった。

【目指す姿】

市民と行政が一体となり景観づくりを推進し、花と緑があふれる美しいまちが形成されています。

【施策の体系】

5－4 美しい景観の保全と形成

- ① 景観基本計画の推進
- ② 景観まちづくりの普及啓発
- ③ 花と緑あふれるまちづくりの推進

【施策の方向性】

①景観基本計画の推進

- ・日向市景観基本計画については、必要に応じて景観計画区域の追加や規制内容の見直しを行います。
- ・景観計画の策定段階から、市民が参加できる機会を設け、市民の意見を広く反映します。
- ・事業者に対し、太陽光発電や風力発電などの施設が、景観を阻害することがないように、景観の保全に配慮した施設整備についての理解促進に努めます。

②景観まちづくりの普及啓発

- ・企画段階から市民が参加できる催しの開催など、景観に関する市民への啓発活動を推進し、景観への意識向上を図ります。
- ・県と連携し、美しい宮崎づくり推進条例や沿道修景美化条例に基づく、景観の保全や沿道修景美化の取組を推進します。
- ・景観活動について市民への積極的な情報発信を行い、小学校、中学校での景観学習を実施し、子どもから大人まで地域に愛着を持てる景観のまちづくりを推進します。

③花と緑あふれるまちづくりの推進

- ・市内全域を花や緑であふれる憩いの場とするために、それぞれの地域の特色を生かした花と緑の空間づくりに取り組み、市街地の緑花を推進します。
- ・植栽活動や花づくり講習会などを通して市民の意識向上を図り、民有地の緑花を促進します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
景観に関するイベントへの年間参加者数	216 人	250 人
市と連携した植栽・花づくり活動への年間参加者数	1,030 人	1,080 人

美しい景観の保全と形成

【市民の役割】

- ・ 景観について正しく理解し、良好な景観づくりに協力しましょう。
- ・ 花や緑への知識を深め、花と緑あふれるまちづくりに協力しましょう。

【主な事業】

景観基本計画の推進、景観まちづくり推進事業、日向市全市公園化推進事業
花のあふれるまちづくり推進事業

【関連する計画】

日向市景観基本計画（平成 19 年度～）
日向市全市公園化基本計画（平成 25 年度～）

【参考資料】

財光寺南土地区画整理事業



平成 27 年度 景観フォトコンテスト最優秀賞 青の国



金ヶ浜地区における眺望ポイントの整備



全市公園化に係る地元協議



地域と連携した植栽活動

港湾機能の充実と活用

【現状と課題】

重要港湾「細島港」は、計画的な整備により港湾機能が強化され、本市だけでなく県北地域の産業と経済を支える物流拠点として発展しています。

平成28年度には、県が新たに「細島港港湾計画」を策定し、平成40年代前半を目標に、物流機能の強化や魅力ある親水空間の創出に取り組むこととなっています。

海外貿易では、韓国、中国へのコンテナ航路が開設したことで、港湾の利便性が向上しましたが、貿易額や取扱貨物量は、世界情勢の変化や為替の変動に、大きく左右されます。

一方、国内の長距離輸送は、長距離トラックドライバーの人材不足などから、トラックを利用した陸路から船舶による海路へのモーダルシフト※が推進されています。

また、東九州自動車道や九州中央自動車道、国道など広域交通網を活用した地域経済の振興が求められています。

①港湾の整備

- ・ 「細島港港湾計画」では、バルク船※の大型化に対応するため工業港地区に水深15mの岸壁を整備するほか、静穏度対策として沖防波堤の整備や企業誘致に必要な工業用地の造成に取り組むこととなっています。
- ・ また、細島商業港地区は、「みなとのにぎわい」の機能として緑地化に取り組むこととなっています。港湾計画の着実な実行について、国や県に働き掛けるとともに、県と連携し、細島港の利用促進や港のにぎわいづくりに取り組む必要があります。
- ・ 細島港、平岩港、美々津港の機能を維持していくため、適切な維持管理が必要です。

②物流体制とポートセールスの強化

- ・ 県を始め港湾関係者と連携し、細島港の物流体制の強化に努めるとともに、ポートセールスなどを実施し、利用促進を図る必要があります。
- ・ 国内外の定期航路を維持するために、貨物集荷に対する支援など取扱貨物量を増加させる取り組みが必要です。
- ・ 港湾の競争力強化のため、コンテナターミナルの効率的な運用が求められています。

用語解説

※モーダルシフト：トラックによる幹線貨物輸送を、地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること。
※バルク船：ニッケル鉱石やマンガン鉱石、石炭などのバラ積み貨物を運ぶ船舶。

【目指す姿】

物流拠点である細島港が活用されることにより、企業活動が活発化し、緑地化によりにぎわいのあるまちが形成されています。

【施策の体系】

5-5 港湾機能の充実と活用

- ① 港湾の整備
- ② 物流体制とポートセールスの強化

【施策の方向性】

①港湾の整備

- ・地域産業の国際競争力強化を図るために、「細島港港湾計画」の着実な実行について、国や県に働き掛けるとともに、県や港湾事業者と連携し、円滑な事業の推進に取り組みます。
- ・「細島港港湾計画」に位置付けられている細島商業港地区の緑地化について、地域や関係機関と連携し、県と一体となって港のにぎわいづくりに取り組みます。
- ・細島港、平岩港、美々津港の利用について、港湾事業者や港湾利用者に適切な利用を呼びかけ、適正な維持管理を促進します。

②物流体制とポートセールスの強化

- ・物流体制とポートセールスの強化を図るため、県や港運事業者、関係団体などと連携した取組を推進します。
- ・企業の競争力を維持・強化するため、国内外の定期航路の維持や新規航路の誘致など、港湾の利便性向上に努めます。
- ・取扱貨物量の増加を図るため、物流関連施設の整備や貨物集荷に対する支援を行います。また、広域交通網の活用を促進し、背後圏の拡大に取り組みます。
- ・効率的なコンテナターミナルの運用を促進し、港湾の競争力を高める支援を行います。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
細島港コンテナ取扱量	34,538TEU ※	38,000 TEU

用語解説

※ TEU：20 フィートコンテナを 1 個と換算したコンテナの取扱個数。

【市民の役割】

- ・港の果たす役割について理解を深め、港湾の管理に協力しましょう。
- ・企業は、細島港の利用促進に努めましょう。

【主な事業】

港湾整備事業、物流対策事業

【関連する計画】

細島港港湾計画（宮崎県）（平成 28 年度～）
細島港を核としたグランドデザイン（平成 23 年度～ ）

【参考資料】

細島港のコンテナ取扱量（単位：TEU）

年度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
細島港コンテナ取扱量	28,136	29,072	32,097	33,075	34,538



細島港コンテナターミナル

情報通信基盤の整備と情報化の推進

【現状と課題】

高速情報通信網の普及に伴い、インターネットを活用した電子商取引やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※による社会的ネットワークの形成など、情報通信網を利用したサービスがさまざまな分野で活用され、市民を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、近年ではモノのインターネット（IoT）や人工知能（AI）、ビッグデータを活用した新たな社会課題解決システムが構築されています。

今後更に情報通信技術（ICT）が発展し、多様なサービスの提供や情報量が増加するため、光ケーブルなど超高速情報通信網の整備を推進する必要があります。

情報通信技術は、市民生活の利便性向上や企業の生産性向上に寄与する重要な社会基盤の一つとなっていますが、個人情報の流出やインターネットを通じた誹謗中傷など新たな課題も生じています。

市民が、生活に必要な情報を安全・安心・快適に取得し、活用できる環境を確保するために、個人情報保護を始めとする情報セキュリティの強化を進める必要があります。

①情報通信基盤の整備

- ・超高速情報通信網などの整備を促進し、地域間の情報通信格差を是正する必要があります。
- ・携帯情報端末の普及や外国人観光客の増加に伴い、高速なインターネットに接続できる公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備が求められています。

②情報通信技術（ICT）利活用の促進

- ・少子高齢化、医師不足、地域経済の活性化など地域が抱えるさまざまな課題に対応するために、情報通信技術の利活用を推進する必要があります。
- ・最先端の情報通信技術を活用できる人材を確保、育成する必要があります。
- ・市民が情報通信技術を活用できるよう情報教育を推進する必要があります。

③情報セキュリティ対策の強化

- ・個人情報保護や情報セキュリティを確保するため、自治体情報セキュリティ対策を強化する必要があります。
- ・情報を正しく安全に利用するとともに、人権や知的財産権を侵害することのないよう、情報モラルに関する啓発を推進する必要があります。

用語解説

※ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

【目指す姿】

市民がいつでも、どこでも必要な情報を安全・安心に利用できる環境が形成されています。

【施策の体系】

5－6 情報通信基盤の整備と情報化の推進

- ① 情報通信基盤の整備
- ② 情報通信技術（ICT）利活用の促進
- ③ 情報セキュリティ対策の強化

【施策の方向性】

①情報通信基盤の整備

- ・地域間の情報格差を縮減し、高速で快適な通信環境を確保するため、ケーブルテレビ事業者を始めとした情報通信事業者と連携し、超高速情報通信網や公衆無線LANスポットの整備を促進します。

②情報通信技術（ICT）利活用の促進

- ・医療、福祉、教育、産業などさまざまな分野において情報通信技術の利活用を促進します。
- ・情報化社会に対応できる人材を育成するため、学校ICT環境の整備や情報教育を推進します。
- ・市民の利便性を向上させるため、マイナンバー制度の独自利用を進めコンビニ交付や電子申請などの行政サービスを充実します。
- ・情報通信技術を有効活用し、質の高い市民サービスの提供や効率的・効果的な行政運営を図るため情報化推進計画を策定します。

③情報セキュリティ対策の強化

- ・セキュリティ教育・研修を充実し、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティの確保を徹底します。
- ・市民への情報セキュリティやモラルに対する周知や啓発に取り組みます。
- ・緊急時に必要な市民サービスを維持、提供できるように業務継続計画（BCP）を整備します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
超高速情報通信網を利用可能世帯率	94.8%	98.0%
公衆無線 LAN のアクセスポイント数	7 箇所	15 箇所
コンビニエンスストアでの各種証明書発行件数	-	7,000 件

情報通信基盤の整備と情報化の推進

【市民の役割】

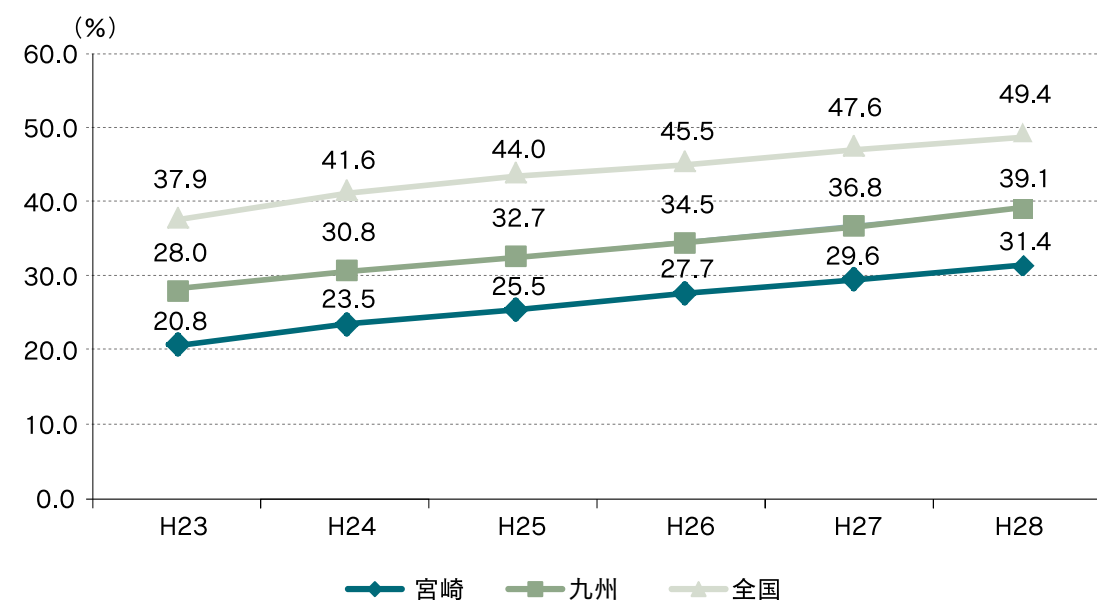
- ・ 情報通信技術を正しく理解し、活用しましょう。
- ・ 個人情報保護や情報セキュリティ対策など、ネットワーク利用におけるマナーやモラルを守りましょう。
- ・ マイナンバーの取扱いに注意し、正しく利用しましょう。

【主な事業】

地域情報化整備事業、業務システム運用事業、情報化推進計画策定事業

【参考資料】

光通信回線普及率



資料：総務省ホームページ



ICTを活用した授業風景

基本目標6 地域経営

市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち

【施策】

【具体的な施策】

6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化

- ①地域コミュニティの活性化
- ②NPOの育成・支援

6-2 中山間地域の活性化と移住の促進

- ①中山間地域の活性化
- ②移住の促進

6-3 市民に信頼される行政サービスの提供

- ①広報・広聴活動の充実
- ②市民に信頼される職員の育成
- ③市民が利用しやすい市役所づくり
- ④情報公開と個人情報の保護

6-4 効果的・効率的な行政経営の推進

- ①計画的な行政経営の推進
- ②行政運営の効率化・高度化の推進
- ③公共施設の最適化と適切な管理
- ④広域連携の推進

6-5 未来につなげる財政運営

- ①適正な財政運営
- ②自主財源の確保

市民との協働の推進と地域活動の活性化

【現状と課題】

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民のニーズも多様化・複雑化しているため、行政だけでなくさまざまな分野において市民との協働による取組を推進していくことが求められています。

また、子どもや高齢者の見守りや防災活動などの地域課題を解決し、地域の魅力や資源を最大限に生かした地域づくりを進めるためには、「自助・共助・公助」が融合した社会を形成することが必要です。

①地域コミュニティの活性化

- ・地域課題の解決のために、自治会（区）が果たす役割はますます重要になってきていますが、自治会（区）の弱体化、高齢化が進んでいるため、自治会（区）への加入を促進し、組織の強化を図るとともに、地域が主体となった地域活動を支援していく必要があります。
- ・少子高齢化の進行や地域のリーダーなど担い手不足により、地域活動や伝統文化の保存・継承、災害時の対応など地域コミュニティ力の低下が懸念されています。地域で安心して生活できる環境を維持していくために、自治会（区）の区域を越えた新しい地域コミュニティ組織（まちづくり協議会）の拡充や組織を担う人材の育成に取り組む必要があります。

②NPOの育成・支援

- ・公共サービスなどを安定的に提供していくためには、行政だけでなくNPO※が主体となった活動が求められています。
- ・NPOの活動拠点として日向市市民活動支援センターを設置していますが、より多くのNPO団体に利用してもらえるように施設の利用促進を図る必要があります。
- ・NPOが、継続して地域づくり活動を行うために、新たな担い手となる人材の育成やNPO間のネットワークづくりを支援する必要があります。
- ・本市のNPO法人は、19団体と微増傾向にありますが、NPO法人の活動を市民に周知し、より一層NPOへの理解を深める必要があります。

【目指す姿】

市民主体の地域活動が活発化し、市民自らが積極的に地域課題の解決に取り組んでいます。

【施策の体系】

6－1 市民との協働の推進と地域活動の活性化

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② NPOの育成・支援

【施策の方向性】

①地域コミュニティの活性化

- ・自治会（区）の活動を広く市民に啓発し、自治会（区）への加入を促進します。
- ・自治会（区）の活動を支援し、地域コミュニティの活性化や地域活動の充実を促進します。
- ・自治会（区）と行政との連携を強化するため、地域担当制度の導入を検討します。
- ・新しい地域コミュニティ組織（まちづくり協議会）の設立を支援するため、説明会や地区座談会を開催します。
- ・地域コミュニティ組織（まちづくり協議会）の自主的、主体的な活動を支援し、人材育成や財源の確保など組織体制の強化を図ります。

②NPOの育成・支援

- ・NPO活動やネットワークづくりを支援し、地域課題の解決や地域の活性化を促進します。
- ・NPOや地域活動の担い手となる人材を育成し、継続的な地域活動を促進します。
- ・NPOの法人化を支援するため、相談体制の充実や情報提供に努めます。
- ・市民活動支援センターを充実し、NPOの活動拠点として利用の促進を図ります。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
自治会（区）加入率	67.8%	69.0%
まちづくり協議会の設置数	4 地区	6 地区
市民活動支援センターの利用者数	3,704 人	3,800 人

用語解説

※ NPO：Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳される。NPO の概念としてどのような団体を含むかについては、さまざまな考えがあるが、本計画では、法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTA なども対象範囲とする。

市民との協働の推進と地域活動の活性化

【市民の役割】

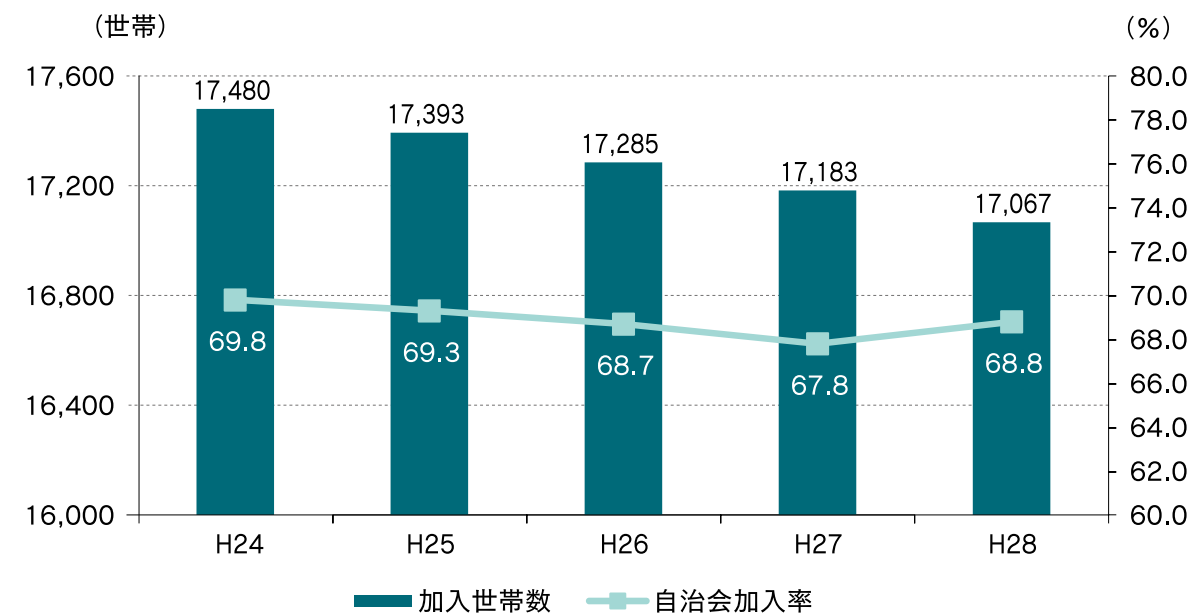
- ・自治会（区）に加入し、自治意識を高めましょう。
- ・地域課題に関心を持ち、地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域は、地域活動を実施して地域課題の解決に努めましょう。
- ・企業は、地域の構成員としての意識を持ち、社会貢献活動に取り組みましょう。

【主な事業】

自治公民館活動支援事業、新しい地域コミュニティ組織制度事業、ひまわり基金事業、協働のまちづくり推進事業、市民活動支援センター管理運営費

【参考資料】

本市の自治会（区）加入世帯数と加入率の推移



資料：地域コミュニティ課

中山間地域の活性化と移住の促進

【現状と課題】

中山間地域は、生活の場であり優良な農作物の生産の場でもあります。また、森林や農地は国土保全や環境保全など多面的な機能を持ち、集落は古い歴史・伝統・文化などそれぞれに価値や魅力を持っています。

しかし、中山間地域では近年、農林業の低迷に伴う都市部への人口流出や高齢化の急激な進行に伴い、後継者不足、地域の担い手不足からコミュニティの存続が危ぶまれる集落が増加しているという課題を抱えています。

特に、山間部の小規模集落では、集落の維持や存続も困難になることが懸念されており、集落間の連携を強化し、将来を見据えた支援策を講じる必要があります。

一方、都市部では、地方への移住への関心が高まっており、中山間地域が新たなビジネスや就労の場として注目されています。

そのため、都市部などからの移住者を受け入れ、地域で支え合いながら、中山間地域の新たな担い手として活躍でき、地域活性化につなげる取組が求められています。

①中山間地域の活性化

- ・住み慣れた場所で暮らし続けるために、医療福祉、教育、交通、情報など生活に必要なサービスを維持・確保するとともに、集落間の連携を強化し、中山間地域を支える担い手の育成や集落支援体制の構築を図る必要があります。
- ・特産品の開発や新たな農林産物の生産など地域資源を生かし、地域で経済を循環させる仕組みづくりが必要です。
- ・人口減少に伴い、空き家が増加しているため実態を把握し、利活用に向けた対策を講じる必要があります。

②移住の促進

- ・移住に対する不安を解消するために、移住希望者が求める情報を的確に提供し、移住者が気軽に相談できる体制の充実を図る必要があります。
- ・移住者が安心して生活できる環境を整えるために、関係機関が連携した支援体制を構築するとともに、移住者への理解を深め、地域で移住者を支えていく環境をつくることが重要です。

中山間地域の活性化と移住の促進

【目指す姿】

中山間地域を支える新たな担い手が育ち、歴史・伝統・文化を守りながら、市民が生き生きと暮らしています。

【施策の体系】

6-2 中山間地域の活性化と移住の促進

- ① 中山間地域の活性化
- ② 移住の促進

【施策の方向性】

①中山間地域の活性化

- ・医療、福祉、交通、情報通信環境など生活に必要なサービスの維持・確保に努めます。また、過疎化が進む集落において、買い物支援など新たなサービスの提供について検討します。
- ・自治（区）会やまちづくり協議会の活動を支援し、中山間地域を支える人材を育成します。
- ・特産品の開発や地域資源を生かした観光ルートの開発などに取り組み、地域活性化を促進します。
- ・空き家を把握し、関係機関と連携して適切な利活用に取り組みます。

②移住の促進

- ・インターネット情報サイトや在京日向会、近畿日向会、同窓会組織などを活用し、情報発信を行います。
- ・移住相談窓口の充実や移住定住促進協議会を設置し、市民との協働による移住者支援体制を構築します。
- ・お試し滞在施設やワーキングホリデー制度などの移住支援制度を充実し、移住に対する不安の解消を図り、経済的な負担を軽減します。
- ・空き店舗、廃校校舎をサテライトオフィスや芸術家の制作活動の場など新たな地域拠点として活用します。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
過疎振興基金補助金を活用した事業数	7 事業	10 事業
移住支援制度や移住相談会、窓口アンケート調査を通して把握した移住者の数	—	200 人

【市民の役割】

- ・地域活動に積極的に参加し、地域の活性化に協力しましょう。
- ・移住者への理解を深め、地域で共に暮らせる環境づくりに協力しましょう。

【主な事業】

中山間地域振興事業、定住促進事業

【関連する計画】

- 日向市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）
- 日向市定住促進方針（平成 27 年度～平成 31 年度）

【参考資料】

移住相談会の様子



市民に信頼される行政サービスの提供

【現状と課題】

市民ニーズの多様化・複雑化が進む中、市民と行政がお互いの情報を共有しながら市政運営を協働で進めていくことが求められています。

そのため、市民に市政情報をきめ細かに提供し、市民の声を行政運営に生かせる環境づくりに取り組むことが必要です。

また、市民に信頼される行政サービスを提供するためには、提供者である職員の資質の向上を図り、市が所有する個人情報の適正な利用や保護に努めることが求められています。

行政サービスの提供の場となる市庁舎についても、市民が親しみやすく利便性が高い環境づくりを進める必要があります。

①広報・広聴活動の充実

- ・情報化社会の進展により、さまざまな情報があふれる中で、市民に分かりやすい、きめ細かな市政情報や地域の魅力を伝える地域情報を迅速に、効果的に発信していくことが求められています。
- ・社会経済情勢の変化や価値観の変化に伴い、市民ニーズは、多様化・複雑化しているため、市民の意見を適切に行政運営に反映していく必要があります。

②市民に信頼される職員の育成

- ・行政サービスの質を向上させるために、人財育成基本方針に基づき職員の人材育成に取り組んでいます。今後、より一層多様化・複雑化する市民ニーズや行政事務に対応していくために、職員の能力向上や職員一人ひとりの能力が発揮される適正な職員配置に努める必要があります。

③市民が利用しやすい市役所づくり

- ・平成30年度に完成予定の新庁舎については、防災拠点施設としての役割はもとより、誰もが快適に利用できる利便性の高い環境づくりが求められています。

④情報公開と個人情報の保護

- ・市政における電子情報の利用が拡大する一方で、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入などにより個人情報に対する市民の関心が高まっています。市が保有する特定個人情報については、適正な利用、個人情報の保護に努める必要があります。
- ・情報公開制度、個人情報保護制度、行政手続制度、行政不服審査制度は、市政運営の透明性、公平性の確保や市民の権利の保護のための重要な制度であるため、市民への普及啓発に取り組む必要があります。

【目指す姿】

市民の市政への関心が高まり、市民の声を反映した質の高い行政サービスが提供されています。

【施策の体系】

6－3 市民に信頼される行政サービスの提供

- ① 広報・広聴活動の充実
- ② 市民に信頼される職員の育成
- ③ 市民が利用しやすい市役所づくり
- ④ 情報公開と個人情報の保護

【施策の方向性】

①広報・広聴活動の充実

- ・広報ひゅうがや市公式ホームページなど各種広報媒体を効果的に活用し、分かりやすく、親しみやすい市政情報や地域情報の提供に努めます。
- ・「広報・広聴マニュアル」を策定し、情報発信に関する研修などを通して職員の広報マインドの醸成や情報発信体制の強化を図ります。
- ・座談会や市民アンケートなどを通して市民ニーズを的確に把握し、市民の意見を行政運営に生かせる環境づくりを推進します。

②市民に信頼される職員の育成

- ・「日向市人財育成基本方針」に基づき職場、研修制度、人事制度の連携を図り、職員の意識改革や政策形成能力の向上に努めます。
- ・他の行政機関や民間事業所等への派遣、政策課題研究等を実施し、職員のバランス感覚と経営感覚の醸成を図ります。
- ・職員が業務や研修で得た知識や経験を活かして専門性の高い施策に対応できるよう、適材適所の人事配置に努めます。

③市民が利用しやすい市役所づくり

- ・窓口部門の集約や効率的な窓口の配置に努め、市民の利便性向上を図ります。
- ・接遇研修などを実施し、窓口サービスの向上を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン※を取り入れ、個人のプライバシーに配慮した、誰もが安心して利用できる人に優しい庁舎づくりを推進します。

市民に信頼される行政サービスの提供

④情報公開と個人情報保護

- ・情報公開制度や個人情報保護制度の運用状況を公表し、制度の周知を図ります。
- ・行政手続制度の審査基準※を見直すとともに、行政不服審査制度を含めた救済制度について市民への周知を図ります。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
研修受講者の理解（満足）度	90.8%	93.0%
行政情報の提供に満足している市民の割合	-	75.0%
市公式ホームページアクセス件数	50 万件	55 万件

【市民の役割】

- ・市政に関心を持ちましょう。
- ・市が開催する座談会や意見交換会に積極的に参加しましょう。

【主な事業】

広報・広聴機能の充実に関する事業、人事評価制度の適正な運用、新庁舎建設事業
情報公開・個人情報保護および行政不服審査制度の運用

【関連する計画】

日向市人財育成基本方針（平成 27 年度～）
日向市新庁舎建設基本計画（平成 26 年度～）
日向市広報・広聴マニュアル（平成 28 年度～）

【参考資料】

情報公開条例に基づく公文書開示請求などの件数

年 度	開示請求等	決定の状況				決定に対する 不服申立て
		開示	部分開示	不開示	不存在	
平成 25 年度	89 件	54 件	33 件	1 件	1 件	0 件
平成 26 年度	62 件	41 件	14 件	4 件	3 件	0 件
平成 27 年度	81 件	59 件	15 件	5 件	2 件	0 件

資料：総務課

効果的・効率的な行政経営の推進

【現状と課題】

人口減少や高齢化が加速する中、将来にわたって質の高い行政サービスを維持するためには、限られた経営資源（人、もの、金）を効果的・効率的に活用し、計画的な行政経営を推進することが求められています。

また、新たな行政サービスや多様化・複雑化する市民ニーズに対応するために、引き続き行財政改革を進め、組織機構の改編や情報ICTの活用を図り、事務の簡素化・効率化に努めることも必要です。

本市が保有する公共施設については、施設の老朽化対策や更新費用に多大な経費を要することが懸念されるため、経営的な視点を持ちながら、総合的かつ計画的な管理運営を行う公共施設マネジメントの推進が求められています。

①計画的な行政経営の推進

- ・総合計画の実現に向けて、総合計画に掲げた施策の成果を検証し、必要に応じて事業手法を見直ししながら、施策および事務事業の重要度や優先度を踏まえて効果的・効率的に経営資源を活用していく必要があります。

②行政運営の効率化・高度化の推進

- ・地方分権による権限委譲や多様化・複雑化している市民ニーズへの対応など、行政が担う役割が増加しているため、行政が担うべき役割を明確にし、民間活力の導入を図り、効果的・効率的な市民サービスの提供に努める必要があります。
- ・情報ICTなどを活用しながら、業務の見直しや集約化、効率化、行政手続の簡素化を推進し、行政サービスのより一層の向上を図る必要があります。
- ・公的統計データや二次利用が可能なオープンデータ※について、計画作成や事業の見直しなどに生かすとともに、市民に公開し、利用を促進していく必要があります。

③公共施設の最適化と適切な管理

- ・市民ニーズに対応した適正な施設の整備に努め、人口減少や利用実態を踏まえた施設の集約化、複合化、廃止について検討する必要があります。
- ・安全で安心に公共施設を利用するために、適切な維持管理や耐震化を行い、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ることが必要です。

④広域連携の推進

- ・情報化社会の進展や交通アクセスの向上により生活圏が拡大する中、市町村が単独で取り組むことが困難な事務や専門職員の確保が難しい状況が生まれています。地方分権の進展とともに、求められる行政サービスも複雑化・高度化しているため、近隣市町村が連携し、事務の効率化や地域課題の解決を図る必要があります。

※オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

効果的・効率的な行政経営の推進

【目指す姿】

近隣市町村と連携し、限られた経営資源を有効に活用しながら質の高い行政サービスが提供されています。

【施策の体系】

6-4 効果的・効率的な行政経営の推進

- ① 計画的な行政経営の推進
- ② 行政運営の効率化・高度化の推進
- ③ 公共施設の最適化と適切な管理
- ④ 広域連携の推進

【施策の方向性】

①計画的な行政経営の推進

・総合計画を着実に推進するために、PDCAサイクルに基づく行政経営システムを推進し、施策の進捗管理や成果検証を行いながら、効果が上がっていない事業についてはその手法を見直すなど、効果的・効率的な行政経営に努めます。

②行政運営の効率化・高度化の推進

- ・組織・機構の効率化を図るとともに、公共サービスについて、行政が担うべき分野を明確にし、「民間にできることは民間に委ねる」という基本方針の下、民間活力の導入に努めます。
- ・情報ICTなどを積極的に導入し、業務の集約化・効率化、行政手続の簡素化を図り、市民サービスの向上に努めます。
- ・各種統計調査を適切に実施し、統計情報を地域経営に活用します。
- ・オープンデータの公開に関する指針を策定し、公的データの二次利用を推進します。

③公共施設の最適化と適切な管理

- ・新たな公共施設の整備について、集約化、複合化を推進します。
- ・利用者が少ない公共施設について、転用や廃止を検討します。
- ・公共施設の適切な点検を実施し、計画的な維持補修や耐震化に努めます。
- ・公共施設の整備などについて、民間資金やPPP※、PFI※の導入を検討します。
- ・公共施設の維持管理について、事後保全型から予防保全型へ転換し、長寿命化による財政負担の軽減と平準化を図ります。

④広域連携の推進

- ・医療、福祉、救急など市域を越えて取り組むべき地域課題について、近隣市町村との連携を強化し、安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- ・日向圏域定住自立圏の中心市、宮崎県北定住自立圏の構成市として各圏域定住自立圏共生ビジョンにおける目標、課題などに取り組み、人口流出の抑制を図ります。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
総合計画の主な指標の達成度	-	100%
任期の定めのない正職員数	H29.4.1 時点の職員数	基準値以下
公共施設の総延床面積	29.1 万㎡（平成 26 年度）	↓
日向・東臼杵郡市町村振興協議会での新規事業数	-	8 事業

【市民の役割】

- ・行政経営について関心を持ち、意見や要望を伝えましょう。
- ・公共施設を適切に利用しましょう。
- ・近隣市町村の住民と積極的に交流し、理解を深め、互いに尊重しましょう。

【主な事業】

行政評価制度推進事業、行政改革推進に要する経費、公共施設マネジメント推進事業
定住自立圏形成推進事業

【関連する計画】

日向市行財政改革大綱（平成 29 年度～平成 32 年度）
日向市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度策定）
日向圏域定住自立圏共生ビジョン（平成 27 年度～平成 31 年度）

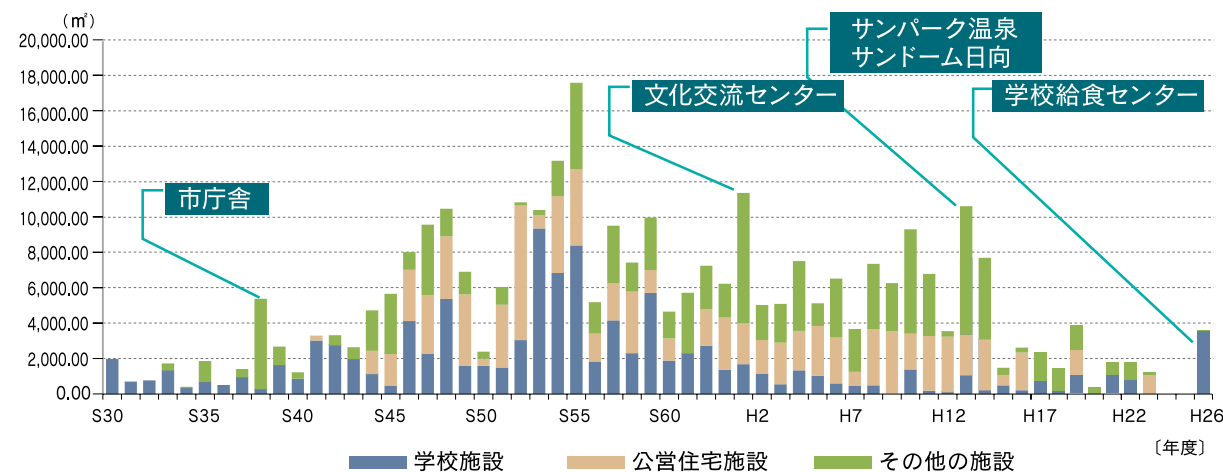
用語解説

※ PPP：Public Private Partnerships の略。行政サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、維持管理などの効率化や行政サービスの向上を目指すもの。
※ PFI：Public Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法や指定管理者制度なども含まれる。

効果的・効率的な行政経営の推進

【参考資料】

公共施設（建物系施設）の建築年度別の整備状況



※1 平均築年数：26.4年

※2 平成26年度末時点の公共施設（建物系施設）の保有延床面積：30.5万㎡
このうち上下水道等の公営企業会計（インフラ系施設）を除く普通会計で所管するもの：29.1万㎡

未来につなげる財政運営

【現状と課題】

本市の財政運営については、社会保障費の増加や公共施設の更新費用など歳出が増加する一方で、本格的な人口減少社会の到来により歳入減が見込まれるなど、より一層厳しさを増すことが懸念されます。

本市では、これまで「日向市財政改革プラン」に基づき自主財源の確保や歳出削減に取り組んできた結果、市債残高が圧縮され、各種財政指標の改善が見られますが、厳しい財政状況に対応するためには、これまで以上に効果的・効率的な財政運営に取り組むことが求められています。

①適正な財政運営

- ・今後、歳入面では、合併特例期間終了に伴う普通交付税の減額や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念されています。また、少子高齢化の進行による社会保障費や公共施設などの老朽化に伴う更新費用の増大、防災対策など新たな財政需要への対応による歳出の増加も予測されています。
- ・厳しい財政状況の中、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った財政運営を行い、財政基盤を強化する必要があります。
- ・市債の計画的な発行や基金の有効活用を図り、将来世代に過度の負担を残さない健全な財政運営に努める必要があります。

②自主財源の確保

- ・市税は、健全な財政運営の根幹をなす重要な財源であり、市民の公平負担という観点から、適正な課税と徴収に努める必要があります。また、企業誘致の促進などによる税収の安定化を図る必要があります。
- ・ふるさと日向市応援寄附金は、重要な自主財源として期待されていますが、返礼品や各種サービスの拡大など自治体間の競争が激化しているため、ふるさと納税制度の趣旨を尊重しながら、返礼品の充実や効果的な情報発信に努め、特産品の普及拡大や自主財源の確保を図る必要があります。
- ・行政サービスを維持するため、使用料・手数料の適正化を図るとともに、未利用資産などを有効に活用し、新たな財源の確保を図る必要があります。

未来につなげる財政運営

【目指す姿】

行政や市民一人ひとりがコスト意識を持ち、将来世代に負担の少ない健全な財政運営が行われています。

【施策の体系】

6-5 未来につなげる財政運営

- ① 適正な財政運営
- ② 自主財源の確保

【施策の方向性】

①適正な財政運営

- ・市民ニーズに対応した適切な行政サービスを提供するため、経費節減や「選択と集中」を徹底し、効果的・効率的な財政運営を推進します。
- ・行財政改革大綱に基づき、健全で持続可能な財政基盤をつくります。
- ・投資的経費の重点化など、市債残高の圧縮と基金の有効活用を図り、将来を見据えた歳入の確保と歳出の削減に取り組みます。

②自主財源の確保

- ・市税の課税客体を的確に把握し、適正な課税に努め、収納率の向上と未収債権圧縮に努めます。
- ・ふるさと日向市応援寄附金の返礼品取扱業者と連携し、特産品の魅力を効果的に情報発信し、特産品の普及拡大や寄附者の増加に取り組みます。
- ・行政コストの見直しや使用料・手数料の適正化を図り、未利用資産の売却など新たな財源の確保に努めます。

【主な指標と目標値】

主な指標	基準値（H27 年度）	目標値（H32 年度）
経常収支比率	91.0%	↓
実質公債費比率	12.0%	↓
将来負担比率	79.1%	↓
市税収納率	95.3%	95.5%
ふるさと日向市応援寄附金の寄附額	5 億 1700 万円	5 億円

【市民の役割】

- ・市税の役割について正しく理解し、納期限内に納税しましょう。

【主な事業】

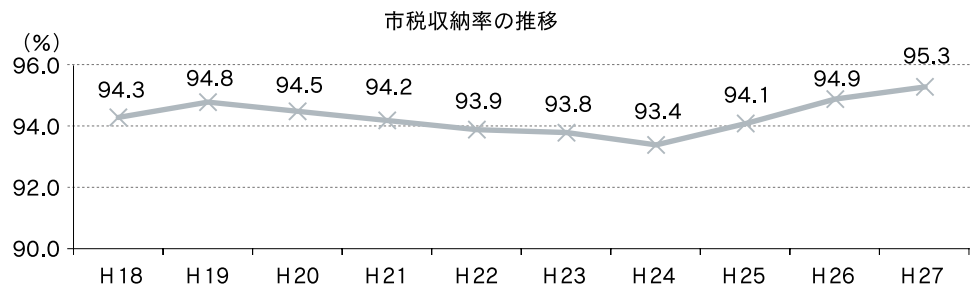
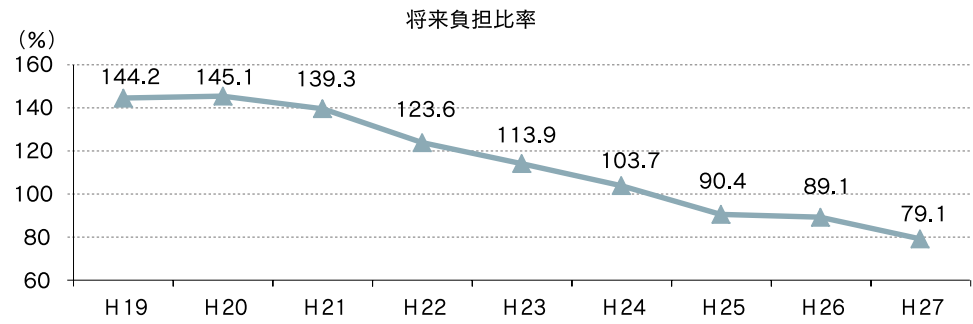
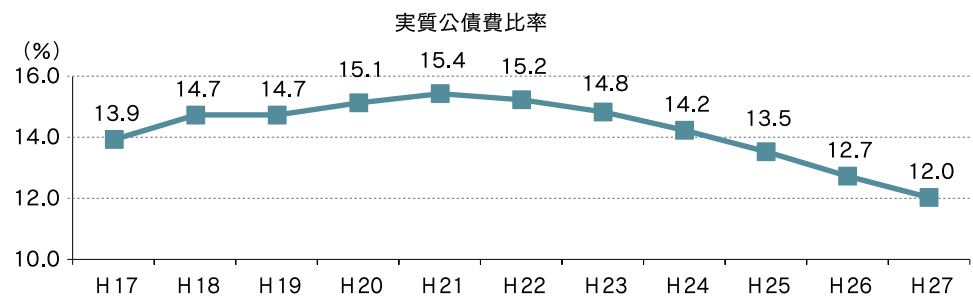
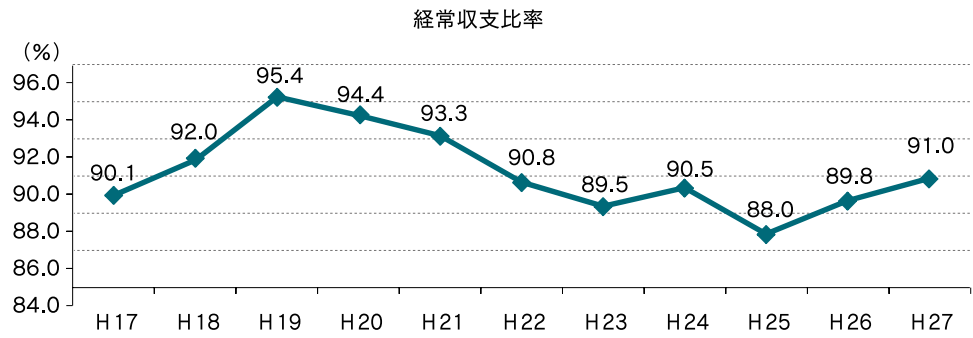
固定資産税課税適正化事業、ふるさと日向市応援寄附金事業、使用料・手数料の見直し

未来につなげる財政運営

【関連する計画】

日向市行財政改革大綱（平成 29 年度～平成 32 年度）

【参考資料】



資料編

References



日向市総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 20 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想および基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像および基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向および体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想および基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、日向市総合計画審議会条例（昭和 54 年日向市条例第 1 号）第 1 条に規定する日向市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画との整合)

第 5 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

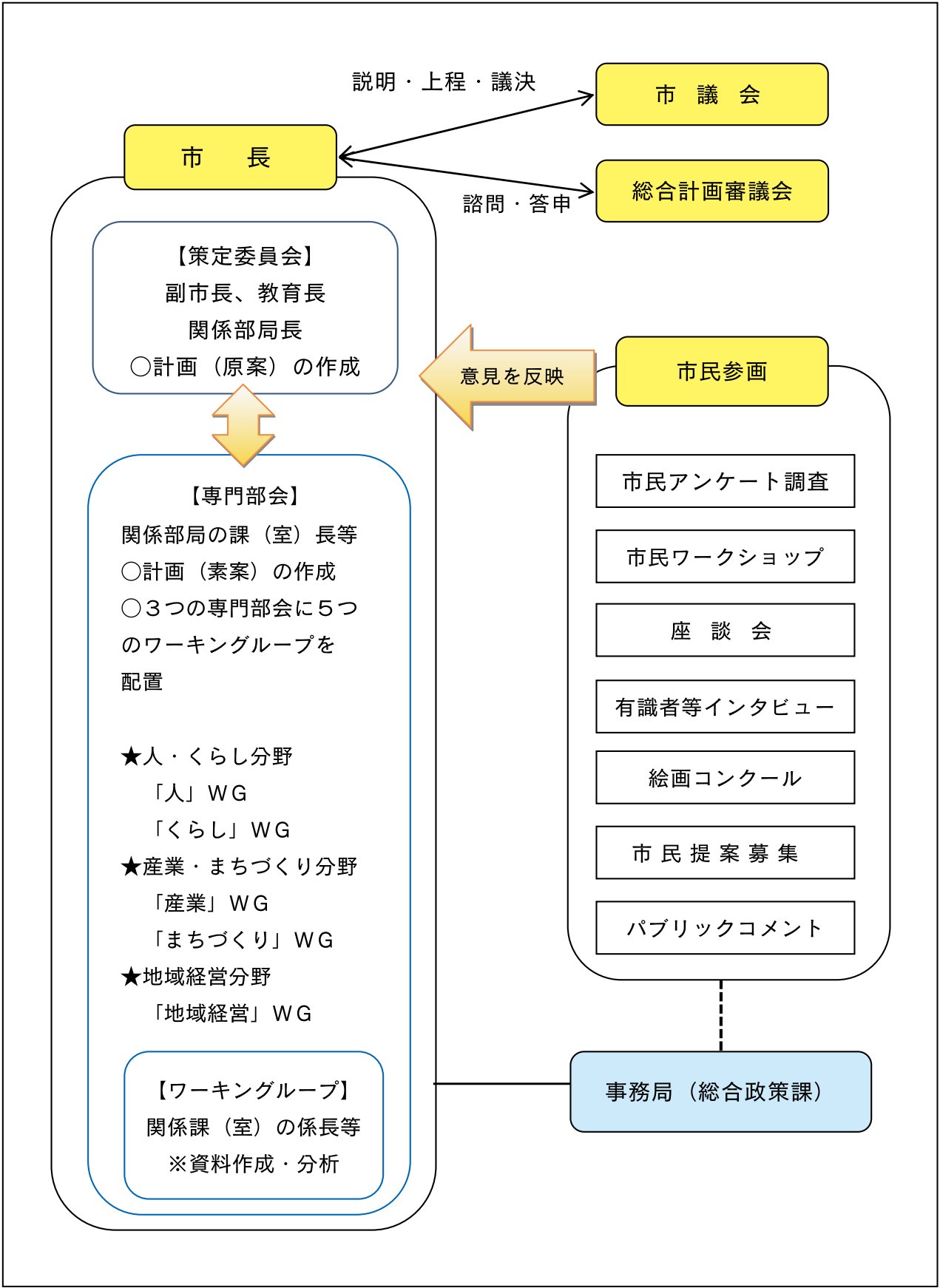
(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

策 定 体 制



策 定 経 過

平成 28 年 4 月 20 日	第 1 回	日向市総合計画策定委員会
4 月 28 日	第 1 回	専門部会・ワーキンググループ会議合同会議
6 月 18 日		日向の未来づくり市民ワークショップ（人・くらし、産業）
22 日	第 1 回	日向市総合計画審議会
23 日		日向の未来まちづくり座談会（大王谷コミュニティセンター）
24 日	第 2 回	ワーキンググループ会議（地域経営）
25 日		日向の未来づくり市民ワークショップ（まちづくり）
		日向の若者未来デザイン会議
27 日～ 28 日	第 2 回	ワーキンググループ会議（人、くらし、産業、まちづくり）
28 日		日向の未来まちづくり座談会（日知屋公民館）
29 日		日向の未来まちづくり座談会（東郷さくら館）
7 月 1 日		日向の未来まちづくり座談会（南日向公民館）
4 日		日向の未来まちづくり座談会（中央公民館）
5 日		日向の未来まちづくり座談会（財光寺まちづくり事務所）
7 日		日向の未来まちづくり座談会（美々津公民館）
	第 2 回	日向市総合計画策定委員会
11 日～ 12 日	第 3 回	ワーキンググループ会議
12 日～ 22 日		有識者インタビュー（審議員）
22 日	第 4 回	ワーキンググループ会議（地域経営）
25 日	第 4 回	ワーキンググループ会議（人、くらし、産業、まちづくり）
8 月 3 日～ 5 日	第 2 回	専門部会
9 日	第 3 回	総合計画策定委員会
16 日～ 17 日	第 5 回	総合計画ワーキンググループ会議
29 日	第 2 回	日向市総合計画審議会
9 月 15 日～ 16 日	第 3 回	専門部会
23 日	第 4 回	日向市総合計画策定委員会
26 日	第 3 回	日向市総合計画審議会
10 月 4 日		議会全員協議会（中間報告）
11 月 1 日	第 5 回	日向市総合計画策定委員会、第 4 回専門部会 合同会議
15 日	第 6 回	日向市総合計画策定委員会
21 日	第 4 回	日向市総合計画審議会
12 月 14 日	第 7 回	日向市総合計画策定委員会
16 日		議会全員協議会（最終報告）、パブリックコメント（1 月 6 日）
26 日	第 5 回	日向市総合計画審議会
1 月 10 日		日向市総合計画審議会からの答申
16 日	第 8 回	日向市総合計画策定委員会
2 月 1 日		平成 29 年 1 月臨時議会において議決

日向市総合計画審議会条例

昭和 54 年 3 月 24 日
条例第 1 号

	（設置）
第 1 条	市長の諮問に応じ、本市の総合計画について審議するため、日向市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
	（組織）
第 2 条	審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。
2	委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
3	委員は、当該事案の審議が終了したときは、その職を失う。
	（会長および副会長）
第 3 条	審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
2	会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3	副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
	（会議）
第 4 条	審議会は、会長が招集する。
2	会長は、会議の議長となる。
3	審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
4	審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
	（庶務）
第 5 条	審議会の庶務は、総合政策部において処理する。
	（委任）
第 6 条	この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附 則	
1	この条例は、公布の日から施行する。
2	日向市総合計画審議会条例（昭和 42 年日向市条例第 31 号）は、廃止する。
附 則（昭和 58 年 3 月 30 日条例第 5 号抄）	
	（施行期日）
1	この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（昭和 62 年 3 月 31 日条例第 2 号抄）	
	（施行期日）
1	この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

日向市総合計画審議会 諮問

発日総政第 202 号
平成 28 年 6 月 22 日

日向市総合計画審議会会長 様

日向市長 十屋 幸平

「第 2 次日向市総合計画・前期基本計画」の策定について（諮問）

本市では、平成 24 年 3 月に策定した「新しい日向市総合計画・後期基本計画」に基づき、「市民との協働」と「地域力の活用」を基本理念として、地域づくりを推進していますが、同計画が本年度末で終了することから、平成 29 年度を初年度とする「第 2 次日向市総合計画・前期基本計画」を策定することとしました。

つきましては、「第 2 次日向市総合計画・前期基本計画」の策定について、ご審議くださるよう諮問いたします。

日向市総合計画審議会 答申

平成 29 年 1 月 10 日

日向市長 十屋 幸平

日向市総合計画審議会
会長 三 輪 純 司

「第 2 次日向市総合計画・前期基本計画」の答申について

平成 28 年 6 月 22 日付、発日総政第 202 号で諮問のあった「第 2 次日向市総合計画・前期基本計画」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の策定および推進にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重され、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」の実現に向けて、「若者に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略」を中心とした施策に積極的に取り組むとともに、まちづくりの基本理念である「人権尊重」「市民との協働」「地域力の活用」による地域づくりを進め、急速に進展する人口減少社会に対応できる、「未来につなげるまちづくり」を戦略的に進められるよう要望します。

記

- 1 総合計画は、「市民共有」の指針として、さまざまな機会を通じて計画の趣旨と内容の周知徹底を図るとともに、市民、NPO、企業、行政などのあらゆる主体間による協働によるまちづくりを推進すること。また、急速に進展する人口減少社会、高齢化社会を見据えて、より一層の地域力の向上に向けた取り組みを推進すること。
- 2 限られた経営資源（人、もの、金）を有効に活用し、本市の抱えるまちづくりの重点課題を効果的、効率的に解決するためにも、重点戦略「若者に選ばれるまち“日向”未来づくり戦略」に掲げる施策について、優先的に取り組み「選択と集中」による施策の展開を図ること。
- 3 重点戦略の中でも、若者に選ばれるために特に必要となる「未来を支える“ひゅうがっ子”プロジェクト」「安心して生み育てる“みんなで子育て”プロジェクト」を最優先課題として積極的な施策展開を図り、未来を支える子どもを地域で育む意識の醸成に努めること。
- 4 総合計画を着実に推進していくために、計画の進行管理を適切かつ継続的に実施し、その公表に努めること。また、新たな地域課題が発生した場合に、速やかに対応できるよう柔軟な執行体制の構築に努めること。

日向市総合計画審議会委員名簿

No.	団体名	役 職	審議員名	審議会役職
1	日向商工会議所	会 頭	三輪 純司	会 長
2	放送大学宮崎学習センター	所 長	宇田 廣文	副会長
3	日向市 PTA 協議会	副会長	美根 香奈子	委 員
4	NPO 法人 こども遊センター	常任理事	石谷 香奈美	委 員
5	男女共同参画推進ルーム	運営委員	尾池 厚子	委 員
6	(一社) 日向市東臼杵郡医師会	会 長	渡邊 康久	委 員
7	日向市社会福祉協議会	常務理事	黒木 一彦	委 員
8	東郷町商工会	会 長	那須 茂樹	委 員
9	日向農業協同組合	常 務	海野 真吾	委 員
10	耳川広域森林組合	代表理事組合長	甲斐 若佐	委 員
11	日向市漁業協同組合	代表理事組合長	是澤 喜幸	委 員
12	日向市観光協会	会 長	松葉 藤吉	委 員
13	日向市区長公民館長連合会	会 長	沖田 實美	委 員
14	社団法人 日向青年会議所	理事長	黒木 章光	委 員
15	NPO 法人日向市障害者団体連絡協議会	会 長	甲斐 ひろみ	委 員
16	日向市高齢者クラブ連合会	会 長	甲斐 政夫	委 員
17	日向市地域子育て支援センター	事務長	山元 昌子	委 員
18	市民代表		川畑 孝博	委 員
19	市民代表		古賀 慶子	委 員
20	市民代表		吉川 真利子	委 員

日向市総合計画策定委員会設置規程

- 平成 12 年 6 月 20 日 訓令（甲）第 8 号
- (名称および目的)
- 第 1 条 日向市総合計画（以下「総合計画」という。）に関する基本的事項を審議し、計画原案を策定するため、日向市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (組織)
- 第 2 条 委員会は、副市長、教育長、理事、総合政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、東郷総合支所長、会計管理者、消防長、議会事務局長、上下水道局長および教育部長をもって組織する。
- (委員長および副委員長)
- 第 3 条 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長は、副市長とし、副委員長は、総合政策部長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (委員会の招集等)
- 第 4 条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- (専門部会)
- 第 5 条 委員会の審議を円滑にするため、専門部会を設置する。
- 2 専門部会は、政策の分野毎に設置し、各部会は、部会長、副部会長および部員によって構成する。
- 3 専門部会の構成および構成員は、委員長が指定する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。
- 5 専門部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 総合計画策定に関する資料の収集および分析
- (2) 総合計画の具体的な計画原案の作成
- (3) 総合計画の進行管理
- (ワーキング・グループ)
- 第 6 条 専門部会にワーキング・グループを置く。
- 2 ワーキング・グループのメンバーは、専門部会長が選任する。
- 3 ワーキング・グループにリーダーを置き、メンバーの互選により選任する。
- 4 ワーキング・グループは、専門部会の資料収集、分析および計画素案の作成を行う。
- (専門部会長会等)
- 第 7 条 委員長は、必要に応じて、専門部会長会又はワーキング・グループリーダー会を開催するものとする。
- (任期)
- 第 8 条 委員およびワーキング・グループの任期は、総合計画が策定されるまでとする。
- (庶務)
- 第 9 条 委員会および専門部会の庶務は、総合政策課において処理する。
- (報告)
- 第 10 条 委員会は、結果を市長に報告するものとする。
- (雑則)
- 第 11 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

日向市総合計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	策定委員会役職
副市長	坂元 修一	委員長
教育長	今村 卓也	
理事（産業集積・物流担当）	甲斐 敏	
総合政策部長兼東郷総合支所長	大石 真一	副委員長
総務部長	門脇 功郎	
市民環境部長	黒木 雅由	
健康福祉部長	三輪 勝広	
産業経済部長	清水 邦彦	
建設部長	藤元 秀之	
教育部長	野別 知孝	
上下水道局長	御手洗 幸二	
消防長	海野 茂実	
議会事務局長	柏田 淳一	
会計管理者	吉野 千草	

日向の未来デザイン絵画コンクール「私が夢見る未来のひゅうが」

■市長賞

〈作 者〉塩見小学校 3年 黒木 百香さん
〈題 名〉「えがおの町」



■審議会会長賞

〈作 者〉財光寺南小学校 1年 島田 健寿さん
〈題 名〉「さかながいっぱいいるうみ」



■教育長賞

〈作 者〉財光寺小学校 4年 山本 さくらさん

〈題 名〉「私がゆめ見る未来のひょうが」



第2次日向市総合計画（平成29年3月）

編 集：日向市総合政策部総合政策課

〒883-8555 日向市本町10番5号

TEL (0982) 52-2111/FAX (0982) 52-1455
